

人生輝くまち たけた
～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、共に支え合うまち～

第3次 竹田市 地域福祉計画

第4次 竹田市 地域福祉活動計画

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度



令和4年3月
竹田市
竹田市社会福祉協議会

ごあいさつ



高原、温泉、農産物、城下町、すばらしい自然と文化に包まれた竹田市。この住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らしたい。城下町を散策し、高原で心を癒し、温泉で体を休め、おいしいごはんを食べる。そんな日常をいつまでも続けたい。それが、みんなの願いです。

しかしながら、近年、地域社会を取り巻く環境は著しく変化しています。価値観の多様化や生活様式の変化で、親密な近所付き合いや気軽に頼み事や相談ができる地域のつながりも失われつつあります。育児と介護を同時に担うダブルケア、高齢の親が無就労の子の生計を支える 8050 問題、ヤングケアラー、児童虐待など家族や地域を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

地域のつながり、支え合いが失われつつある現在、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の人たちが、子どもから高齢者まで世代を超えてつながり、互いに支え合い、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。人生 100 年時代と言われる今日、市民一人ひとりが「いのちの充実感」を感じ、「いのちが満たされている」と感じられる社会を目指していかなければなりません。

第 3 次地域福祉計画では「人生輝くまち たけた ～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、共に支え合うまち～」を基本理念として、第 2 次計画を継承しながら、改正社会福祉法に新たに盛り込まれた、包括的支援体制の整備に努めていくこととしています。そして竹田市社会福祉協議会が策定する福祉活動計画と一体的に作成することで、市と社会福祉協議会が福祉の両輪となり、市民の皆様や関係団体の皆様と共に地域共生社会の実現と地域福祉の更なる推進に取り組んでいくことを目指しています。

また、犯罪をした人の社会復帰へ向けた地域ぐるみの支援体制の構築を目指して、再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体的に策定しています。

市民の皆様、関係団体の皆様におかれましては、本計画を通じた地域福祉の推進により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました竹田市地域福祉計画策定委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、ご協力いただいた多くの皆様に深くお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

竹田市長 土居 昌弘

ごあいさつ



このたび、社会福祉協議会が担う地域福祉活動の指針となる「第4次地域福祉活動計画」（令和4年度～令和8年度）を策定しました。

平成18年度に第1次計画を策定して以降、今年で「第4次地域福祉活動計画」となります。

この計画は、竹田市が策定する「地域福祉計画」と整合性を図り策定することとなっており、平成29年度から令和3年度まで5年間の取り組みを検証し、地域の実情に沿った地域福祉活動計画及び実践計画を策定しております。

近年、地域社会を取り巻く環境も大きく変化し、一段と厳しさを増しております。少子高齢化の進展に伴う一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、障がい者や子育て世代等従来の福祉ニーズに加えて、生活困窮・8050問題・孤立等ライフスタイルの多様化に伴い、ニーズもより多様化複雑化しております。また地域の状況も連帯性の希薄化や担い手の不足等により「地域力」は脆弱化しております。

このような状況の中、本計画は「人生輝くまち たけた～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、共に支え合うまち～」を基本理念として、市民の皆さんと共に、地域の課題を把握し解決に向け支え合う人づくり・仕組みづくりの推進、相談しやすく適切な福祉サービスを受けることが出来、いきいきと安心・安全に暮らせる地域づくりを目指します。

令和4年度から、この実践計画に基づいて社会福祉協議会の担う役割を果たしていくこととなります。今回は目標値を定め毎年度検証し、実践活動の充実に努めることとしています。市民の皆さんと共に、基本理念達成のため社協職員一丸となり、地域福祉の向上に邁進してまいります。

結びになりますが、地域福祉活動計画策定委員の皆様はじめ、計画策定にご協力ご支援いただいた関係者の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人竹田市社会福祉協議会
会 長 木部 眞里子

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の地域福祉に関する動向	2
3. 地域福祉とは	4
4. 自助、互助、共助、公助、協働の視点	5
5. 身近な圏域の考え方	6
6. 竹田市の地域福祉における SDGs	7
7. 計画の位置付け	8
8. 計画の期間	12
9. 計画の策定体制	13
第2章 本市の現状と課題	14
1. 統計データからみる本市の現状	14
2. 地域福祉を支える社会資源の現状	25
3. アンケート結果から見る本市の現状	26
4. 第2次地域福祉計画の施策評価について	38
第3章 計画の基本理念と基本目標	45
1. 基本理念	45
2. 基本目標	46
3. 地域共生社会の実現に向けて	48
4. 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針	51
5. 施策体系	53
第4章 取り組みの展開	54
基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり	54
1 地域における交流・ふれあいの促進	54
2 地域福祉を支える活動の促進	58
3 地域福祉の意識向上	62
基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり	64
1 情報提供と相談体制の強化	64
2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実	69
3 支援を必要とする人への自立支援	72

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり	79
1 健やかに暮らせる基盤づくり	79
2 地域防災力の強化	82
3 普段からの見守りと防犯活動	84
4 誰もが暮らしやすい環境整備	86
第5章 計画の推進体制	88
1. 協働による計画の推進	88
2. 計画進行管理	89
社会福祉協議会における実践計画	90
1. 取り組みの体系	90
2. 第4次竹田市地域福祉活動計画実践計画書	94
資料編	117
1. 竹田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	117
2. 竹田市地域福祉計画策定委員会名簿	118
3. 竹田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	119
4. 竹田市地域福祉活動計画策定委員会名簿	120
5. 用語集	121

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄になるなど地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、住民が抱える課題についても介護と育児の「ダブルケア問題」や「8050問題」、「ヤングケアラー」など多様化・複雑化しており、旧来の「高齢者」、「障がい者」、「子育て」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

そのような状況を踏まえ、国は、2016（平成28）年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性が示されました。

これを受けて、厚生労働省は、同年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性を示す中で、その後の事業を推進しています。地域福祉については、社会福祉法人の経営組織の見直しや介護人材の確保を推進するための取り組みを拡充する等の社会福祉法の改正を行ったうえで、令和2年度には地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国庫補助の特例等を同法の改正により創設しています。

このたびの計画策定は、2016（平成28）年度に策定した「第2次竹田市地域福祉計画・第3次竹田市地域福祉活動計画」が2021（令和3）年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2次竹田市地域福祉計画・第3次竹田市地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い「第3次竹田市地域福祉計画・第4次竹田市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2. 国の地域福祉に関する動向

国では、2016（平成28）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子ども等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをもとにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示され、法制度等の整備が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成29年 6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 （2018（平成30）年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成29年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和2年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 （2021（令和3）年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和3年 3月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

「地域共生社会」を実現するためには、福祉を「支え手」側と「受け手」側に線引きし、分けて考えるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが必要とされています。

そのため、国では「住民の身近な圏域」において住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることのできる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を目指し「包括的な支援体制の整備」を進めています。

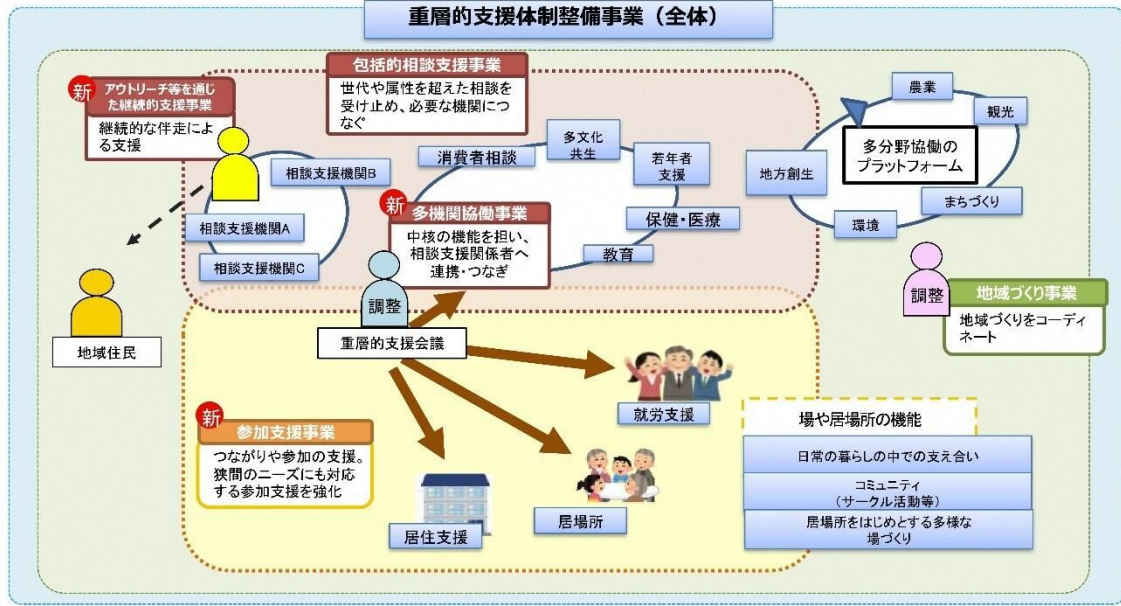
さらに、2021（令和3）年3月の改正では、包括的な支援体制の整備をより推進するため、「重層的な支援体制の構築」を進めています。

※重層的な支援体制の構築とは

- ①「断らない相談支援」…本人・世帯の特徴に関わらず受け止める相談支援
- ②「参加支援」…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③「地域づくりに向けた支援」…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省

3. 地域福祉とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者・障がい者・子どもなどの対象者ごとに分けて捉えがちです。それは、今まで対象ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対処できない複合的な課題や、公的なサービスの対象とならないけれども生活する上で困っているなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことがたくさんあります。

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに支えたり、支えられたりする関係やその仕組みを作っていくことで、こうした人たちの生活課題を解決し、ひいては、地域全体をより良いものにしていこうとする営みです。

社会福祉法においては、地域福祉の推進について、第4条に以下のように示されています。

【社会福祉法】

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

4. 自助、互助、共助、公助、協働の視点

本計画では、地域福祉を推進するための視点として「自助」「互助」「共助」「公助」という概念を整理しました。

「自助」は、できることを自分自身の努力で行うことであり、「互助」は、住民が自発的に相互に支え合うことです。また、「共助」は、地域コミュニティ（地域の様々な単位の組織）等の組織の中で助け合うことも含めて支え合う仕組みです。「公助」は、行政による公的サービスです。それに加え「さまざまな立場の横のつながりによる取り組み」を「協働」とする視点も取込み、参画・連携を調整しながら、支え合いの仕組みを構築・推進していきます。

「自助・互助・共助・公助」「協働」の考え方に基づく新しい福祉社会の構築を目指し、地域の特性や課題に対応した活動を支援し、さまざまな視点で、地域福祉の展開を進めながら、地域福祉力の向上を目指します。

自 助

【住民一人ひとりができること】

できることを自分の努力で行うこと

互 助 共 助

【地域でできること】

互助・・・隣近所や地域住民同士が思いやりを持ち、自発的に互いに支え合うこと

共助・・・地域コミュニティ（地域の様々な単位の組織）の中でシステム化された支援活動

公 助

【行政ができること】

個人や地域社会では解決できない問題への取り組みや、解決を行います

協 働

【住民と多様な関係機関・団体等が連携してできること】

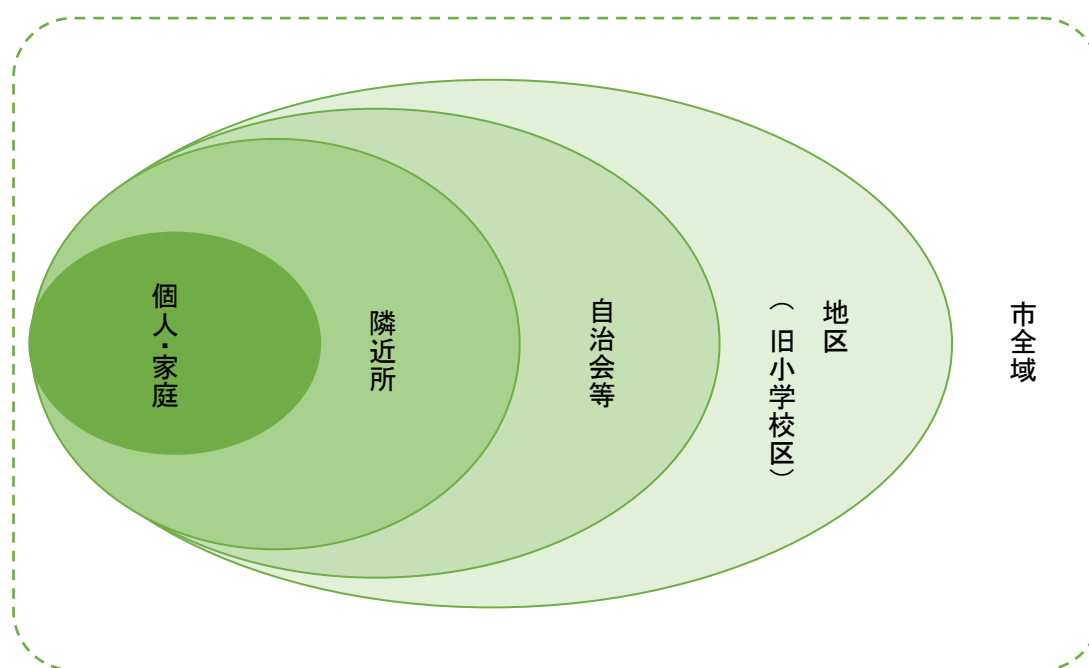
いろいろな取り組みを、住民・事業所・社会福祉協議会・行政・民間など、異なる主体同士が協力して行うこと

5. 身近な圏域の考え方

「地域」という言葉は一定の地理的な空間を指しますが、地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場だけで展開されるものではありません。地域で暮らす個人は家庭、隣近所、自治会、地区とつながり、さらに市全域へとつながり、重層的に形成される地域の中で暮らしています。また、市域を超えた様々なつながりにも属しています。

そのため、本計画では、市全体を一つの地域としてとらえることとし、個別の事業においては、地区や自治会ごとに地域をとらえて、地域福祉を推進するものとし
ます。

■重層的な地域福祉圏域のイメージ図



圏域	圏域の役割
個人・家庭	身近な地域のことに関心を持ち、助け合い、支え合う福祉の意識を心掛ける。
隣近所	近所づきあいを通して、近隣住民の見守りを心掛ける。
自治会等	自治会等組織による身近な困りごとへの支援や見守り。
地区	地区住民への福祉活動の啓発、情報発信。交流の場づくり。 福祉課題を話し合う機会を設け、課題を解決する仕組みづくりを検討する。
市全域	市民の地域福祉への関心が高まるよう、様々な媒体を通して情報発信、啓発を行う。 地域課題から必要な支援を検討し、提供する。

6. 竹田市の地域福祉における SDGs

国は、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、各分野における取り組みを推進しており、本市においても、SDGs の達成に向けた取り組みを推進しています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現と密接に関係するものであり、地域福祉の推進が不可欠な要素となっています。



■SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールのうち地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの



7. 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条を根拠とし、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

■市町村地域福祉計画の根拠法

【社会福祉法】

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、住民が地域でいきいきと安心して生活をするために、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

本市が策定する地域福祉計画と竹田市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定することで、地域福祉に関わる市や社会福祉協議会、地域住民、団体等、それぞれの役割が明確になり、共通の理念や目標のもとで、より効率的、効果的な活動や事業の展開が可能となります。このため、本計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとします。

(4) その他包含する計画の位置づけ

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

そこで、再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

■地方再犯防止推進計画の根拠法

【再犯の防止等の推進に関する法律】

（地方再犯防止推進計画）

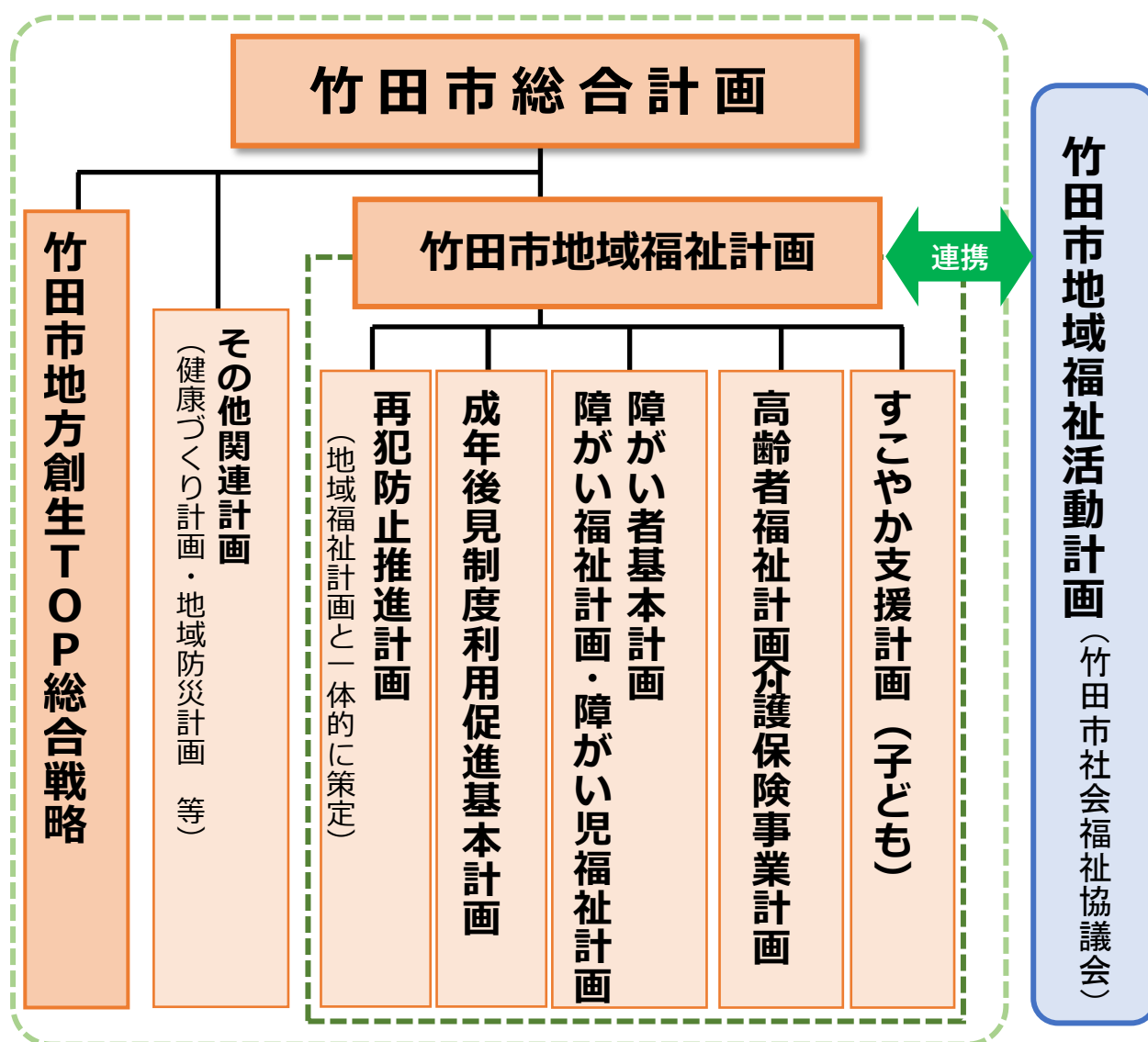
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

法務省が令和3年3月に示した策定の手引き（改訂版）において、「地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等（例えば、地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。）と一体のものとして策定することも可能です。また、計画の期間や変更時期についても、各団体の実情に応じて判断いただいて差し支えありません。」とあることから、本計画の基本目標2「(5) 犯罪をした人の社会復帰支援」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本計画に包含するものとします。

(5) 他の計画との関係

竹田市地域福祉計画は、竹田市総合計画を上位計画とし、各分野の福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業企画、障がい者基本計画、すこやか支援計画等）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。



■他の計画の概要

竹田市総合計画

竹田市の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画で、市の最上位計画に位置付けられます。

竹田市地方創生TOP総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく、竹田市の「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての計画として位置づけるものであり、竹田市のまちづくりに資する様々な計画・取り組みのうち、人口対策部門に特化して政策分野を整理し、重点的に施策を講じることで「人口減少の抑制」と、「地域経済の維持・活性化」を目指す指針となるものです。

竹田市すこやか支援計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」を合わせて策定するものです。家庭、地域、教育・保育施設、学校、事業者、行政機関などの関係機関が相互に協力しあい、地域全体が一体となって子どもの育ちや子育てを支援するための行動計画です。

竹田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく、要介護・要支援高齢者や、要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

竹田市障がい者基本計画

障害者基本法11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

竹田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画は、障がい者基本計画の中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3年を1期として策定する短期の計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」としての障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等の円滑な実施について定めた計画であり、3年を1期として策定する短期の計画です。

竹田市成年後見制度利用促進基本計画

本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めた計画であり、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき策定しています。

竹田市健康づくり計画（健康増進計画・自殺対策推進計画）

健康増進に関する基本的な事項について定めるものであり、健康増進法第8条に基づく「健康増進計画」と自殺対策基本法に基づく「自殺対策推進計画」を一体的に策定しています。

8. 計画の期間

本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取り組みの進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	平成		令和										
	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総合計画						第2次							
地域福祉計画	第2次					第3次					第4次		
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期	第7期			第8期			第9期			第10期		
障がい者基本計画	第2期				第3期					第4期			
障がい福祉計画	第4期	第5期			第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画		第1期			第2期			第3期			第4期		
すこやか支援計画	第1期			第2期				第3期					
地域福祉活動計画	第3次					第4次					第5次		

9. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会等の開催

地域福祉計画は、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「竹田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね策定しました。

また、第3次地域福祉計画庁内策定検討委員会を開催し、関係各課との意見交換を行い、取り組み内容の情報共有や、今後の取り組みの方向性について確認や計画内容の協議・検討を行いました。

地域福祉活動計画は、竹田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の各所属長を中心とした「実務者委員会」において研究・検討を行い、素案を作成しました。

また、本会理事及び評議員の中から選出された委員で構成する「福祉活動部会」を開催し、取り組み内容の確認や意見交換を行い、その後、本会全理事で構成する「竹田市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、慎重審議を重ね、本計画を策定しました。

(2) 福祉関係団体等アンケート調査・ヒアリング調査の実施

本市内に組織されている福祉関係団体や活動者等を対象に、それぞれの活動の現状や市の福祉施策についての意見等を聴取する中で、計画策定の基礎資料としました。

また、竹田市社会福祉協議会で市内7ブロックごとに実施している「竹田市高齢者生活課題実態調査」をとりまとめ参考資料としています。

(3) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメント（意見公募）を行いました。（実施時期：2022（令和4）年2月16日から3月2日、意見件数：3件）

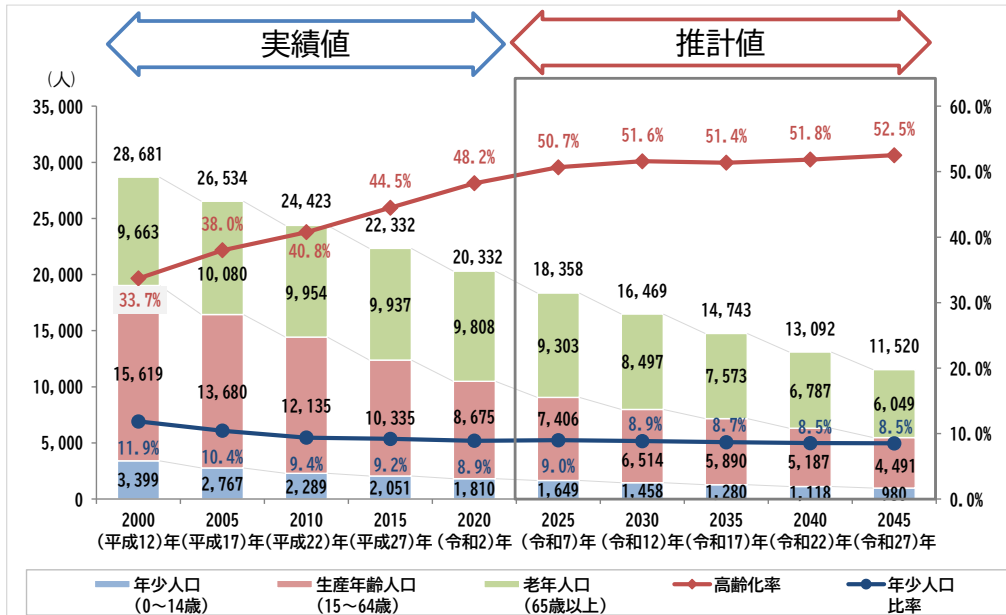
第2章 本市の現状と課題

1. 統計データからみる本市の現状

(1) 人口の状況

・人口減少が進行し、少子高齢化も進んでいます。今後も生産年齢人口の減少が加速化し、担い手不足が懸念されます。

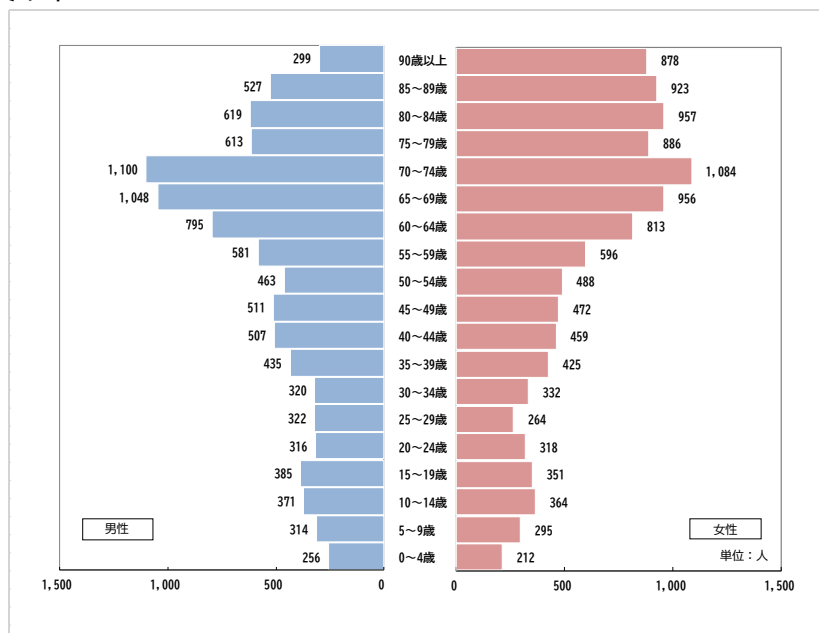
■人口の推移



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所推計（令和7年～令和27年）

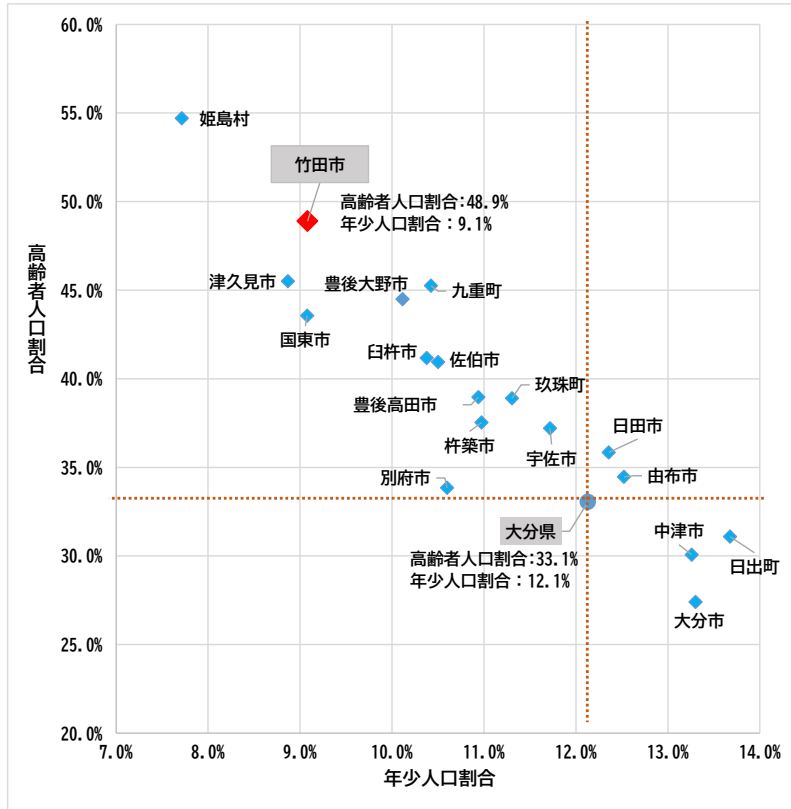
■人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（令和3年1月1日）

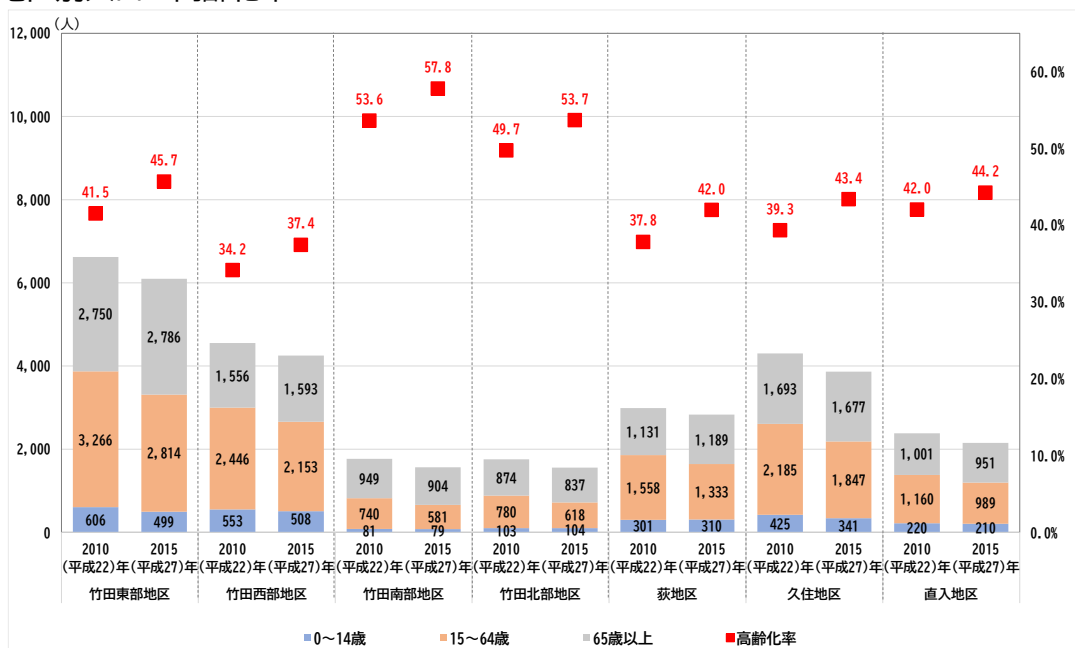
- ・ 県平均より少子高齢化が進行し、県内でも上位に位置しています。
- ・ どの地区も高齢化の進行が見られ、高齢者が4割を超えており、高齢者人口の割合が高い状況です。特に、竹田南部地区、竹田北部地区では高齢化率が5割を超えています。

■ 県内市町村別高齢者人口割合と年少人口割合



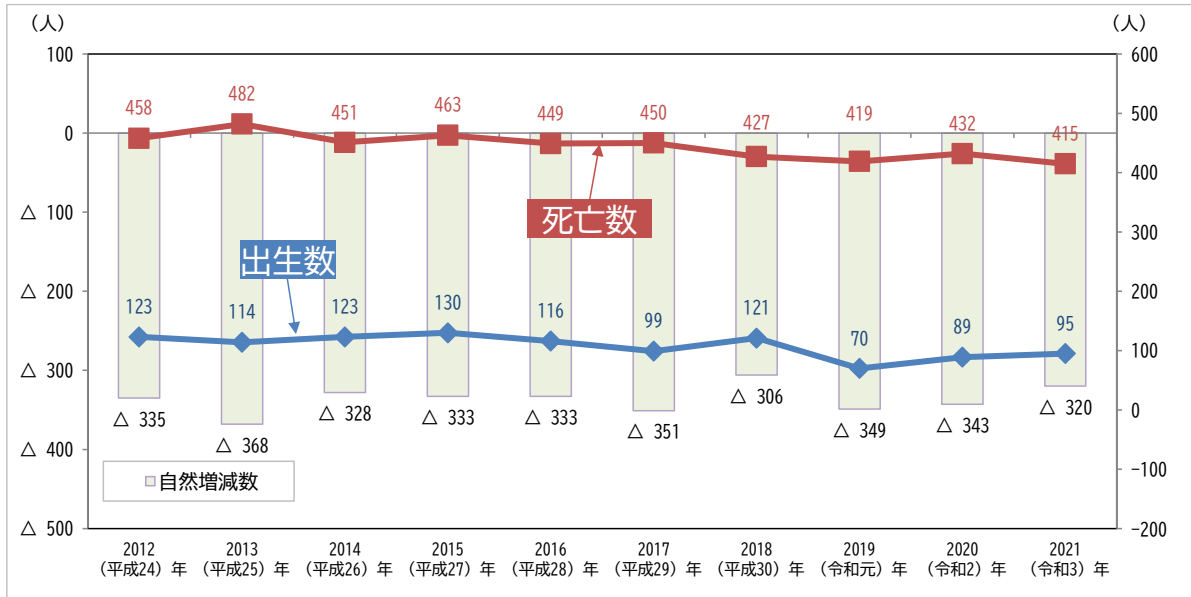
出典：大分県の人口推計【年報】令和2年版

■ 地区別人口と高齢化率



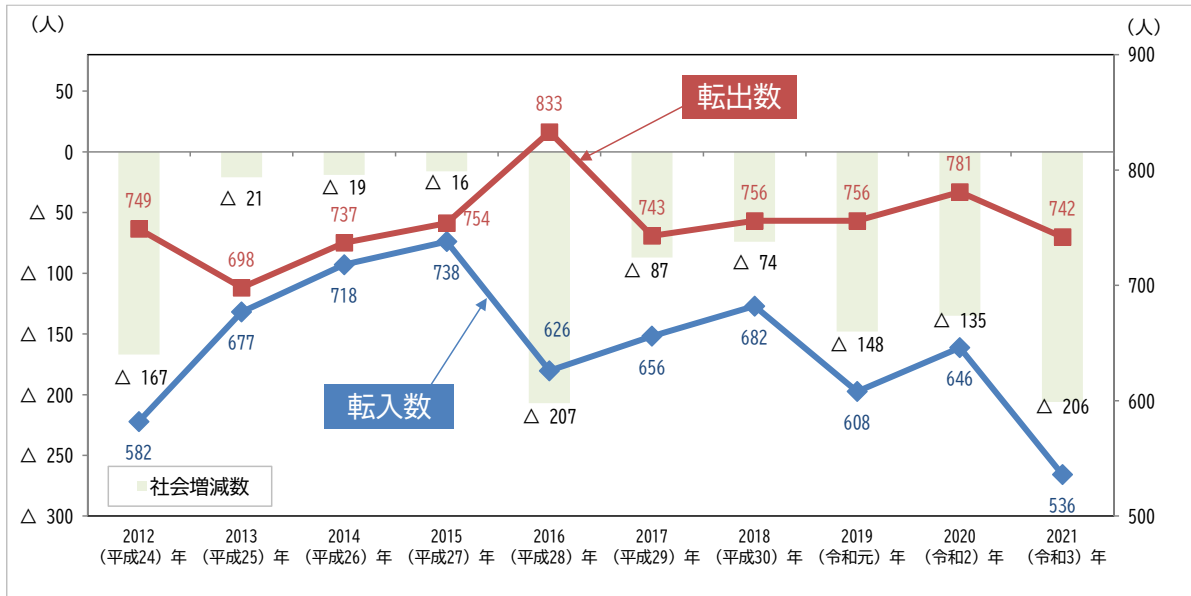
出典：国勢調査 (平成22・27年)

■自然増減



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

■社会増減

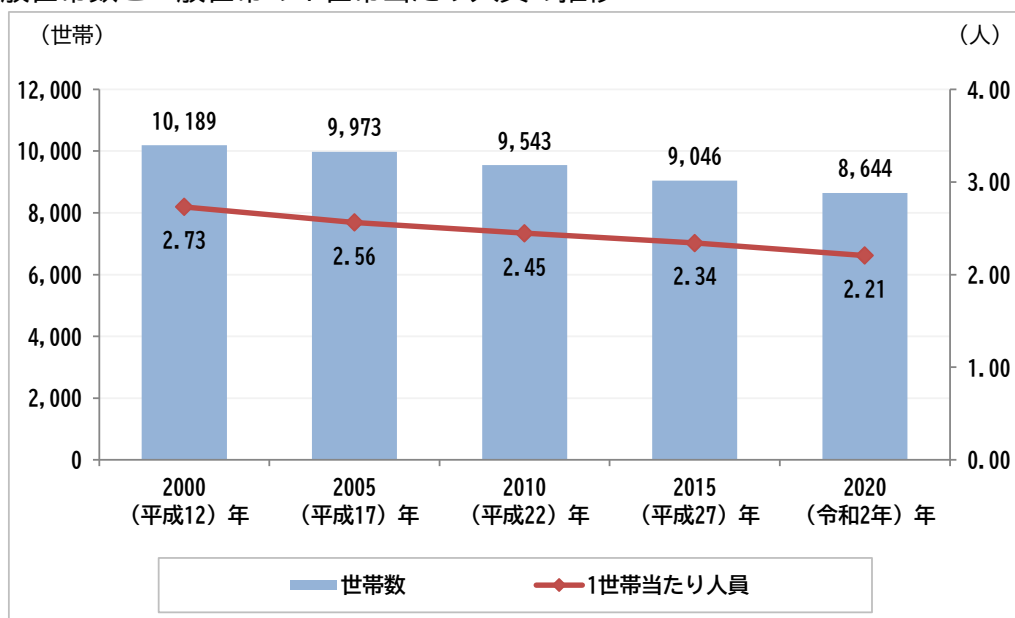


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯の状況

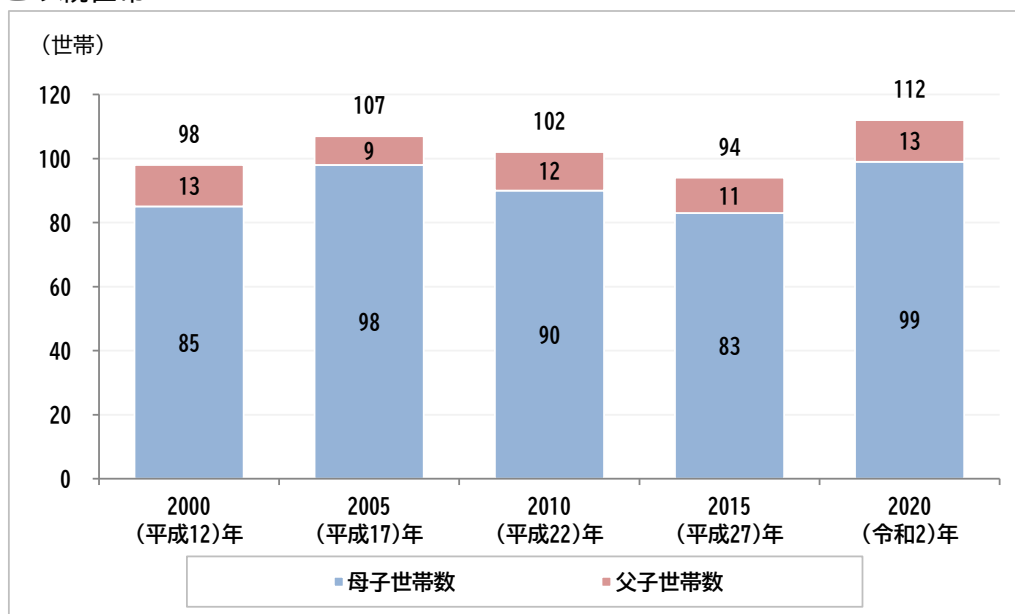
- ・1世帯当たりの人員が減少し、核家族化が進行していると思われます。また、高齢者単身世帯数は、増加傾向で推移しており、高齢単身者世帯割合・高齢夫婦世帯割合は、全国平均・県平均より高く、県内でも上位に位置しています。

■一般世帯数と一般世帯の1世帯当たり人員の推移



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

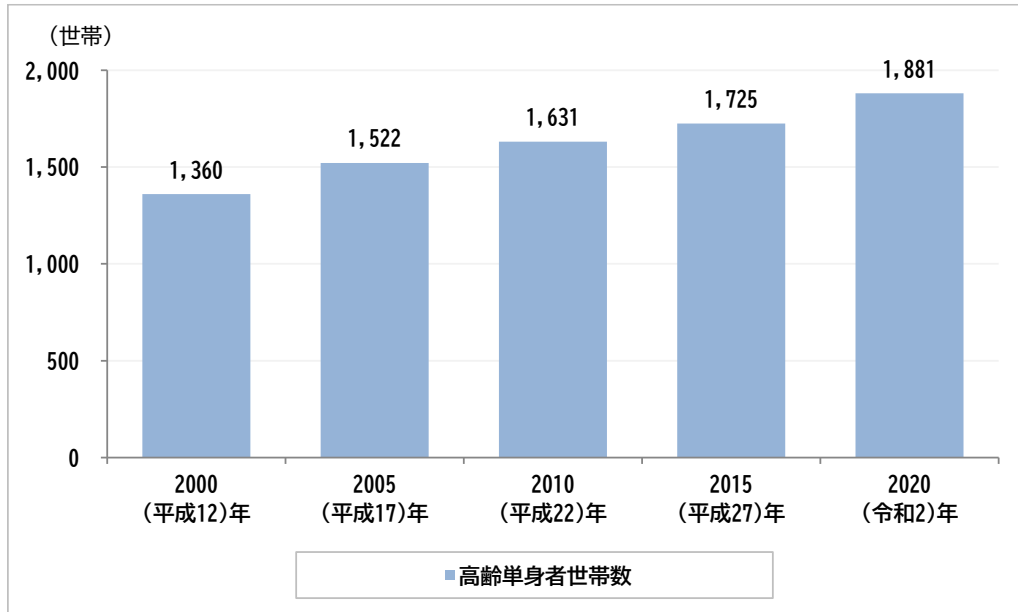
■ひとり親世帯



※核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯をひとり親世帯としている

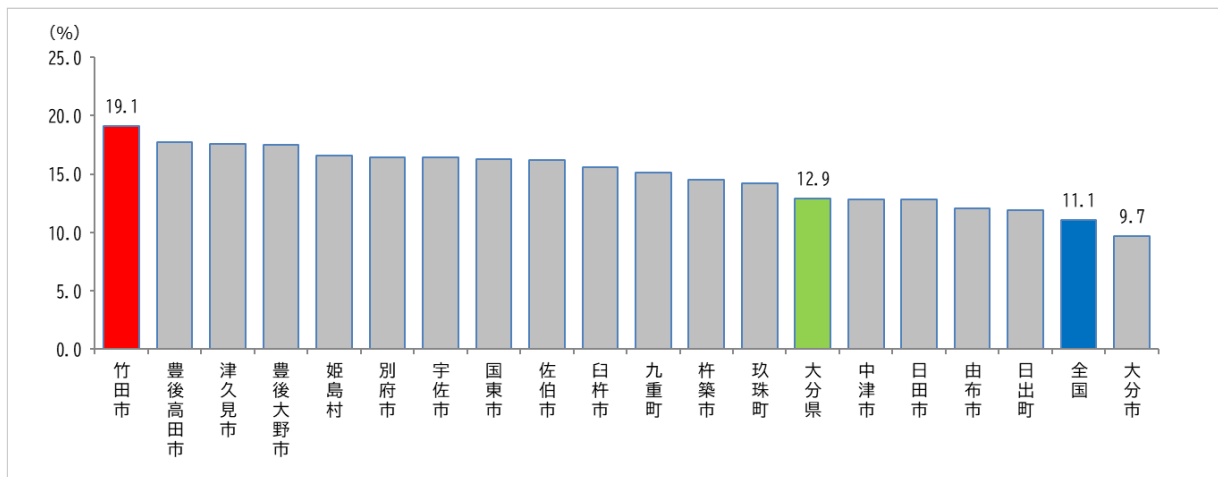
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

■高齢単身者世帯数



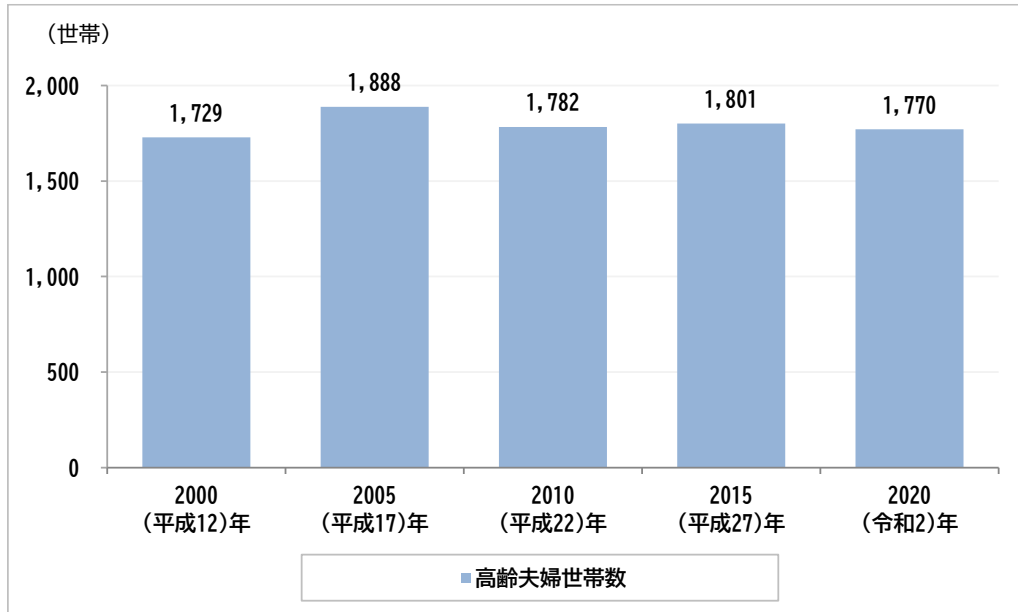
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

■県内市町村別高齢単身者世帯割合



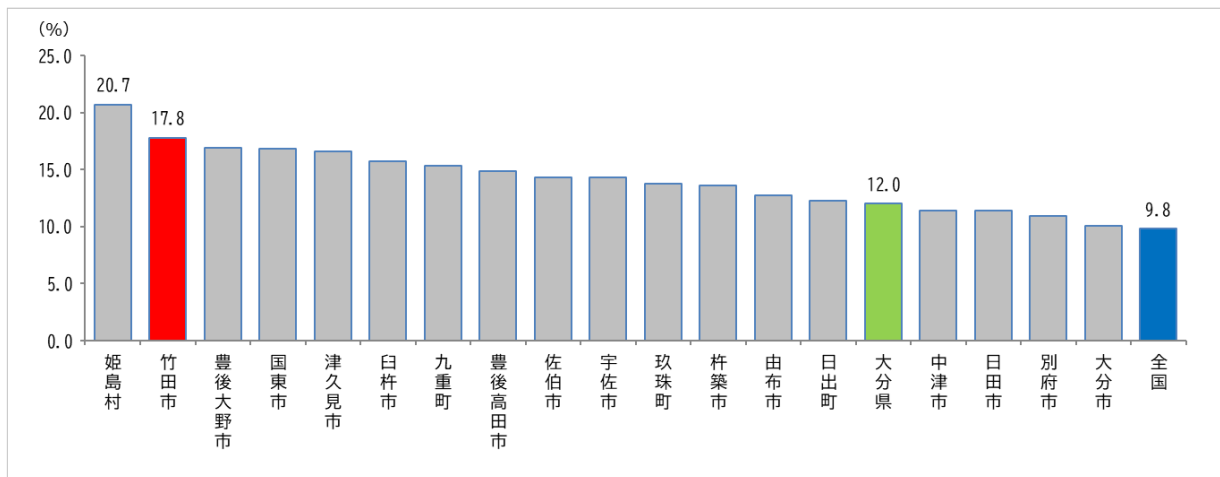
出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年12月）

■高齢夫婦世帯数



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

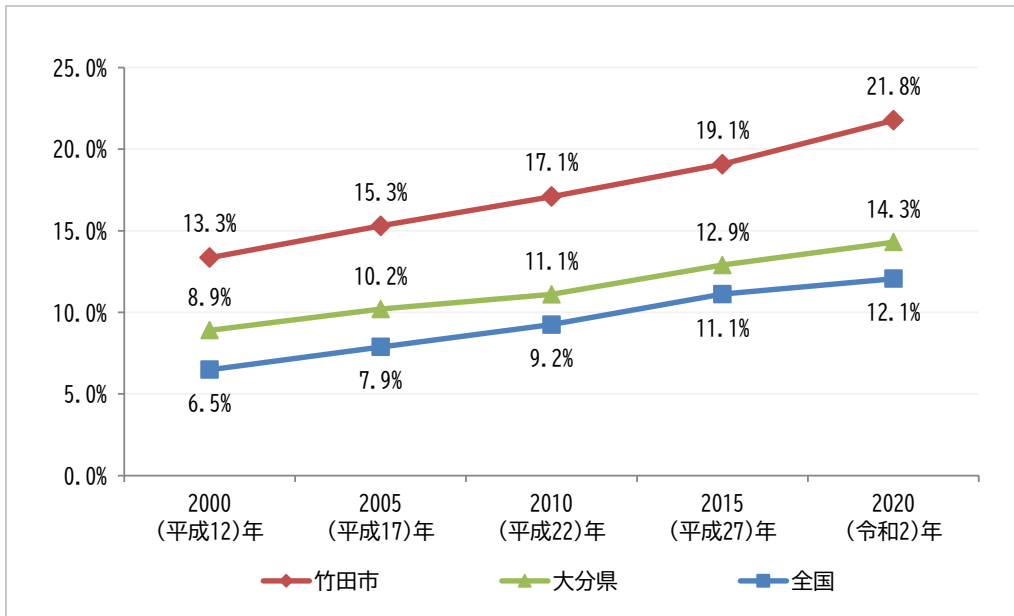
■県内市町村別高齢夫婦世帯割合



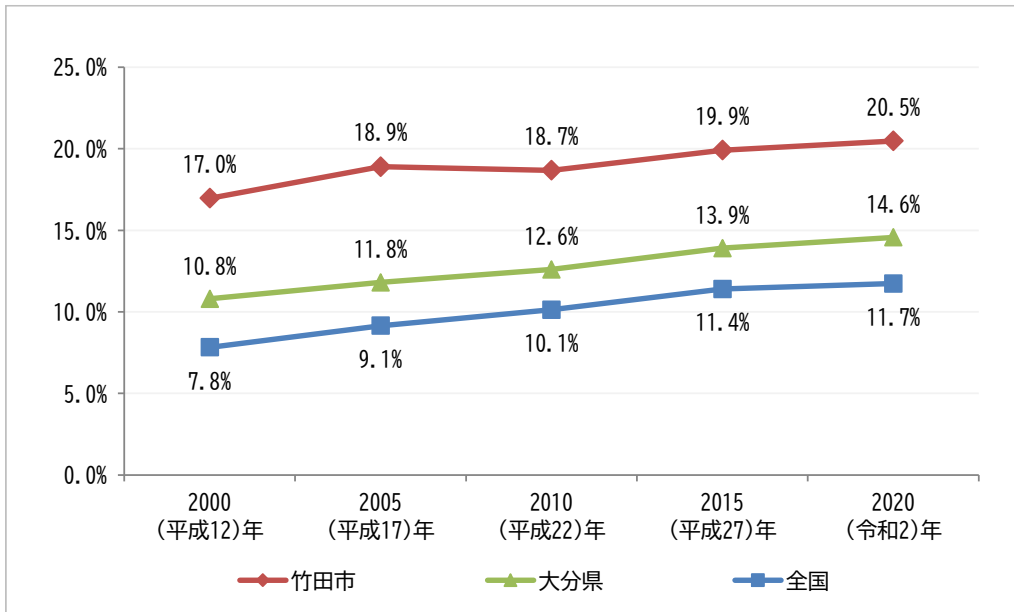
出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年12月）

■高齡世帯割合

高齡者単身世帯割合



高齡者夫婦世帯

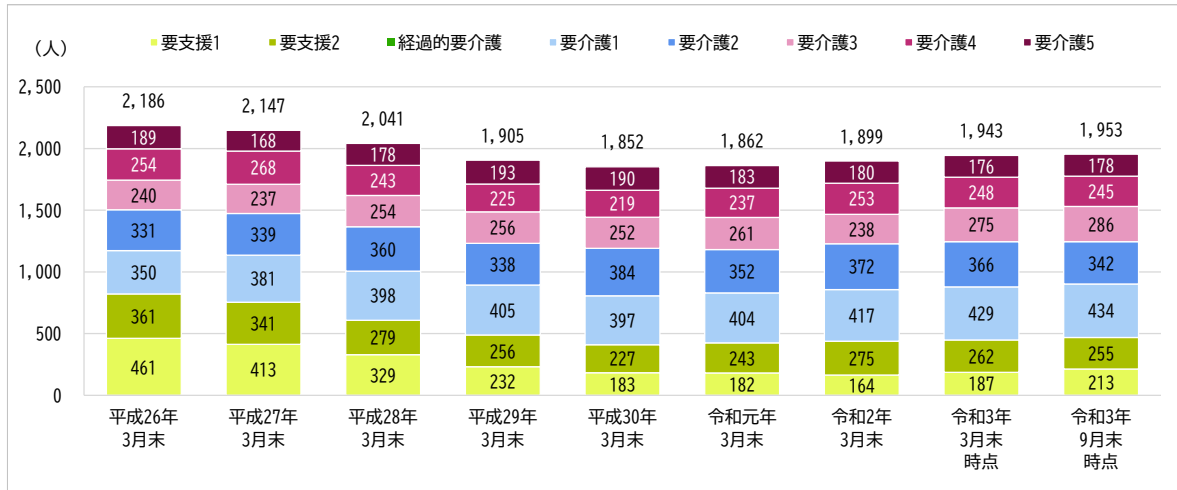


出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

(3) 要支援・要介護認定者の状況

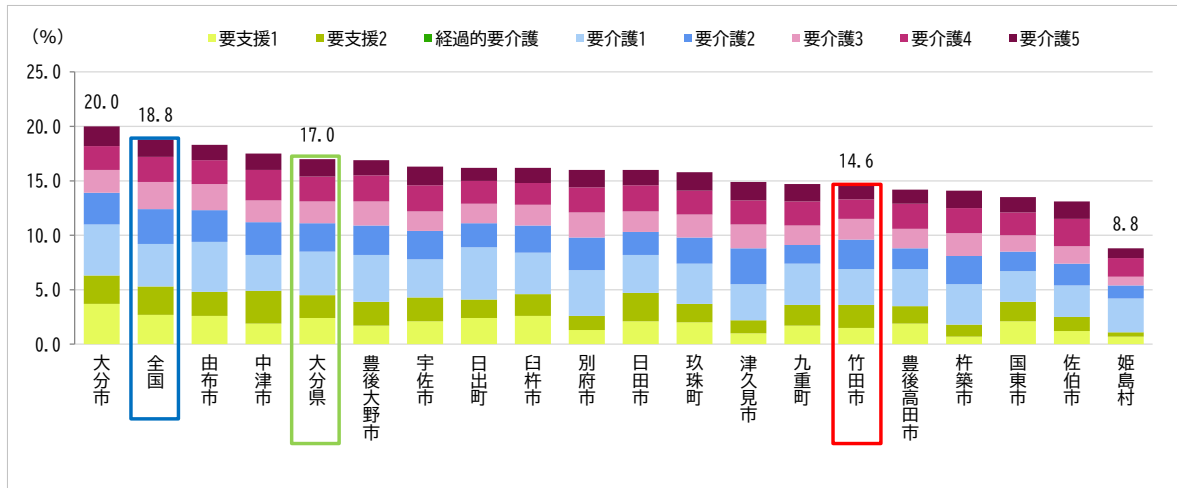
・要介護認定率は、全国平均・県平均より低く、県内では下位に位置しています。

■要介護度別認定者数



出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年12月）

■県内市町村別調整済み要介護認定率

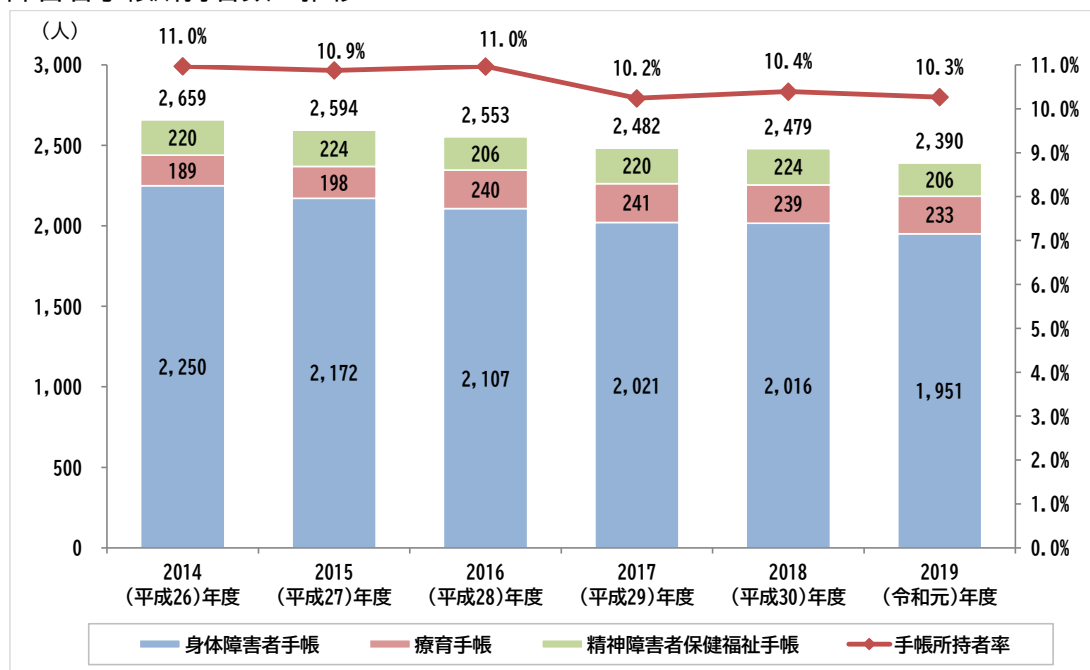


出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年12月）

(4) 障がい者・児の状況

- ・障害者手帳所持者数は、減少傾向で推移しています。しかし、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ほぼ同程度で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移



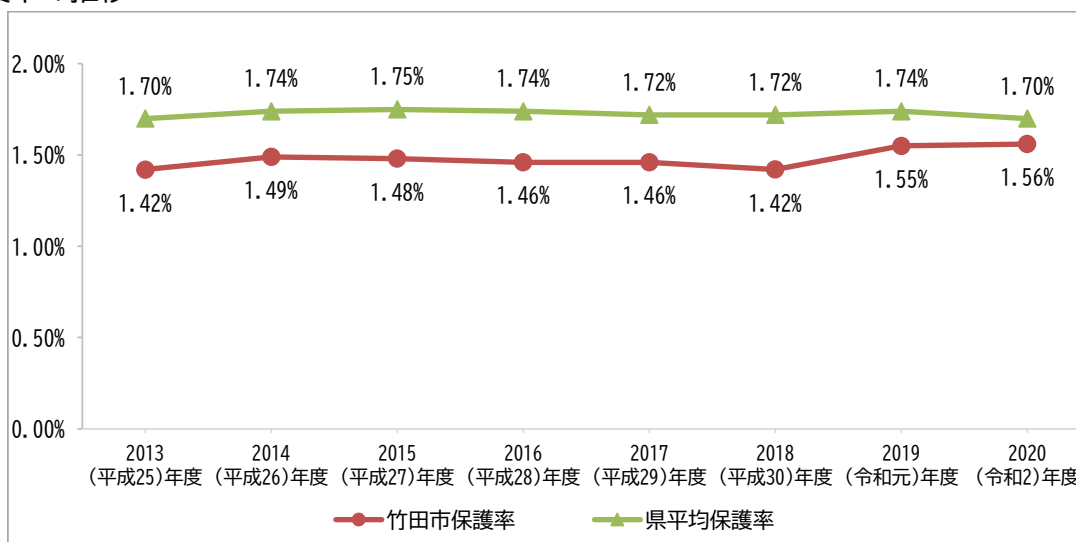
出典：第3期竹田市障がい者基本計画

(5) 生活困窮者の状況

①生活保護等の状況

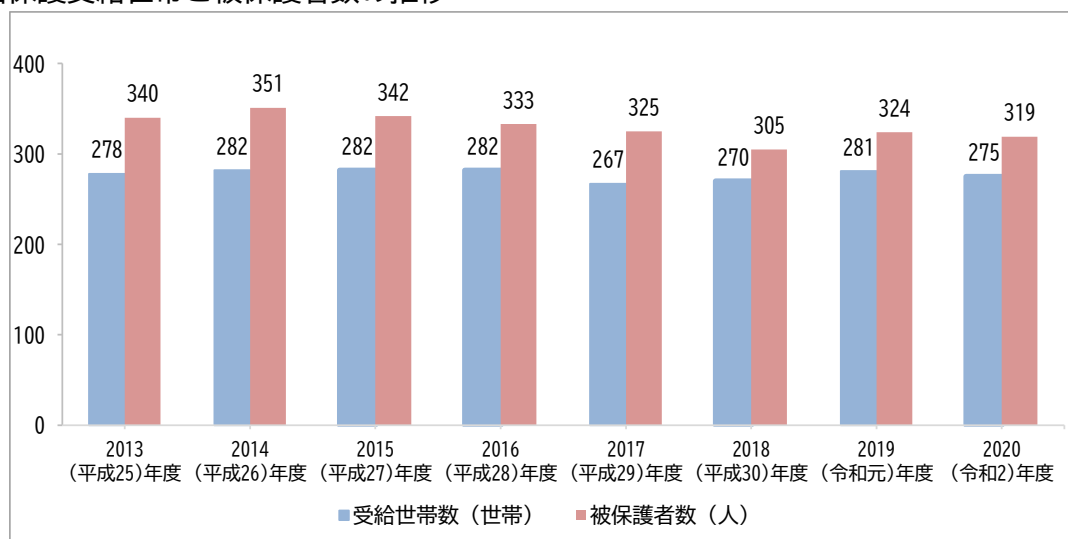
- ・生活保護受給者数の人口に占める割合である保護率は、保護世帯数や保護者数は減少傾向にあるものの、人口減少により保護率は微増傾向で推移しており、令和2年度では1.56%となっています。
- ・どの年度も県平均より低くなっています。

■保護率の推移



資料：大分県の生活保護（令和元年度版）・社会福祉課生活保護係集計

■生活保護受給世帯と被保護者数の推移



資料：社会福祉課生活保護係集計

■就学援助の対象者数（令和3年3月末日現在）

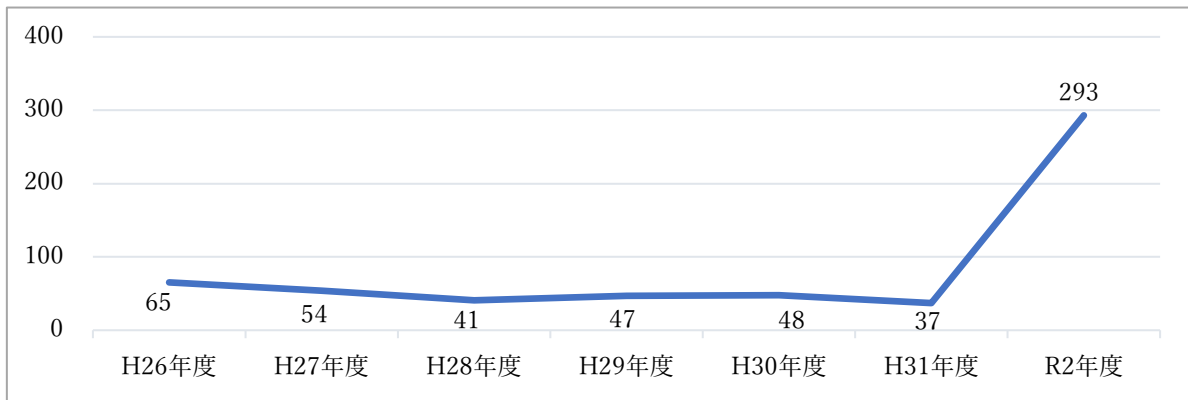
区分	就学援助を受けている者	竹田市の児童生徒数	割合
小学校	120 人	793 人	15.13%
中学校	62 人	422 人	14.69%
計	182 人	1,215 人	14.98%

出典：竹田市子どもの貧困対策推進計画

②生活困窮者自立相談件数の状況

- ・生活困窮者自立相談機関（竹田市社会福祉協議会）への相談受付の件数は、平成26年度の事業開始の65件から減少傾向で推移し、40件程度でしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、293件と急増しています。

■相談受付件数(初回)の推移



資料：社会福祉課生活保護係集計

(6) 成年後見制度利用状況

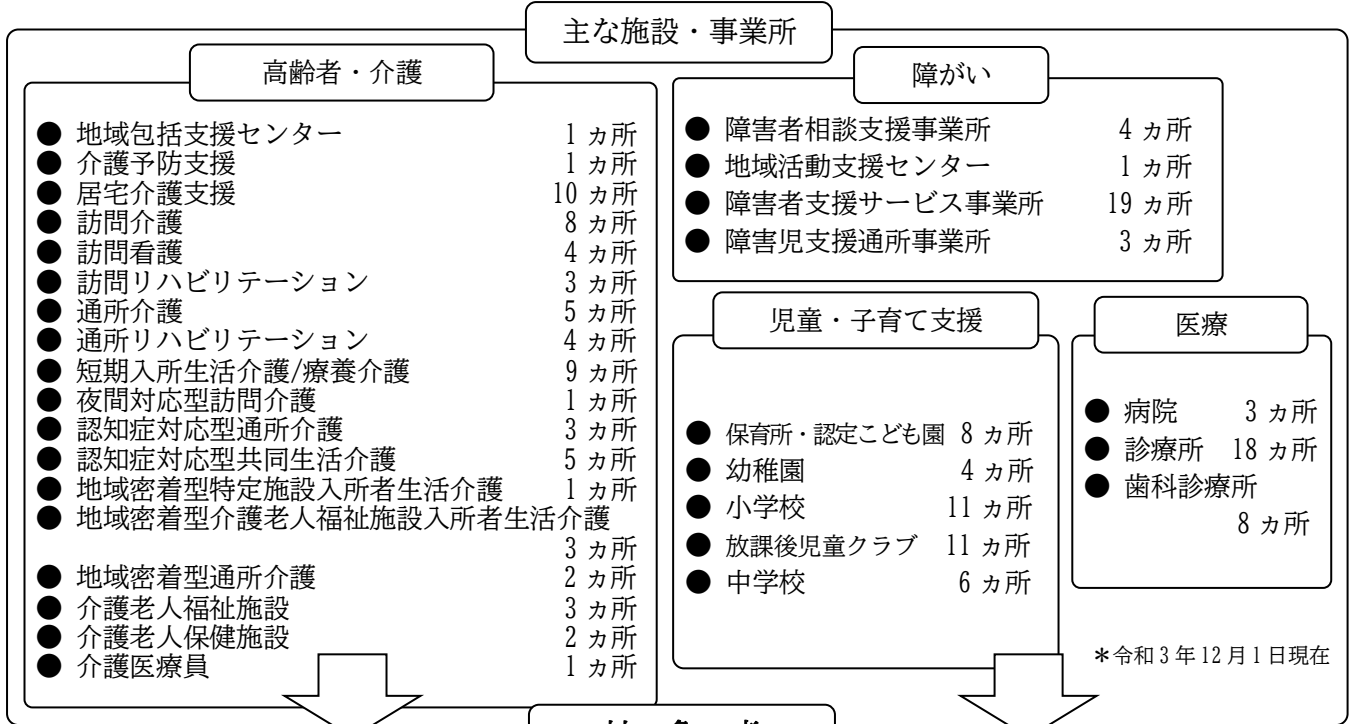
- ・成年後見制度利用者数は、大分家庭裁判所によると法定後見が43件、任意後見が1件となっています。法定後見のうち後見が33件で76.7%を占め、保佐が6件、補助が4件となっています。

■成年後見制度利用者数（令和3年3月末日現在）

法定後見（ ）内は令和2年の新規申立件数				任意後見	
法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助		
43 (10)	33 (9)	6 (1)	4 (0)	1	
法定後見のうち後見人等種別					
	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人
後見	15	5	1	0	16
保佐	2	2	0	1	1
補助	1	0	0	1	2

出典：大分家庭裁判所

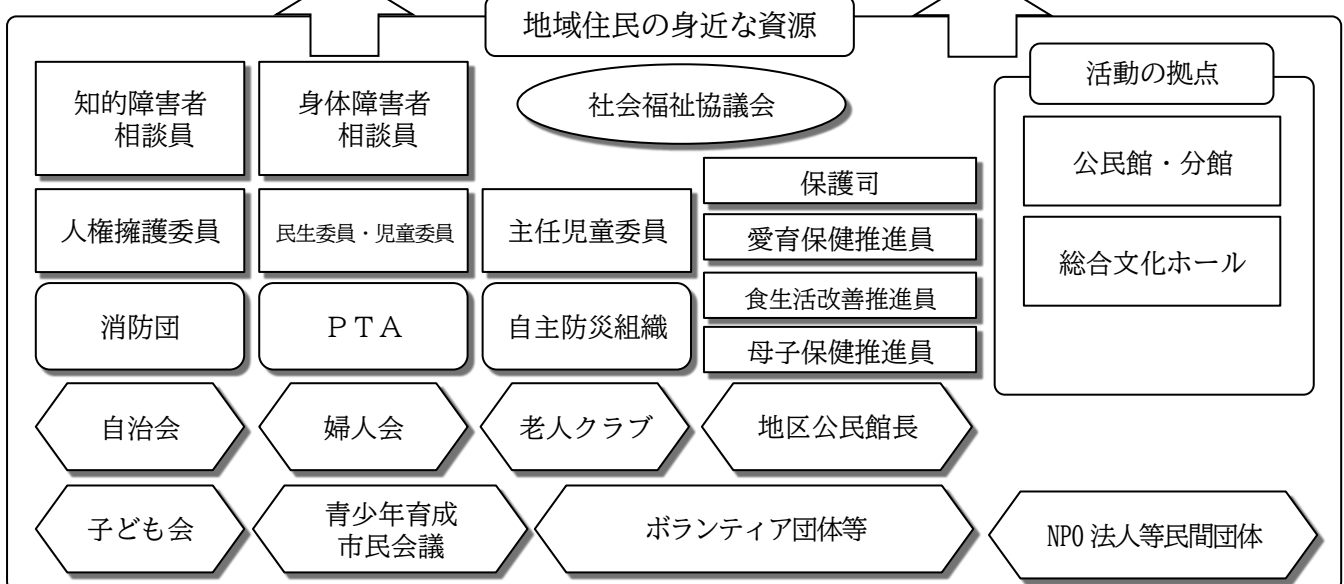
2. 地域福祉を支える社会資源の現状



対象者

■総人口 20,530人		■総世帯数 10,068世帯	
高齢者(65歳以上)数 9,808人 独居高齢者世帯数 1,881世帯 高齢者のみ二人世帯数 1,709世帯 (2020年国勢調査より)	障害者手帳所持者数(令和3年3月31日現在) 身体障害者手帳 1,870人 療育手帳 219人 精神障害者保健福祉手帳 233人		
要介護(要支援)認定者数 1,971人 (令和3年9月30日現在)	18歳未満人口 2,415人 ひとり親世帯 183世帯 (令和3年9月30日現在)		
生活保護世帯 264世帯 生活保護受給者数 312人 (令和3年9月30日現在)			

地域住民の身近な資源



3. アンケート結果から見る本市の現状

(1) 関係団体アンケート調査・ヒアリング調査

①調査の目的

令和4年度を初年度とする「竹田市地域福祉計画」の策定にあたり、市内で組織されている福祉関係団体や活動者等の、活動に関する現状や国や県の福祉施策についての意見等を聴取し、おかれた環境やその他の事情等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施し、希望する団体等にヒアリング調査を行いました。

②調査の実施要領

■アンケート調査

調査期間		
令和3年8月24日から令和3年9月6日		
調査対象者及び調査方法		
市内に組織されている福祉関係団体や活動者等を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施しました。		
配布数	有効回答数	有効回答率
80件	64件	80.0%

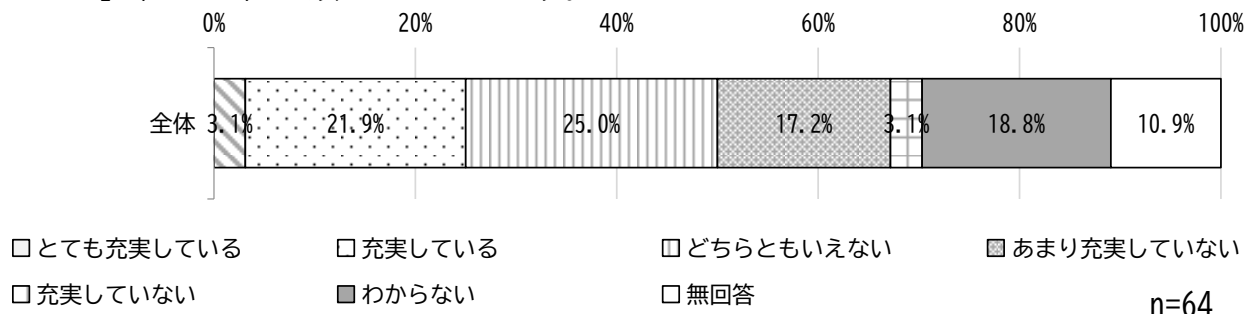
■ヒアリング調査

調査期間
令和3年10月11日から令和3年10月29日
調査対象者及び調査方法
アンケートに回答した調査対象者の中で、ヒアリング調査に協力・希望する団体に対して個別面接によるヒアリング調査を実施しました。
実施件数
25件

③結果の概要

1) 子育て世帯への支援

子育て世帯への支援について、充実していると思うかについて、「どちらともいえない」(25.0%)の割合が最も高く、次いで「充実している」(21.9%)、「わからない」(18.8%)の順となっています。



ヒアリング調査でのご意見

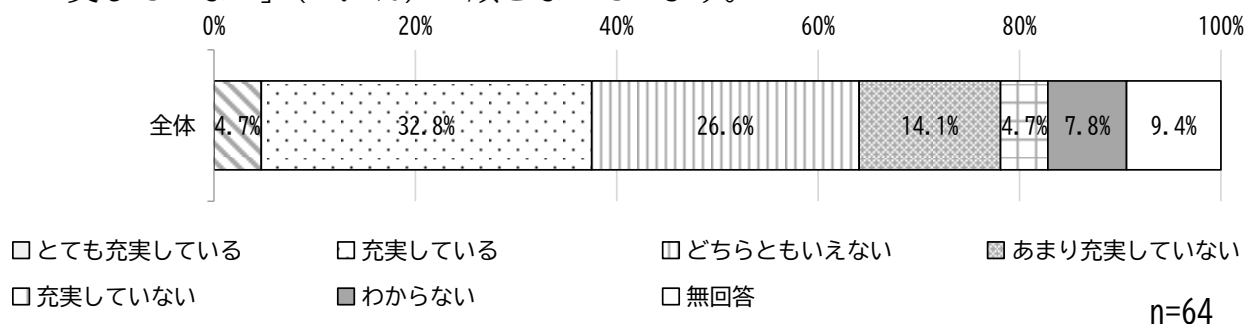
○教育の立場としての学校と福祉行政との連携が必要である。

○人によって子育てへの意識が違い、支援策がマッチしていないケースもあるのではないか。

○夜に仕事が入った際に、家で子どもをみる人がいない家庭もある。夜間保育については対策が必要と感じる。

2) 高齢者への支援

高齢者への支援について、充実していると思うかについて、「充実している」(32.8%)の割合が最も高く、次いで「どちらともいえない」(26.6%)、「あまり充実していない」(14.1%)の順となっています。



ヒアリング調査でのご意見

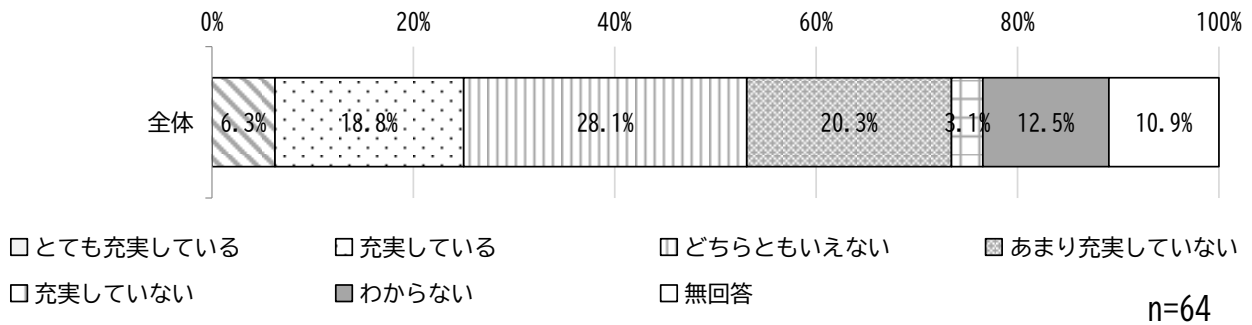
○高齢者を支援する周囲の住民も含めて支援体制を検討する必要がある。地域住民同士の横のつながりを作り支援体制を充実させてほしい。

○免許返納後の交通手段がなくなるので、不安に感じている人がいる。高齢者の移動支援が課題である。

○サービスについては充実していると思う。ただ、それを利用するのに、どこに相談に行き、どういう手続きをすればよいかわからない人が多い。

3) 障がい者への支援

障がい者への支援について、充実していると思うかについて、「どちらともいえない」(28.1%)の割合が最も高く、次いで「あまり充実していない」(20.3%)、「充実している」(18.8%)の順となっています。

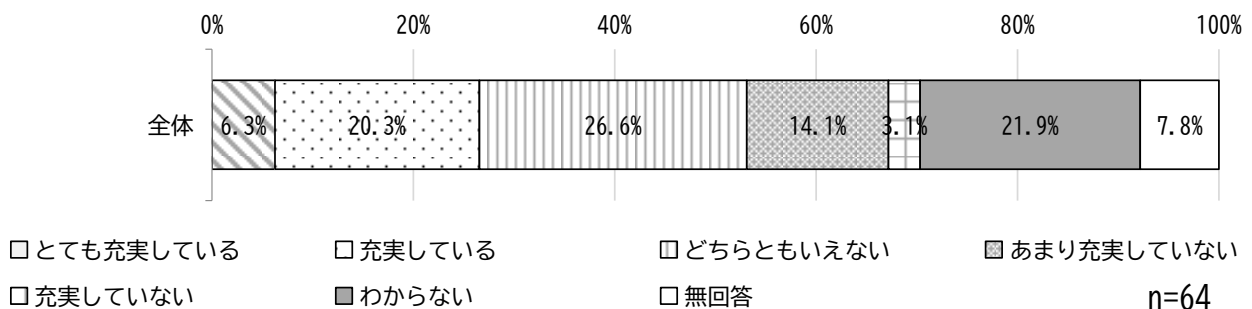


ヒアリング調査でのご意見

- 障がい者の移動支援が課題である。移送の仕組みが市として必要である。公共交通の利用料の割引がもう少しあるとよい。
- 歩道の整備が行き届いていないところがあり、車椅子の人が転倒する。
- 精神障がい者には日常生活を送る上での補助制度が少ないように感じる。

4) 生活困窮者への支援

生活困窮者への支援について、充実していると思うかについて、「どちらともいえない」(26.6%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(21.9%)、「充実している」(20.3%)の順となっています。

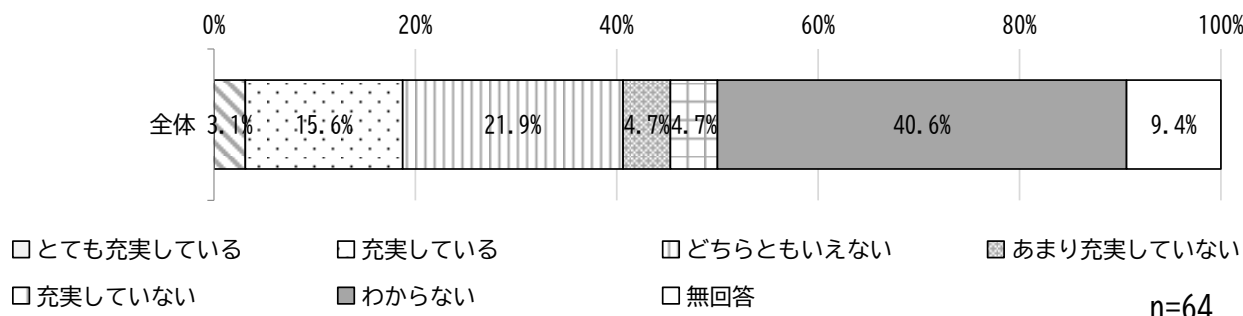


ヒアリング調査でのご意見

- 無年金のケースや年金受給額が少なく、日常生活が苦しいケースが多い。親の年金を子があてにした生活をしているケースもある。
- お金を配れば済むということではないと思う。食、交通弱者、買い物難民もいる。施設で通院同行のサービスを行っている。困窮者への直接支援のみでなく、支援する人への援助もあればよい。

5) 再犯防止の取り組み

再犯防止の取り組みについて、充実していると思うかについて、「わからない」(40.6%)の割合が最も高く、次いで「どちらともいえない」(21.9%)、「充実している」(15.6%)の順となっています。

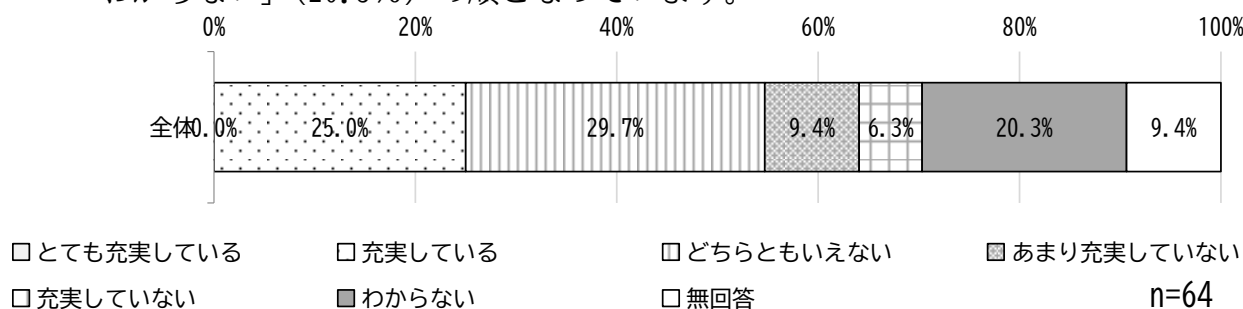


ヒアリング調査でのご意見

- とてもデリケートな分野であり、慎重に向き合っていく。
- 非行に走る原因として複雑な家庭環境の影響が大きいように感じる。
- 社会（地域）がそのような人たちをしっかりと受け入れるよう、受け入れる側の教育が必要と感じる。
- 部落差別解消に向けた啓発はよくされているが、再犯防止に関する情報提供、啓発が少ない。

6) 権利擁護・成年後見の取り組み

権利擁護・成年後見の取り組みについて、充実していると思うかについて、「どちらともいえない」(29.7%)の割合が最も高く、次いで「充実している」(25.0%)、「わからない」(20.3%)の順となっています。

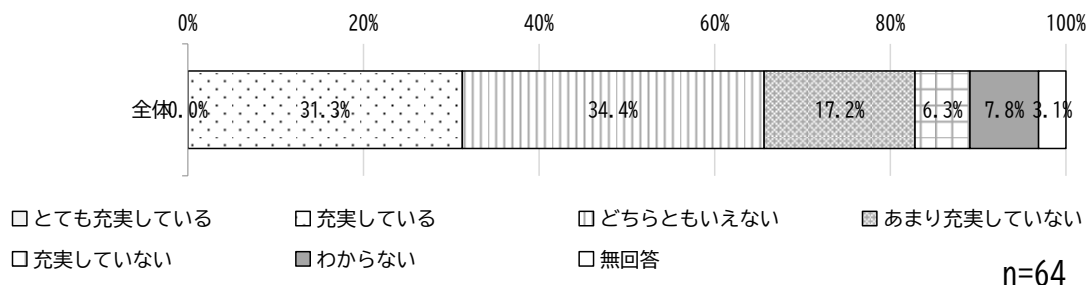


ヒアリング調査でのご意見

- 本人の意思をどう確認するのが難しい。制度の手続きがどこにどう相談したらよいかといったことがまだ周知が足りないのではないかな。
- 成年後見センターも開設されたが、周知が足りないように思う。市報に載せただけでは誰も見ない。
- 市が実施している教室や通いの場なので、話題として取り上げて制度を知ってもらう必要があるのではないかな。

7) 竹田市の地域福祉

竹田市の地域福祉は充実していると思うかについて、「どちらともいえない」(34.4%)の割合が最も高く、次いで「充実している」(31.3%)、「あまり充実していない」(17.2%)の順となっています。

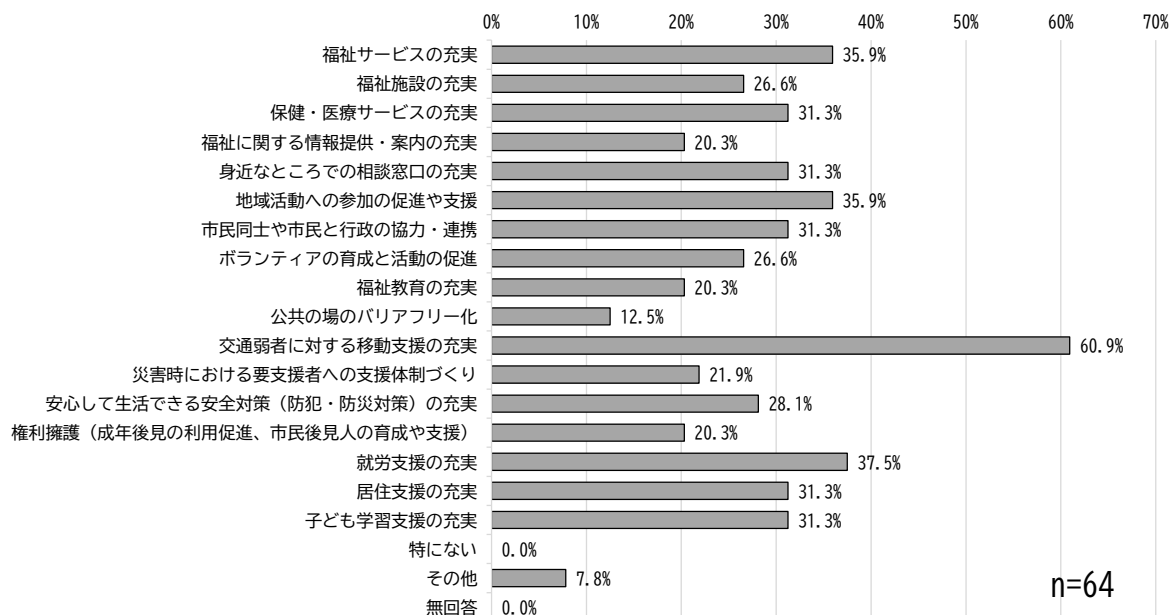


ヒアリング調査でのご意見

- くらサボやサロンなどの交流の場は、中学校単位で多く実施されているが、自治会等の小さな地区単位で行うものが増えれば、移動の問題なども解消できてさらによいと思う。
- 住民同士が気軽に声をかけ支えあっている地区もあるが、そうでない地区もあり、市内で地域差がある。
- 社会全体に言えることだが、地域社会とのつながりが弱くなっている。コロナ禍で人に会わなくなっているので、余計に加速している。
- お互い感謝の気持ちがなくなっている。自分が精一杯なので、他者に不寛容な社会になってきている。
- 地域福祉は地域がしっかりと取り組み、そこに行政が協力していくものだと思う。行政が主導してやりすぎると、地域が行政に対し不信感を抱き、うまく進まないのではないか。

8) 今後、地域福祉の施策（複数回答）

今後、地域福祉の推進を図る上で、市が特に力を入れるべき施策は何だと思えるかについて、「交通弱者に対する移動支援の充実」（60.9%）の割合が最も高く、次いで「就労支援の充実」（37.5%）、「福祉サービスの充実」「福祉サービスの充実」「地域活動への参加の促進や支援」（共に 35.9%）の順となっています。

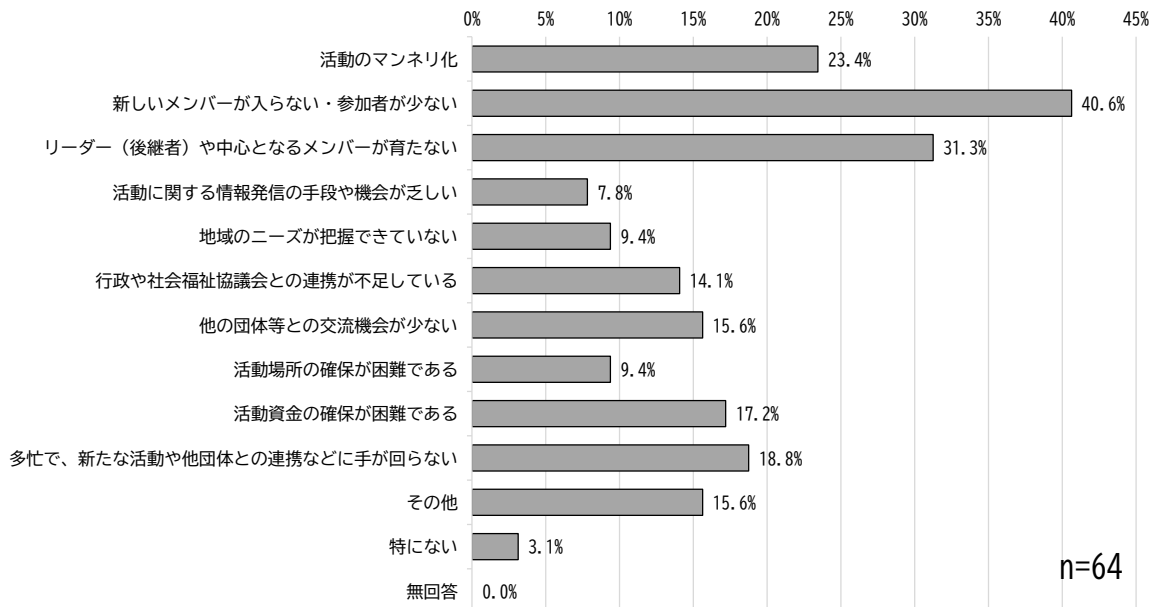


ヒアリング調査でのご意見

- 相談窓口の周知に力を入れてほしい。
- 公共の場のバリアフリー化の推進
- 交通弱者に対する移動支援の充実
- 災害時における要支援者への支援体制づくり
- 居住支援の充実
- 子どもの学習支援の充実

9) 活動の困りごと（複数回答）

活動を行うにあたり、困っていることについて、「新しいメンバーが入らない・参加者が少ない」（40.6%）の割合が最も高く、次いで「リーダー（後継者）や中心となるメンバーが育たない」（31.3%）、「活動のマンネリ化」（23.4%）の順となっています。

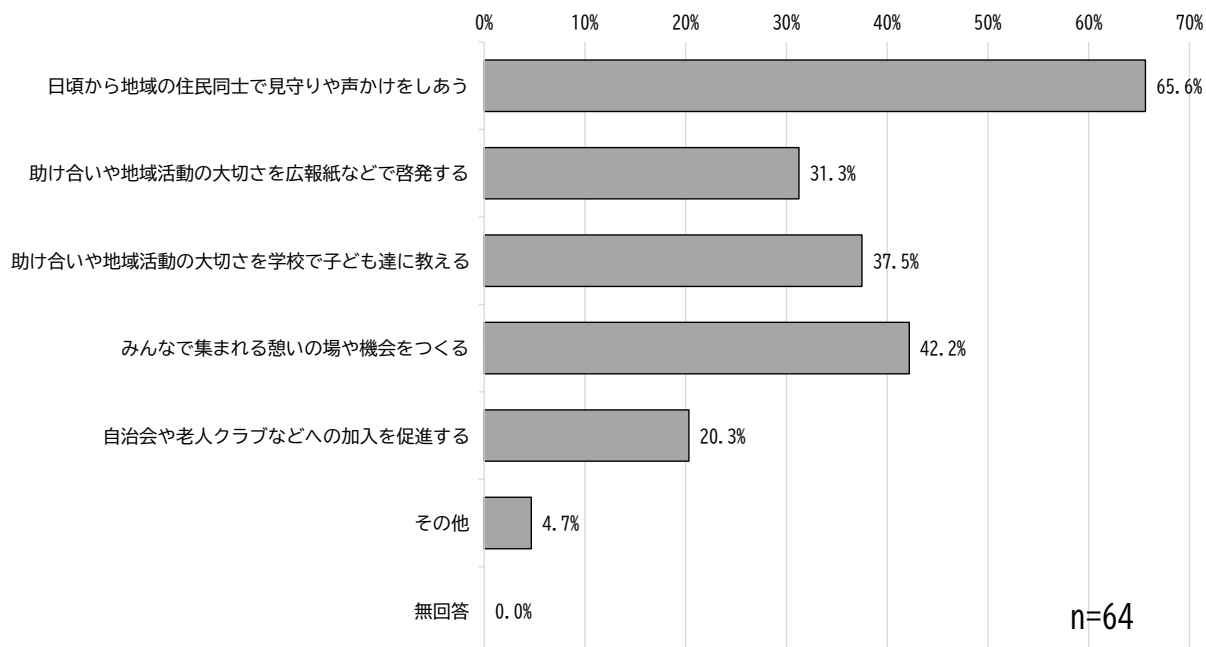


ヒアリング調査でのご意見

- 新しいメンバーが入らない・参加者が少ない。
- リーダー（後継者）や中心となるメンバーが育たない。
- 行政や社会福祉協議会との連携が不足している。
- 活動資金の確保が困難である。
- 多忙で、新たな活動や他団体との連携などに手が回らない。
- くらすポがいつまで継続できるか不安という意見がある。
- 新型コロナで自治会の会合も開けず、民生委員の見守り活動も難しい中、ひとり暮らしの人などは、誰とも接する機会がなくなり、引きこもりにならないか心配になる。
- 申請書等事務手続きの簡素化をして欲しい。

10) 地域の助け合いの活発化（複数回答）

地域の助け合いを活発にするためにどのようなことが重要だと思うかについて、「日頃から地域の住民同士で見守りや声かけをしあう」(65.6%)の割合が最も高く、次いで「みんなで集まれる憩いの場や機会をつくる」(42.2%)、「助け合いや地域活動の大切さを学校で子ども達に教える」(37.5%)の順となっています。



ヒアリング調査でのご意見

- 地域の人たちが地域福祉について学ぶ機会を設けることが必要。
- 地域福祉の促進により自分たちの住んでいる地域がよくなり、暮らしやすい地域になることや、自己研鑽につながるなど具体的なメリットを示すことが必要。
- 声かけしやすい間柄になればつながりができる。

(2) 竹田市高齢者生活課題実態調査

①調査の目的

高齢者生活課題実態調査は、本市の高齢者に対して訪問調査を実施し、日常生活についての不安や希望する生活支援サービスの内容、その他の日常生活の状況を把握することにより、これからの地域福祉のあり方や地域で支え合う仕組みづくりの実現に向けての基礎資料とするもので、平成26年度から竹田市を竹田東部、竹田西部、竹田南部、竹田北部、荻、久住、直入の7ブロックごとに時期を分けて75歳以上の人を対象とし調査を実施しました。

②調査数

地域名	地区名	回収数
竹田東部	竹田、岡本、明治、豊岡	1,104
竹田西部	玉来、松本、菅生	693
竹田南部	入田、嶺岳、宮砥	442
竹田北部	宮城、城原	469
荻地域	荻	559
久住地域	久住、白丹、都野	803
直入地域	直入	433

③結果の概要

1) 生活する上での不安な事柄について

地域で生活する上での不安な事柄について、竹田東部、竹田西部、竹田南部、直入地域は「健康」が最も高く、竹田北部、荻地域、久住地域は「特にない」が最も高くなっています。次に高いのは、竹田北部は「身の回りのことが十分にできない」、荻地域、久住地域は「健康」、直入地域は「移動手段」、竹田東部、竹田西部、竹田南部は「特にない」となっています。

地域名	1位	2位	3位
竹田東部	健康 (36.2%)	特にない (23.0%)	移動手段 (8.9%)
竹田西部	健康 (28.6%)	特にない (21.0%)	身の回りのことが十分にできない (11.4%)
竹田南部	健康 (22.5%)	特にない (16.6%)	移動手段 (15.1%)
竹田北部	特にない (21.1%)	身の回りのことが十分にできない (19.1%)	移動手段 (15.3%)
荻地域	特にない (28.4%)	健康 (28.5%)	移動手段 (16.4%)
久住地域	特にない (32.7%)	健康 (27.5%)	身の回りのことが十分にできない (10.6%)
直入地域	健康 (27.8%)	移動手段 (17.5%)	特にない (14.8%)

2) 楽しみややりがいを感じていること

現在の楽しみややりがいについて、竹田南部、荻地域は「菜園づくり」それ以外の地区は「テレビを見る」が最も高くなっています。

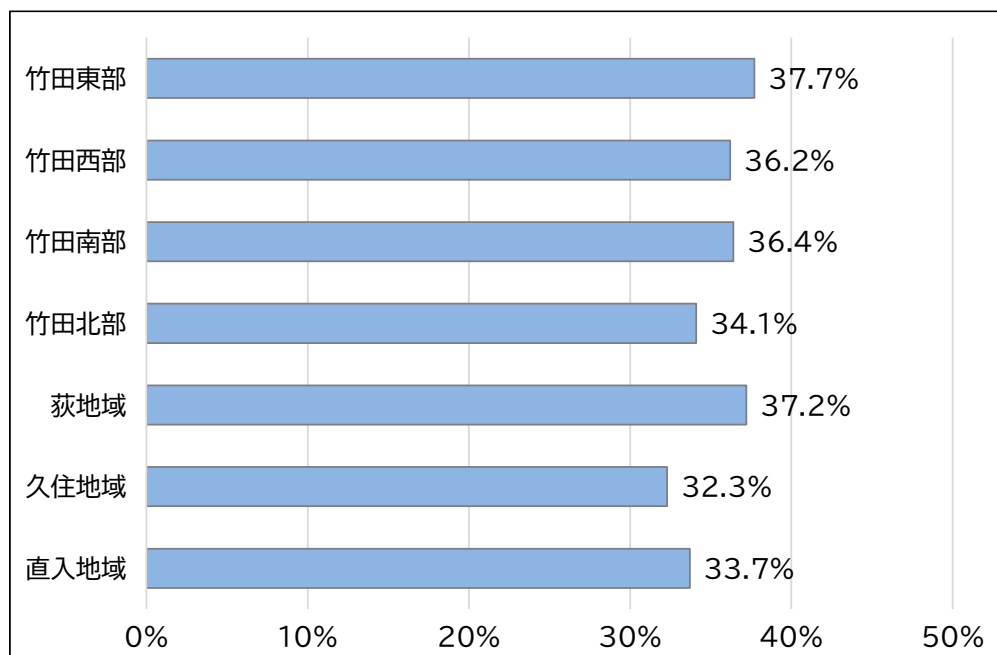
次に高いのは、竹田東部、竹田西部は「家でのんびり過ごす」、竹田南部、荻地域は「テレビを見る」、竹田北部、久住地域、直入地域は「菜園づくり」となっています。

地区名	1位	2位	3位
竹田東部	テレビを見る (15.8%)	家でのんびり過ごす (12.5%)	読書(新聞含む) (11.8%)
竹田西部	テレビを見る (14.8%)	家でのんびり過ごす (11.8%)	読書(新聞含む) (11.6%)
竹田南部	菜園づくり (16.8%)	テレビを見る (15.6%)	運動(13.3%)
竹田北部	テレビを見る (13.8%)	菜園づくり (12.5%)	家でのんびり過ごす (13.2%)
荻地域	菜園づくり (18.9%)	テレビを見る (16.2%)	家でのんびり過ごす (11.3%)
久住地域	テレビを見る (15.1%)	菜園づくり (12.9%)	近所の人や友人との 交流(9.9%)
直入地域	テレビを見る (15.7%)	菜園づくり (15.0%)	家でのんびり過ごす (11.8%)

3) 日中ほぼ毎日ひとりになる割合

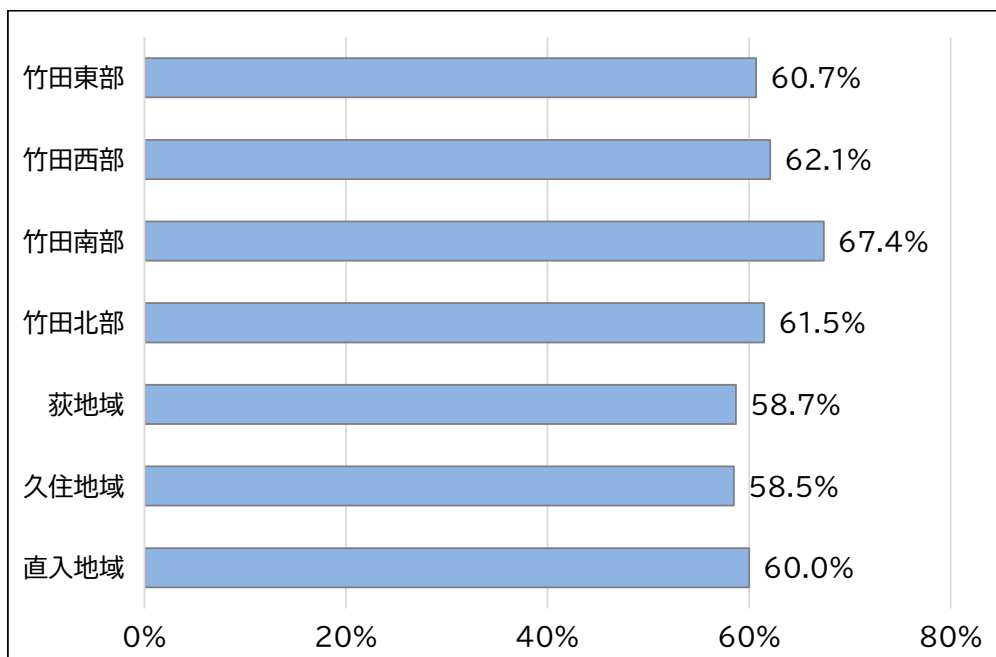
日中ほぼ毎日ひとりになる人の割合は、竹田東部が最も高く 37.7%となっています。

久住地域は 32.3%と他地区より若干低くなっています。



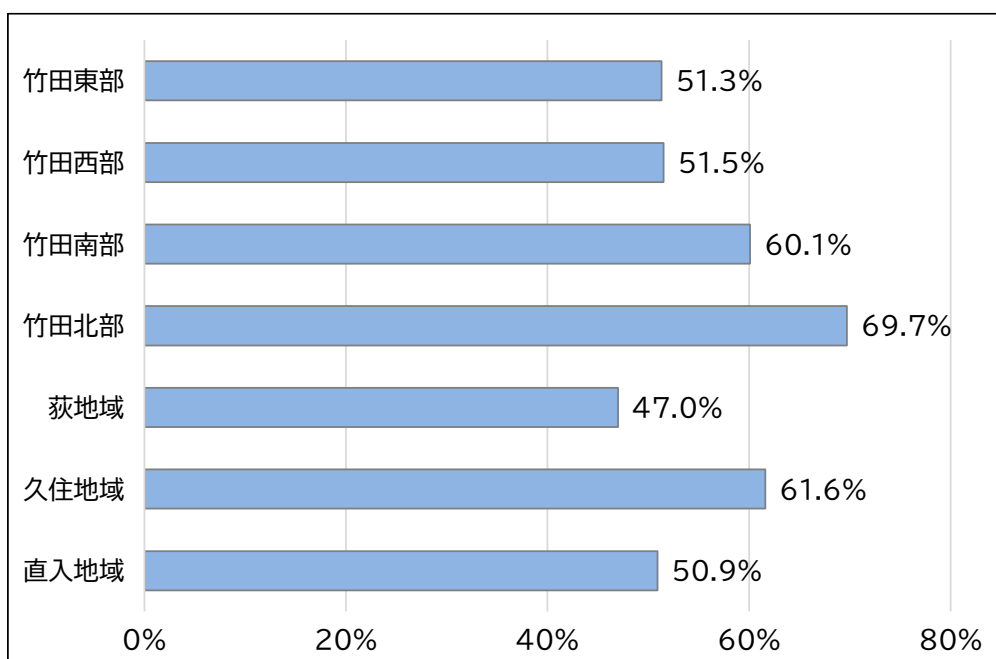
4) 別居家族との連絡(週1回以上)

離れて暮らす家族と週1回以上連絡をとりあっている人の割合は、竹田東部 60.7%、竹田西部 62.1%、竹田南部 67.4%、竹田北部 61.5%、荻地域 58.7%、久住地域 58.5%、直入地域 60.0%となっています。



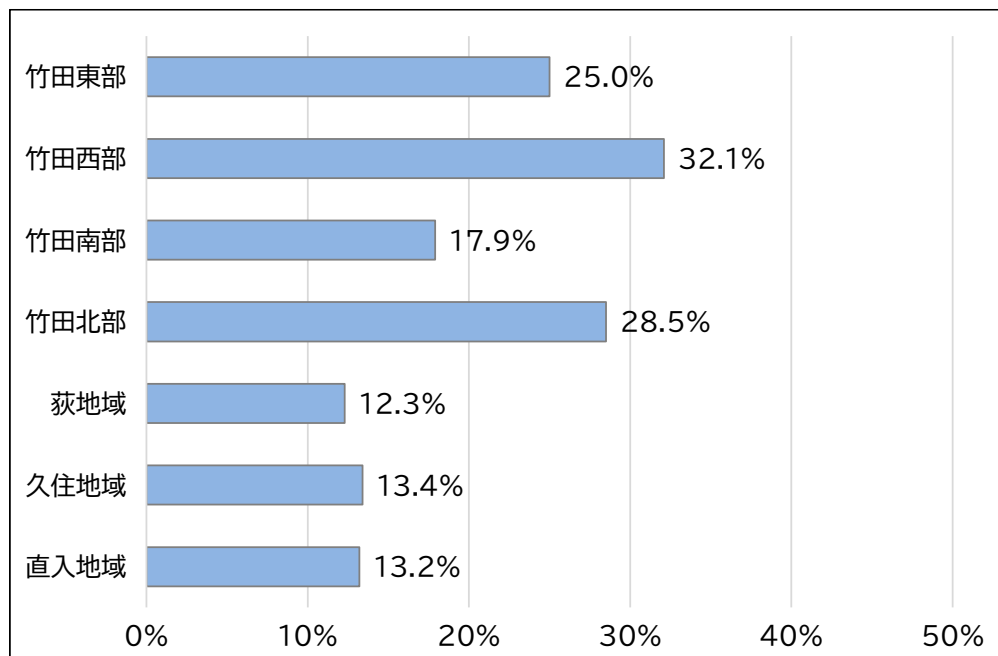
5) 近所づきあいについて

お互い訪問し合う人がいる人の割合は、竹田南部 60.1%、竹田北部 69.7%、久住地域 61.6%は6割を超えているのに対し、荻地域は47.0%と5割を切っています。



6) ボランティア活動への参加意向

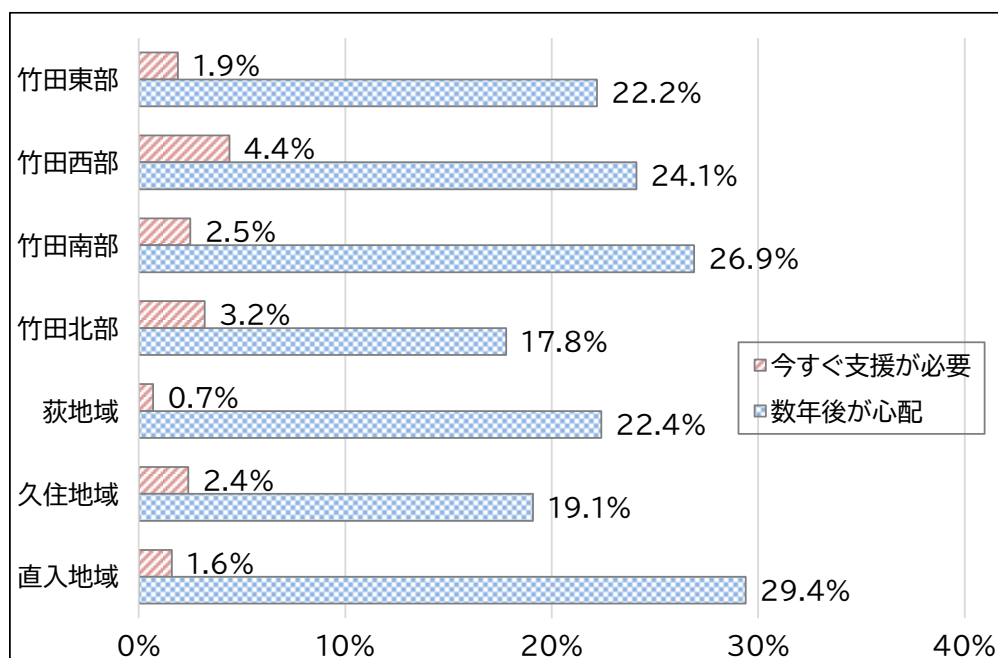
困っている高齢者の支援などのボランティア活動への参加意向については、竹田東部 25.0%、竹田西部 32.1%、竹田南部 17.9%、竹田北部 28.5%、荻地域 12.3%、久住地域 13.4%、直入地域 13.2%となっています。



7) 支援の緊急性

調査員の所見では「今すぐ支援が必要」と感じた割合は、各地区とも 5%未満でしたが、「数年後が心配」と感じた割合は、竹田東部 22.2%、竹田西部 24.1%、竹田南部 26.9%、竹田北部 17.8%、荻地域 22.4%、久住地域 19.1%、直入地域 29.4%と、2割前後の人が心配している状況です。

特に直入地域は 29.4%と 3割近くなっており、他地区より高くなっています。



4. 第2次地域福祉計画の施策評価について

第2次地域福祉計画の行政の取り組みを以下の基準により4段階評価しました。

(A：非常に効果的、B：効果的、C：効果的でない、D：評価不可)

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり仕組みづくりをめざします。

基本方針1 小地域福祉活動の推進

顔が見える地域づくり体制の構築・推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> 暮らしのサポートセンターの活動支援（補助金の交付） ささえ愛フォーラムの開催 17地区別の「よっちはなそう会」の開催 	<p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題を共有し解決に向けた話し合いの場、「よっちはなそう会」の趣旨の理解が進んだ。 地域課題の解決のため、庁内の福祉分野以外の部署や社会福祉協議会、地域包括支援センターが一堂に会する「新しい地域ささえ愛推進会議」を開催し、地域における活動の状況や課題について情報共有をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手不足が要因で多くの地域課題が解決しないもどかしさがある。 慢性的な人手不足による担い手、後継者不足。何をしてもマンパワーが問題になる。

災害に備えた円滑な支援活動の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練は毎年、6月1日の県民アクションデーや、J-ALERTの全国一斉情報伝達訓練に合わせて、各自主防災組織（自治会）単位で実施している。 	<p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、防災訓練の場を設けることで、市民の防災意識の再確認につながった。 令和2年度は新型コロナウイルスの影響から実施が減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会も高齢化しており、避難訓練の実施が難しくなっているところが増えてきている。 訓練実施率を上げるためには、住民の防災意識の向上が必要であるが、高齢化により地域で防災を担える人材が不足傾向にある。

基本方針2 住民による見守り活動の実施

地域住民による見守りの充実

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>・民生・児童委員による定期的な高齢者見守り活動を実施。月に1度行われる民生委員・児童委員の単位民協の会議で地域包括支援センターの職員が同席する中で、気になること等の情報共有を図っている。</p> <p>・社会福祉協議会が実施する「よっちはなそう会」において自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、愛育保健推進員などが中心に「福祉マップ」を作成した。</p>	<p>評価：B</p> <p>・地域で役を担う人々には、責任感をもってそれぞれの活動を行うとともに、「よっちはなそう会」への参加などで地域の課題を確認することができた。</p> <p>今後は、地区民全員への地域福祉の理念の浸透や、抽出した課題の解決が必要である。</p> <p>・自分たちの地域の見直しにつながった。</p>	<p>・核家族化が進む中、住み慣れた地域で暮らしていくためには地域住民のつながりによる見守りが非常に大切である。地域のつながりが希薄化する傾向にある現在、地域住民につながるの大切さを理解してもらうことが重要である。</p>

行政や専門委員等との連携による解決方策の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>・地域包括支援センターだよりや暮らしのサポートセンター通信を定期的に発行し、相談体制や生活支援サービスの積極的な広報活動に努めた。また、出張出張前講座も積極的に行った。</p> <p>・ブロック別の民生委員児童委員協議会に、地域包括支援センターの職員が定期的に参加し、地域での課題解決のための事業等の情報提供を行い、具体的な解決方策につなげている。</p>	<p>評価：B</p> <p>・積極的な広報活動により、地域住民の認知度は年々向上している。</p> <p>・地域に頼られ、なくてはならない機関になっている。</p>	<p>・見守り活動については、正解がないテーマである。多くの組織、団体、地域資源が関わる形での見守り体制の構築が大事である。</p>

基本方針3 ボランティアの支援体制づくり

地域住民による活動の支援

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・竹田市社会福祉協議会が実施している「ささえ愛ボランティア講座」「認知症サポーター養成研修」等への行政部門へ講師の派遣を行うなど支援を行った。 ・竹田市赤十字奉仕団によるふれあい講座では、日赤大分県支部の協力を受け、災害時における炊き出し訓練や高齢者支援講習を行った。 	評価：B <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループに所属している人々へは、ボランティア講座等を通してボランティアへの理解を深めていただけたが、市民全体へのボランティアの啓発、推進が不足していたと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の向上には、市民一人ひとりにボランティアの気持ちを深めてもらうことが大切である。今後は、市民全体へのボランティアの啓発をさらに図っていく必要がある。 ・ボランティアグループのメンバーが高齢化、固定化しており、新規メンバーが入らない。後継者の育成が課題となっている。

基本方針4 福祉の啓発・学習の充実

福祉の啓発・学習の充実

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・チャリティーショーや地域ささえ愛推進フォーラムにおいて福祉の啓発に努めてきた。また、学校における人権学習を通して子供たちへの福祉教育を行った。 	評価：B <ul style="list-style-type: none"> ・福祉に係る講演会を実施し、広く福祉の啓発に努めてきた。引き続き啓発の充実に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャリティーショーや地域ささえ愛推進フォーラムは福祉の啓発事業として定着している。今後も各種啓発事業を実施し、市民に情報発信することで、福祉の啓発に努めていく。

基本目標2 誰もが安心して暮らせるサービスの提供をめざします。

基本方針1 包括的支援事業の推進

包括的支援事業の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>・地域ケア会議の事例から明らかになった地域課題を整理し、地域課題の解決に努めた。</p> <p>【市が実施する介護予防事業の強化】</p> <p>・集中介入期の短期集中予防サービス(通所型サービスC)の拡充、移行期のすごーく元気週一運動の拡充など</p> <p>【住民主体の介護予防事業の強化】</p> <p>・週一回定期的に体操を取り入れた運動を行う健康長寿週一活動や、小学校単位で地区住民が介護予防を目的にして開催する、通いの場づくりに対して、金銭的な補助に加えて立ち上げ、継続支援を行っている。</p>	<p>評価：B</p> <p>・在宅介護サービス事業所の廃止等により、要支援認定を持つ高齢者のサービス体制に課題があった。また、要支援状態にならないように積極的に介護予防事業を推進する必要がある。</p> <p>・地域課題の全てに対応できた訳でないが、できるところから解決できるように努力している。</p>	<p>・新しい取り組みを進めるにあたっては、マンパワー(人手)が必要になるが、慢性的な人手不足の状態が続くなかで厳しい状況である。</p> <p>・買い物支援や移動支援に対する要望が断続的にある。</p> <p>・市としても移動販売支援事業の実施や、通いの場を利用した送迎支援など取り組みを行っているが、十分ではないため抜本的な解決にはつながっていない。</p>

基本方針2 相談体制の充実

各種相談支援の充実

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>【高齢者の総合的な相談支援】</p> <p>・地域包括支援センターが総合相談窓口の役割を果たし、相談しやすい環境づくりに努めた。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(ケアマネジャー)等が連携し、高齢者の総合的な支援を行った。</p>	<p>評価：B</p> <p>・地域包括支援センターについては、高齢者なんでも相談窓口としての役割を果たし、普及啓発により市民への認知度も向上している。総合相談、権利擁護業務以外にも認知症総合支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業など幅広く業務を行っている。</p>	<p>・地域包括支援センターを含めほぼ全ての介護保険事業所が慢性的な人手不足の状態にある。利用希望者はいても従事者を確保できずに事業所を閉鎖するケースは多い。</p>

基本方針3 生活困窮者の自立支援の充実

生活困窮者の自立支援の充実

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>・生活困窮者自立支援事業はモデル事業を経て平成27年度から本格実施。</p> <p>自立相談支援事業は、竹田市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者自立相談窓口を開設。被保護者就労支援事業、就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業は平成27年度から竹田市経済活性化促進協議会（平成30年度竹田市社会福祉協議会へ統合）、家計改善事業は平成30年度から、竹田市社会福祉協議会に委託し実施している。</p>	<p>評価：B</p> <p>・近年はコロナ禍の経済不況のため、若年層や勤労世帯からの困窮相談も増加傾向で社会的孤立者の課題が顕在化してきた。</p> <p>多重債務を抱えたケースも増え、複合化・重度化する前に早期発見・早期支援できる体制づくりの実施を推進しているが、まだ不十分で支援会議の拡充などが必要である。</p> <p>・平成30年度から自立相談支援事業、就労準備支援事業と家計改善支援事業を三位一体で取り組むようになり、相談件数も増え、効果的な対応ができるようになってきた。</p>	<p>・包括的な相談支援を行うためのアセスメントの強化を図り、分析や支援プランの見える化、終結などの取り組みの強化が課題。合同企業就職相談会では、企業の求める人材、様々な事情を抱えた当事者とのマッチングが難しく、就労支援や就労準備支援に十分な効果を発揮していない。今後は中間就労メニューの開発や無料職業相談所の設置などについても検討していく必要がある。</p> <p>・ひきこもり（の人）の支援など本人が相談できないケースや家族などが困っているケースなどの孤立者への対応が新たな課題である。</p>

基本方針4 在宅福祉サービス事業の推進

在宅福祉サービス事業の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>【福祉サービスを利用しやすい環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが総合相談窓口の役割を果たし、相談しやすい環境づくりに努めた。 また、福祉サービスを受けるための手続きの流れや対象者等について、わかりやすい説明に努めた。 <p>【高齢者福祉施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の重点目標に沿って、介護予防施策を推進した。 	<p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターについては、高齢者なんでも相談窓口としての役割を果たし、普及啓発により市民への認知度も向上している。総合相談、権利擁護業務以外にも認知症総合支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業など幅広く業務を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手不足は深刻で、地域包括支援センターを含めほぼ全ての介護保険事業所が慢性的な人手不足の状態にある。利用希望者はいても従事者も確保できずに事業所を閉鎖するケースは多い。在宅介護サービスを利用しにくい環境になっている。また、地域の介護予防教室についても世話人が不在になり解散するケースが多く、なにをするにしても担い手の確保が課題である。

基本方針5 子育て支援事業の推進

子育て支援事業の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポートセンター「ゆめいかだ」は、毎年度サポーター養成研修を実施し、サポーターの確保に努めている。 ・子育て支援拠点施設は令和2年5月から子育てひろばうりっこを荻地域に開設し、出張広場と合わせ全ての地域でサービスの提供が可能となった。うりっこについては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が少ないことが今後の課題と考える。 ・放課後児童クラブについては、全ての校区に設置済。利用人数の多いクラブについては支援単位を増やして対応している。 	<p>評価：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業とも令和2年度までにサービス提供体制が整い、量的な面ではほぼ充足された形になっている ・教育・保育施設の利用では、待機児童は発生していない。 ・竹田市すこやか支援計画に沿ってサービス提供体制を整備し、放課後児童クラブや子育て支援拠点施設は全ての地域で利用が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後はサービスの質の向上と、支援者の高齢化による人材確保が課題。 ・特に教育・保育施設では保育士不足の解消が喫緊の課題。 ・今後のさらなる児童数の減少により、サービスの維持がどこまで可能か見通しが不透明。

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる生涯現役、元気な地域づくりをめざします。

基本方針1 生涯現役をめざした地域福祉の推進

生涯現役をめざした地域福祉の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>・住民との福祉懇談の場である各地区開催のよっちはなそう会で福祉や地区の困りごとなど話し合いを行うなかで、様々な情報提供を行ってきた。</p>	<p>評価：B</p> <p>・よっちはなそう会等の協議の場への参加者には地域のよさを認識してもらうことができた。</p>	<p>・くらしのサポートセンター等のボランティア組織の人材（後継者）育成。</p> <p>・農業との連携ができなかった。</p> <p>・人材不足によりボランティア組織の運営に影響がでている。</p>

基本方針2 民間との連携による地域福祉の推進

民間との連携による地域福祉の推進

実施状況	評価及び理由・効果	課題
<p>・各種募金会議を年度当初に各地区自治会長を対象に開催している。共同募金や緑の募金など年間計画と目標額を提示し、募金への協力と集約の依頼を行い、募金に対する理解を頂いてきた。</p>	<p>評価：B</p> <p>・ここ数年、全国で災害が多発する中、福祉の観点から募金に対する理解は広まりつつあると感じる。</p>	<p>・地域福祉の観点から、地域における見守りの意識など地域におけるボランティア意識の醸成を促進する必要がある。</p> <p>・社会福祉法人やNPOとの協力については、今後ますます重要になってくるため、関係機関との連絡会議を行うなどボランティア意識の醸成を図る必要がある。</p>

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

本市では、『いのち育む 100 年構想～「いのちを守り いのちを育み」そして「いのちを輝かせる」 竹田市へ～』をもとに、それぞれの世代ごとでの生き方を深めることができる社会の構築を目指しています。

この考えは、SDGs 全体に通じる「誰一人取り残さない」という理念や、「パートナーシップで目標を実現しよう」という目標 17 からわかるように、多様性の尊重につながります。

前計画では、『住民一人ひとりが、その人らしく地域で安心していきいきと暮らし、共に支え合う住みよいまち・たけた』を基本理念とし、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民・各種団体・市が互いに連携し地域における課題解決に取り組んできましたが、市民生活が多様化する中で地域における課題も複雑化している状況です。

本計画においても、市民、各種団体、市等の全ての主体が、なお一層、この理念を意識し、共有していくことにより、誰もが地域でつながっていくこととなります。また、今後、地域福祉が推進されていくものととらえ、国が示す「地域共生社会の実現」に向けて、今後展開される施策を想定した場合においても、十分意義を果たせる普遍的なものと考え、前計画の理念を継承したうえで、次のとおり新たな基本理念を定めます。

人生輝くまち たけた

～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、

共に支え合うまち～

2. 基本目標

基本理念に掲げる「人生輝くまち たけた ～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、共に支え合うまち～」の実現に向けて、以下の基本目標に沿って計画を推進していきます。

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり

地域福祉の推進のためには、地域で支え合い、助け合おうとするつながりが重要となります。地域のつながりを強化するためには、日ごろからの住民同士の交流と地域の活動への支援が必要となります。

住民同士の交流を深めるよりどころである公民館の活動や地域での各種行事への支援と、声掛け運動など日頃の取り組みの推進を行います。

【目標値】

○地域のいろいろな行事に参加している人の割合

基準値（令和3年度）50.0% ⇒ 目標値（令和8年度）60.0%
（アンケート調査）

○頼りになる知り合いが近所にいる人の割合

基準値（令和3年度）63.4% ⇒ 目標値（令和8年度）80.0%
（アンケート調査）

基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

全ての市民が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりを実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援（対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成など）を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。

これを実現するために、制度毎に分断された支援を行うだけでなく、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討します。

また、安心して住み続けられるよう、福祉サービスの充実を図ります。

【目標値】

○高齢者や障がいのある人にも暮らしやすい地域であると感じる人の割合

基準値（令和3年度）22.0% ⇒ 目標値（令和8年度）50.0%
（アンケート調査）

○地域の子どもはのびのびと育っていると思う人の割合

基準値（令和3年度）58.4% ⇒ 目標値（令和8年度）85.0%
（アンケート調査）

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

誰もが生涯を通じて健やかでいきいきと暮らすことができるよう、市民一人ひとりの健康づくりや、食育の推進に取り組むとともに、地域医療の充実に取り組みます。

また、近年大規模な災害が相次いでいることから、防災体制の整備は地域で安心して暮らすための重要な課題となります。災害対策は、住民一人ひとりが当事者となるため、地域と住民の防災力の向上に努めます。

さらに、全ての人が安心して暮らせるまちに向けて、交通機関の充実や、事故・犯罪の防止、権利擁護の推進など各種施策を推進します。

【目標値】

○健康管理のための取り組みをしている人の割合

基準値（令和3年度）59.9% ⇒ 目標値（令和8年度）75.0%

（アンケート調査）

○職場や地域での防災訓練に参加している人の割合

基準値（令和3年度）36.4% ⇒ 目標値（令和8年度）50.0%

（アンケート調査）

○買い物や通院に便利な地域だと思う人の割合

基準値（令和3年度）27.4% ⇒ 目標値（令和8年度）50.0%

（アンケート調査）

3. 地域共生社会の実現に向けて

本計画の基本理念の実現に向け、3つの基本目標に基づき実施する施策・事業の中で、特に本計画期間において「地域共生社会」の実現を目指していく上で、次の2つの項目を重点的に取り組むこととします。

「地域共生社会」の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくこととなります。



資料：厚生労働省

(1) 地域課題解決のための仕組みづくり（我が事）

地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、関係機関・団体における課題意識の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

本市では、市内 17 地区において地区社協を核とした地域住民が集まって、地域の現状や気になることを気軽に話し合う場として「よっちはなそう会」が既に積極的に開催されており、この取り組みを支える分野横断的な連携会議「地域共生社会実現会議」が組織されています。

今後は、このような体制において継続的に実施することで、掘り起こされた課題の解決に向けての行動ができるよう、組織や人材、予算など不足している部分を強化し、地域課題解決の仕組みづくりを進めます。

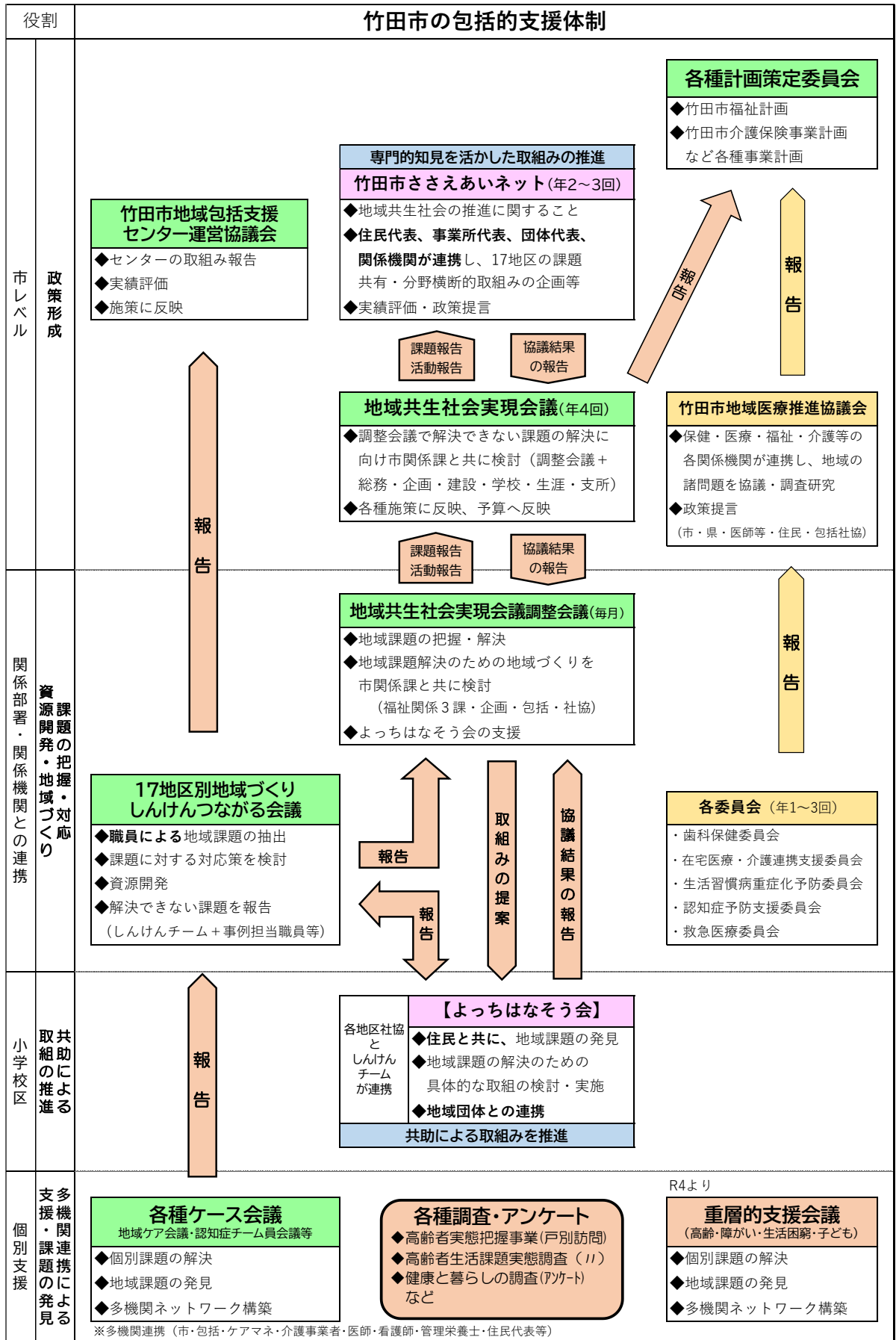
(2) 包括的な支援体制の整備（丸ごと）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

本市では、地区社会福祉協議会、暮らしのサポートセンター等において、既に地域の支援体制は組織化されています。

また、介護保険分野において地域包括支援センターを中心に「地域包括ケアシステム」を推進し、子育て分野においては「子育て世代包括支援センター」により子育て支援が推進されています。これらの既存の組織の役割を明確にし、つないでいくことで包括的な支援体制の整備を進めます。

■意見集約のイメージ図



令和3年12月現在

4. 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が新たに位置づけられました。

本市においても、令和4年4月より重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的な支援体制の充実に努めます。

①各事業の実施方針

既存の相談支援体制等の取り組みを活用しつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について実施していきます。

ア. 「1号 包括的相談支援事業」に関する実施方針

介護、障がい、子育て、生活困窮の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

イ. 「2号 参加支援事業」に関する実施方針

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯とのつながりづくりに向けた支援を行います。

ウ. 「3号 地域づくり事業」に関する実施方針

地域資源を広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、個別の活動や人をコーディネートし、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

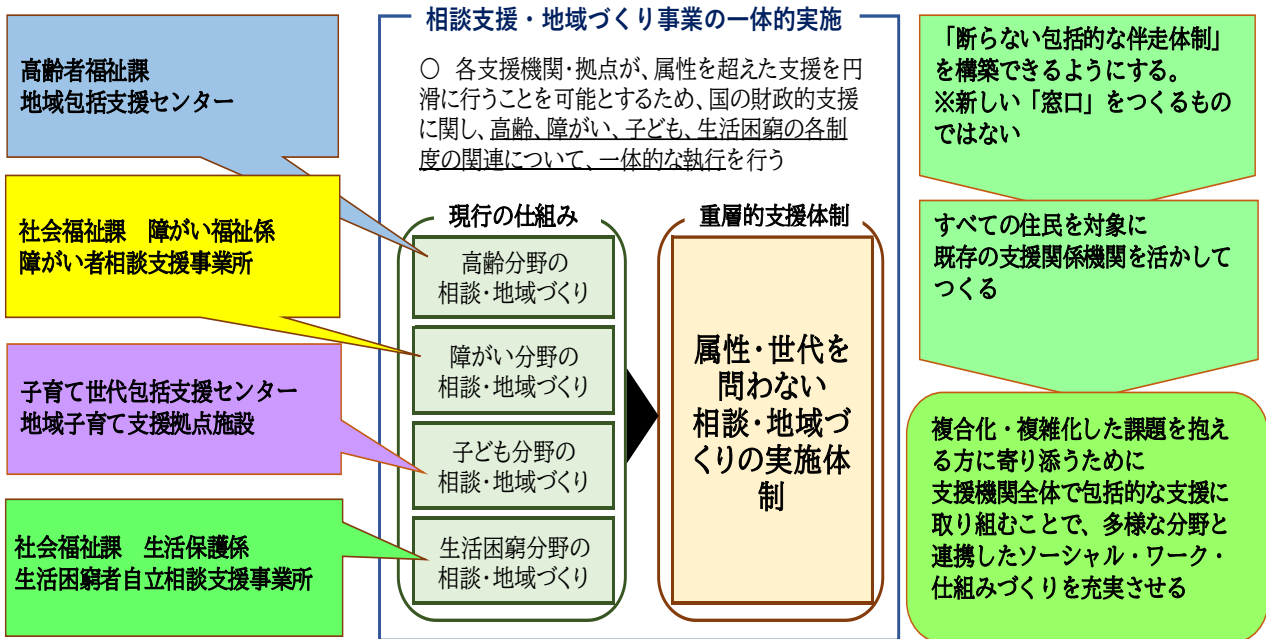
エ. 「4号 アウトリーチ等事業」に関する実施方針

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人たちの把握に努めます。また時間をかけた丁寧な支援を行い、支援を必要とする人との信頼関係の構築に努めます。

オ. 「5号 多機関協働事業」及び「6号 支援プランの策定」に関する実施方針

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、相談支援機関に助言を行うとともに、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取り組みを通じて、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

■竹田市の重層的支援体制整備事業イメージ図



5. 施策体系

基本理念

人生輝くまち たけた
～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、
共に支え合うまち～

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり

- 1 地域における交流・ふれあいの促進
- 2 地域福祉を支える活動の促進
- 3 地域福祉の意識向上

基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

- 1 情報提供と相談体制の強化
- 2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実
- 3 支援を必要とする人への自立支援

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

- 1 健やかに暮らせる基盤づくり
- 2 地域防災力の強化
- 3 普段からの見守りと防犯活動
- 4 誰もが暮らしやすい環境整備

第4章 取り組みの展開

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり

1 地域における交流・ふれあいの促進

(1) 地域で支え合う関係づくりの促進

現状と課題

- 市内17地区において「よっちはなそう会」を継続して開催し、住民が地域課題を共有し解決に向け、主体的に話し合う場の理解が広がっています。しかし、高齢化を背景として地域における支援が必要となる対象者が増加する一方、地域の担い手不足が顕著となり地域課題の解決が困難となる課題も生じています。
- 多様化・複合化する課題に対応するため、地域住民と共に課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーク事業については、相談件数が増加し活動に対する一定の認知の向上がみられます。引き続き取り組みと活動の周知を継続していく必要があります。

取り組みの方向性

- 身近な地域のつながりを強化するため、住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、相互の連携・協働のもと課題を解決できる仕組みづくりを進めます。
- 包括的支援体制をはじめとする地域における課題解決の活動について、住民の理解促進を図ります。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 地域のことに関心を持ち、地域活動に積極的に参加します。
- 生活課題や福祉課題の解決に向け、地域の担い手として協力します。

地域や関係団体などができること

- 「よっちはなそう会」に参加し、地域の協力を促します。
- 各種研修会や講演会等を開催し、住民の福祉への意識向上に努めます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 各地区社協及び地域福祉の機能・役割を担う団体等の運営並びに活動を支援します。
- 住民主体の助け合い活動を推進します。
- 生活支援体制整備事業の充実を図ります。

行政の主な取り組み

- 各地区での「よっちはなそう会」等の住民の主体的な取り組みへの協力を行います。
- 地域組織の活動が円滑にできるよう、公的相談機関の情報や暮らしのサポートセンター等の有償サービスの情報等を提供します。
- 地域の社会資源を活用し、福祉課題の把握に努め、課題解決に向けた取り組みを推進します。

《関連する計画》

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(2) 地域住民の交流の充実

現状と課題

- 少子高齢化による家族構成の変化やライフスタイルの多様化等により、地域社会におけるつながりが希薄化しています。関係団体調査結果からも、「住民同士の声かけがあまりない地区がある」、「気軽な声かけが必要だ」という意見がありました。
- 地域の中には、交流やふれあいの活動が行われる公民館やコミュニティセンター、城下町交流プラザなどの様々な場があります。地域福祉の推進には、地域でのふれあいや交流から日常的なつきあいを深めることで、地域におけるつながりを築き、強めていくことが大切です。
- 住民相互の密な交流の減少は、プライバシー意識の高まり等も背景にあると考えられ、こうした傾向の中でどのように顔の見える関係づくりを進めていけるかが課題となっています。

取り組みの方向性

- スポーツ・文化活動・子育て支援等、様々な機会を通じて、誰もが気軽に参加できる地域における住民の相互交流、世代間交流が促進される地域づくりを進めます。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 地域社会の一員として、積極的に地域の交流活動に参加します。
- 交流活動を通じて、人とのつながりを大切にします。
- 地域のイベントへの参加には、家族みんなで参加します。

地域や関係団体などができること

- 交流活動や地域行事の活動内容などを積極的に地域に発信し、参加者増加に努めます。
- 交流活動や地域行事を通じ、地域住民同士の情報交換や情報共有に取り組みます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 地域資源の把握及び地域資源シートを作成します。

行政の主な取り組み

- 様々な世代を対象としたサロン活動など、交流機会の場を充実し、市民同士の情報交換や身近な相談の場、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。
- 様々な世代や地域の活発な交流活動を活性化するため、各種地域行事への支援を充実します。
- 市が行う行事・イベント等の内容においては、障がいのある人や障がいのない人、世代間の交流が図れるよう検討します。

《関連する計画》
・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

・ 障がい者基本計画
・ すこやか支援計画

(3) 孤立を防ぐ活動と居場所の確保

現状と課題

- 高齢化の進行とともに、地域での活動の幅が減り、閉じこもりがちな高齢者も多くなっており、顔の見えるつきあいをするには、隣近所の人との声かけや見守りが必要です。
- 福祉的な支援や助けを求めている人は、地域で孤立していたり、誰にも相談できない状態の場合があり、地域住民同士がお互いに気にかけて、地域でできることから進めていくことが必要です。

取り組みの方向性

- 身近な地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが、地域で孤立することなく安心して生活することができるよう、誰もが広く利用できるサロンや地域のイベントなど、気軽に集い交流を深めることができる場や機会の創出に努めます。
- 地域住民が連携・協力して進める見守り・訪問活動が行われる環境づくりを推進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 日頃から生活課題を抱えたら、自分だけで解決しようとせず、必要に応じて助けを求めるようにします。
- 日頃から隣近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけるなど顔の見える付き合いに努めます。
- 隣近所の気になる人を見守ります。

地域や関係団体などができること

- 近所で閉じこもりがちの人に声をかけ、一緒に交流活動に参加します。
- 世代を超えて、全ての地域の住民同士声をかけあいます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 地域福祉を推進する担い手の活動支援を行います。

行政の主な取り組み

- 相談窓口や地域における活動の拠点としての機能を持ち、子育て家庭や高齢者等の世代や立場を超えて、誰もが身近な地域で気軽に利用できるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。
- 地域住民による見守り活動を支援します。

《関連する計画》

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・ すこやか支援計画
- ・ 障がい者基本計画
- ・ 人権教育・啓発基本計画

2 地域福祉を支える活動の促進

(1) 地域団体活動の促進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none">● 地域住民だけの支え合いには限界があり、民間や外部団体との連携も取り入れた新しい地域福祉のあり方を導入していく必要があります。● 地域福祉活動団体等が活動上困っていることは、「新しいメンバーが入らない」「中心となるメンバーが育たない」が上位となっています。(団体等ヒアリング)● 様々な地域団体・地域活動の存在やその役割について、情報提供や活動内容の周知が求められます。
取り組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">● 福祉をはじめ様々な分野で活動する地域団体や活動者同士が連携し、情報共有したり、協働による活動を推進し、地域活動の幅を広げていくことで、多様な支え合い活動の裾野の拡大を図ります。
主体別の取り組み
自分や家族ができること
<ul style="list-style-type: none">● 自治会や老人クラブなどの地域の活動に参加します。
地域や関係団体などができること
<ul style="list-style-type: none">● 企業や事業者が地域のイベントや地域福祉活動への参加を呼びかけます。● 地域福祉活動に貢献する企業や事業者を積極的に利用します。● 得意分野や専門性を活かして、地域福祉活動に関わります。● 活動団体同士の交流や連携を図ります。● 従業員の地域福祉活動への参加を促進します。● 地域の福祉活動に賛同し、寄付や支援を行います。
社会福祉協議会の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none">● 地区社協連絡協議会の活動支援を行います。
行政の主な取り組み
<ul style="list-style-type: none">● 民間と地域の課題解決のマッチングを実施し、行政と民間と地域の協働による地域福祉を進めていきます。● 住民の寄付文化の醸成に努め、募金活動等の各種取り組みを支援します。● 地域福祉事業での事例紹介やチラシの配布等により、地域福祉活動団体等への加入を促進します。● 企業のCSRの取り組みの誘致を進めます。
《関連する計画》
・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
・ 障がい者基本計画
・ すこやか支援計画

(2) 地域福祉を担う人材の確保、育成

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進み、地域福祉を支える人材不足が顕在化しています。自治会をはじめ、様々な地域団体において活動の担い手の不足や高齢化が進展していることは全国的な課題となっており、担い手の負担の軽減とともに、人材の育成が喫緊の課題となっています。
- 人材育成が追い付かず、ボランティア組織の運営に影響が出ている状況です。
- 従来の取り組みを継続していただくだけでは、担い手の発掘は難しいと考えられることから、幅広い世代を対象として、それぞれの関心やニーズに基づいた活動の創出や担い手の育成を検討していくことが求められます。

取り組みの方向性

- 地域福祉活動の活性化を図るため、地域福祉活動の担い手となるボランティアとなる人材の育成を行うとともに、様々な場面で活躍できる地域づくりに取り組みます。また、関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 地域に関心を持ち、ボランティアやNPO等の活動に積極的に参加します。
- 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力します。

地域や関係団体などができること

- 世代間交流や子育て支援の仕組みづくりについて、情報提供やマッチング等を支援し、住民や団体のボランティア活動に参加します。
- 地域活動をする際に、ボランティアやNPOとの連携を図ります。
- 地域福祉活動に、新しい人が参加しやすいように、どのような活動を行っているか、団体の広報誌の作成やSNSをとおして情報発信します。

社会福祉協議会の主な取り組み

- ボランティアの発掘と学びの機会を提供します。
- ボランティアの需給調整を行います。
- 社協登録ボランティアの活動支援を行います。
- ボランティア活動保険加入促進を図ります。
- 専門的ボランティアを養成します。

行政の主な取り組み

- 暮らしのサポートセンター等有償ボランティアの仕組みづくりを支援します。
- 市の広報紙やチラシで市民へ民生委員・児童委員の活動内容をわかりやすく説明し、活動への関心や理解を深めます。
- ボランティア養成講座等を支援し、地域福祉に取り組む人材の育成を図ります。
- 福祉人材が地域や地域福祉活動団体等へつながる流れをつくります。
- 県や近隣市とも連携をしながら研修を開催するなど、福祉人材確保と育成の取り組みを進めます。

《関連する計画》
・障がい者基本計画
・高齢者福祉計画・介護保険事業計画
・すこやか支援計画

(3) 社会福祉法人による公益的活動への支援

現状と課題

- 公益性の高い社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすことに加え、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」を通じ、地域の関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していくことが期待されています。
- 地域貢献活動を行いたい社会福祉法人が、情報として見えにくい現状があります。

取り組みの方向性

- 市内の社会福祉法人と連携を図り、地域のニーズに応じた活動を支援します。
- 地域の課題解決に社会福祉法人が共同して対応するため法人間の連携を推進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 市や社会福祉協議会、社会福祉法人等へ地域ニーズに関する情報提供を行います。

地域や関係団体などができること

- 市や社会福祉協議会、社会福祉法人等へ地域ニーズに関する情報提供を行います。
- 地域の課題解決に向けた公益的活動に取り組めます。
- 社会福祉法人や関係機関との連携や役割分担を図りつつ、「地域における公益的な取組」により、積極的に地域貢献に努めます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 社会福祉法人連絡会の設立に向けた取り組みを進めます。
- 「社会福祉法人連絡会」を定期的を開催し、法人間の連携強化を図ります。

行政の主な取り組み

- 地域の実情に応じた公益的な取り組みが社会福祉法人によって行われるよう、社会福祉関係機関と連携し、地域のニーズに関する情報提供を行います。
- 社会福祉法人の法人間や地域とのネットワーク強化を推進し、地域における公益的な活動を支援します。

《関連する計画》

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

3 地域福祉の意識向上

(1) 地域福祉に関する広報啓発の推進

現状と課題

- 地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、地域福祉の重要性を理解することが必要です。
- 地域の困りごと・課題は、地域で解決していこうとする住民一人ひとりの意識を高めることが求められています。
- 全ての住民が、お互いを理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉に関する教育や啓発が必要となります。

取り組みの方向性

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権についての教育や啓発活動を推進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 自ら福祉に関心を持ち、支え合い、助け合いの活動に積極的に参加します。

地域や関係団体などができること

- 地区世代や立場に関わらず話し合い、考える場をつくります。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 社協だより・ホームページ等を活用し、地域福祉活動や福祉サービスについての周知・啓発を行います。
- 認知症の正しい理解と予防活動を促進します。
- 相談窓口の権利擁護等広報活動を行います。

行政の主な取り組み

- 地域福祉の重要性や「自助」「共助」の考え方、地域の福祉課題などについて、ホームページ等を活用して広報啓発を行い、市民一人ひとりの福祉意識の醸成を図ります。

《関連する計画》

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ・ すこやか支援計画
- ・ 障がい者基本計画

(2) 学校等における福祉教育の推進

現状と課題

- 地域での支え合いのしくみを構築するためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、支え合い・助け合いの意識を持つことが大切です。そのためには、学校教育での学びを通して福祉について正しく理解するだけでなく、大人も子どもも等しく福祉を学ぶ機会をつくり、福祉への理解を深め、学校、地域、家庭、企業、関係団体等が連携し協力し合い、自らが支え合いに関わることに繋げていくことが重要です。

取り組みの方向性

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの年齢・発達に応じた福祉教育を推進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 福祉について、学校で学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話します。

地域や関係団体などができること

- 地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、積極的に参加します。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 福祉教育の研究を進めます。
- ボランティア協力校を指定し、福祉の心を学べる機会を提供します。
- 夏のボランティア体験を実施し、ボランティアを経験する機会を提供します。
- 認知症キッズサポーター養成講座を実施し、認知症について正しい理解を深めます。

行政の主な取り組み

- 学校における人権学習を通して、子どもたちへの福祉教育を推進します。
- 地域課題の解決や部落差別解消に向け、多様な学習機会の提供や地域活動参加を推進します。

《関連する計画》

- ・ 高齢者福祉計画
- ・ 介護保険事業計画
- ・ 障がい者基本計画

・ すこやか支援計画

・ 長期総合教育計画

・ 人権教育・啓発基本計画

基本目標 2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

1 情報提供と相談体制の強化

(1) 情報提供の充実

現状と課題
●福祉サービスの情報、地域活動やボランティアの情報など、様々な情報が一定の場所や機能として集約され、全ての人が確実に入手することができる情報のプラットフォームが求められています。
取り組みの方向性
●必要とする人に適切な情報が行き届くよう、対象に応じた情報提供手段の検討や情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、地域や関係機関に対する適切な情報提供を行います。 ●また、情報の取り扱いにおいては、プライバシーや個人情報保護に配慮した体制をつくります。
主体別の取り組み
自分や家族ができること
●市のホームページや広報紙などにより日ごろから福祉に関する情報の把握に努め、困りごとがあれば地域の民生委員・児童委員等に相談します。
地域や関係団体などができること
●福祉について、情報交換や意見交換ができる場を設けます。 ●地域の情報を積極的に住民に提供します。
社会福祉協議会の主な取り組み
●個人情報の取り扱いについては、規定に基づき適切な情報の運用が図れるように配慮します。
行政の主な取り組み
●ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にでもわかりやすく、確実に届く情報提供に努めます。 ●情報取得困難者への情報提供の支援を図ります。 ●全ての人のコミュニケーションが円滑に図れるよう、情報提供に努めます。 ●地域課題に協働で取り組んでいくため、関係機関・団体等と連携を図り情報提供を行っていくとともに、プライバシーや個人情報保護の観点から、適切な情報の運用が図られるように配慮します。
《関連する計画》
・高年齢者福祉計画・介護保険事業計画
・障がい者基本計画
・すこやか支援計画

(2) 包括的な相談支援体制の整備

現状と課題

- 住民の抱える課題が複雑化・多様化していることから、分野を超えて相談を受け止める体制の構築が求められます。
- 公的な相談窓口に悩みを相談することをためらう人もいることから、地域の福祉団体等と連携した体制を含めた相談窓口の周知とともに、相談しやすい環境づくりなど、市全体で「困ったときは相談しよう」、「相談を受け止めよう」という環境の整備が重要です。

取り組みの方向性

- 本人・世帯の属性にかかわらず一人ひとりが抱える不安や悩みを受け止め、寄り添い、複雑化・複合化する課題や既存の制度等では対応できない狭間のニーズにも対応できるよう、関係機関及び多職種による連携強化を図りつつ、包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化を図るとともに、地域資源を最大限活用しながら、状況に応じたきめ細かな支援につなげます。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 市のホームページや広報紙などにより日ごろから相談機関に関する情報の把握に努めます。
- 困りごとを自分一人や家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。
- 困っている人がいたら、内容や必要に応じて、公的な相談窓口の利用を勧めたり、関係機関につなげます。

地域や関係団体などができること

- 地域住民同士が困りごとを相談しやすい地域づくりを行います。
- 地域で解決が難しい地域生活課題は相談機関へつなぎます。
- 支援を必要としている人に相談窓口や福祉サービスの情報を提供し、適切な相談機関へつなぎます。
- 日ごろから各種相談窓口の情報把握に努め、利用者や相談者に対する周知に協力します。
- 地域生活課題の解決に向け、専門機関同士の連携に努めます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 誰でも、なんでも相談できる総合相談窓口の充実に努めます。
- つながり続ける相談支援体制づくりに努めます。
- 市と一緒に検討・協議（年次取り組み等）を重ねて行っています。
- 認知症の早期相談・早期受診につながる体制を整備します。

行政の主な取り組み

- 住民や地域で活動するさまざまな団体等への研修や周知・啓発等を進めることにより、近所付き合いや地域の交流活動、見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。
- 「地域包括支援センター」や地域における多様な関係機関と連携し、包括的な相談体制の強化と機能の充実を図ります。
- 制度の狭間における問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進し、総合相談窓口機能の整備について検討します。
- 既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取り組みを充実させます。

《主な事業・活動》

【高齢者の総合的な相談支援】

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう支援する中核機関として設置されている地域包括支援センター「つるかめ」において、専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等が連携し、高齢者の総合的な支援を行います。

【障がい者相談支援事業】

- ・ 障がい者またはその家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関等との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

【自立支援協議会】

- ・ 障がい児者またはその家族等が抱えるさまざまなニーズ及び地域の課題に対して、障がい者やその家族、相談支援事業所、地域の障がい福祉に関する関係者、関係機関等が課題の解決に向けた協議を行い、地域における障がい児者等を支えるネットワークを構築し、障がい児者等が安心して暮らせる地域社会づくりを推進していきます。

【自立支援給付事業】

- ・ 障がい者等が、その有する能力及び適性に応じ、日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他支援を行います。

【利用者支援事業】

- ・ 子育ての総合相談窓口である子育て世代包括支援センター「すまいる」において、専門職の保健師、公認心理士、子育て支援員等が連携して子育て世帯の支援に取り組みます。

【ひとり親家庭相談事業】

- ・ ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父、母や寡婦の相談に応じます。

【地域子育て支援拠点事業】

- ・地域子育て支援センター、つどいの広場等、身近な地域で気軽に相談できる場を設け、子育てに関する不安や悩みを持っている親子に対する相談、子育てへの負担感の緩和等を実施するとともに、地域の子育て支援関係団体との連携強化を図ります。

【生活困窮者自立支援】

- ・生活や仕事に不安を抱え、経済的に困窮している人等に対し、相談支援員が一人ひとりの課題解決に向けた「支援プラン」を作成し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援を行います。

【DV相談・対応事業】

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者等からの暴力に悩んでいる人の相談に応じます。また、配偶者暴力相談支援センターや関係機関・団体と連携して被害者の保護や自立支援に向けた対応を行います。

【健康相談】

- ・こころの健康や統合失調症、気分障がい、認知症、アルコール依存症等について、保健師等が本人や家族等の相談に応じます。

【人権啓発事業】

- ・部落差別問題、女性に関する問題、子どもに対する問題、高齢者に対する問題、障がい者に対する問題、外国人に対する問題、H I V感染者・ハンセン病等に関する問題、性的マイノリティに関する問題、様々な人権問題の解決に向けた教育・啓発、相談等を行います。

《関連する計画》

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・すこやか支援計画
- ・障がい者基本計画
- ・人権教育・啓発基本計画

(3) 福祉をつなぐネットワークの強化

現状と課題

- 複合的な課題解決に対応するため、包括的な支援体制の構築と、その支援窓口に円滑につながるようコーディネートできる体制づくりが必要となっています。

取り組みの方向性

- 地域において活動を行う様々な組織や団体が、情報交換や協力関係を持つなど、互いに連携して取り組むことで、地域福祉の効果的な推進を行うことができるよう、地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。
- 各種関係組織の連携に向けた情報提供や交流の促進に取り組むとともに、公的サービスや社会資源をコーディネートするソーシャルワーカーの充実、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。

主体別の取り組み	
自分や家族ができること	
●住民参加の研修会やイベントなどへ積極的に参加します。	
地域や関係団体などができること	
●連携した取り組みに協力します。	
社会福祉協議会の主な取り組み	
●地域包括ケアの中核機関として専門職を配置し、各関係機関と連携・協力できる体制づくりに努めます。	
●介護支援専門員に対して、関係機関や地域と連携・協力しやすい環境を整えます。	
●地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援を通じて支援ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めます。	
●認知症ケアや支援に関わる多職種連携の強化に努めます。	
●認知症高齢者の見守りネットワークの強化を図ります。	
●関係機関との連携を図ります。	
行政の主な取り組み	
●各種福祉活動団体及びボランティア団体等の活動支援や情報提供の充実等、各種団体の活動を促進させるため、引き続き連携に向けた支援を行います。	
●多様化する地域の福祉課題を包括的・総合的に受け止めることができるよう、ケース会議等を中心として課題を受け止め、各関係機関につなぐとともに、福祉分野や医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生等、多岐にわたる連携体制の強化に取り組めます。	
●社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で中核となる組織であるため、今後も社会福祉協議会との連携の強化を図ります。	
●民生委員・児童委員に対しては、市民の身近な相談役としての活動を今後も積極的に推進していけるよう、必要な情報の提供や研修の実施を行うなど、活動への支援を行います。	
《関連する計画》	・障がい者基本計画
・高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・すこやか支援計画

2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの推進

現状と課題

- 誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくためには、質の高い多様な福祉サービスの提供が必要です。ニーズに応じた誰もが安心して利用できるサービスの提供に努めるとともに、必要な情報を必要な人に届ける情報提供の充実を図って行く必要があります。

取り組みの方向性

- 必要な支援・サービスを適切かつ安心して利用することができるよう、ニーズに応じたサービス提供基盤を確保するとともに、サービスの質の向上を促進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。
- サービスに対する意見や苦情をきちんと伝えます。

地域や関係団体などができること

- 福祉サービスの制度や情報を地域の中で理解、共有します。
- 市民のニーズに的確に対応できるよう、質の高いサービスの提供に努めます。
- 苦情解決のための窓口を設置します。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- 介護予防支援の充実を図ります。
- 認知症の予防活動や家族支援の充実を図ります。
- 地域密着型通所介護の充実を図ります。
- 居宅介護の充実を図ります。
- 訪問介護の充実を図ります。

行政の主な取り組み

- 地域包括支援センターや地域における多様な関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。また、福祉サービスを受けるための手続きの流れや対象者等について、わかりやすい説明に努めます。
- 介護保険サービス事業所や各種福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図るとともに、事業所間の情報交換や交流、連携の支援を行います。
- 介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービス等、地域の資源を有効活用しながら適切な支援が可能な仕組みづくりを進めます。

《関連する計画》

・高齢者福祉計画・介護保険事業計画

・障がい者基本計画

・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(2) 子育て支援の推進

現状と課題

- 少子化、核家族化の進行や子育ての孤立化等、子どもや子育てに関する環境づくりは、本市においても取り組まなければならない重要課題のひとつです。
- 高齢化が進み地域の子どもの人数が減少しているなかで、地域も一緒になって子育てを行う仕組みづくりの確立を進めていく必要があります。
- 支援を必要とする子どもを早期に発見し、必要な支援を行うために子育ての枠を超えた新たな仕組みを構築する必要があります。
- 子育て支援を提供するにあたり、担い手不足が全国的な課題となっており、人材確保、担い手の育成等、喫緊の課題となっています。

取り組みの方向性

- 家庭教育・地域学・人権意識の高揚を柱とし、子どもたちが温かい愛情に包まれ育ち、他者への愛情を育むことができる子育て環境の整備を図ります。
- 福祉、母子保健、教育の視点で切れ目のない支援、相談体制の強化、地域ネットワークの整備を推進し、命の芽生えから、産み、生まれたことに喜びを感じられるよう様々な支援の充実を図ります。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 子育てをしている人がいたら、声かけ等の支援を積極的にしていきます。

地域や関係団体などができること

- 地域交流等を交えた、地域による子育ての仕組みづくりを支援します。
- 登下校時の地域防犯パトロール隊による見守り活動を進めていきます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 子育て支援の充実を図るため、専門職（幼稚園教諭・保育士）の確保に努めます。
- 保育コーディネーターの養成に努めます。
- 小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校との連携を図ります。
- 荻げんきこども園・久住保育所（指定管理機関）の健全な運営に努めます。
- 病児保育事業「すずめの子たけた」の充実を図ります。
- 放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点事業の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立支援を行います。

行政の主な取り組み

【地域における子育て支援の推進】

- 各地域で十分な保育・幼児教育を提供できる環境や安全に子育てができる環境を構築・充実させます。
- 竹田市子育てサポートセンター「ゆめいかだ」の活動を推進します。
- 地域の子育てを支える子育てサポーター（ゆめパートナー）の育成を図り、子育てによる困りごとを地域全体で支える体制を構築していきます。
- 児童心理の面からの支援を強化しつつ、子育て支援事業を推進します。

【放課後児童クラブの充実】

- 支援員の育成、研修により放課後児童クラブの活動を充実させます。

【学校と連携した修学支援の実施】

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。

【世代間交流の推進】

- 親子がともに地域文化を体験し、先人の知恵を学び、感動を共有することができるよう、地域が協力し、特色ある世代間交流を推進します。

【経済的支援】

- 経済的な支援においては、保育料の負担軽減や放課後児童クラブの利用料減免のほか、児童扶養手当などの各種給付、医療費の助成や福祉資金の貸与等により、家庭の経済面の下支えに取り組みます。

《関連する計画》

- ・すこやか支援計画

・子どもの貧困対策推進計画

・長期総合教育計画

3 支援を必要とする人への自立支援

(1) 自立に向けた支援の充実

現状と課題

- 生活困窮者は対象が捉えにくく、制度への偏見から利用をためらう人たちもいます。結果的に制度を利用しない人と制度を利用する人との分断が生じないよう、各種制度の周知が必要です。
- 生活困窮者は、経済的に追い込まれると社会的孤立が深まり、自らSOSを発信することが難しくなってきます。近年、若年層や勤労世帯からの困窮相談も増加傾向で、社会的孤立者の課題が顕在化してきました。多重債務を抱えたケースも増え、複合化・重度化する前に早期発見・早期支援できる体制づくりの実施を推進していますが、まだ不十分で支援会議の拡充などが必要です。
- 早期に子どもの貧困の連鎖を断ち切るため生活困窮者世帯の子どもへの支援として新たに子どもの学習・生活支援事業（任意事業）実施を検討していく必要があります。
- 孤立者を置き去りにしない地域住民で共に助け合える共助の基盤づくりなど地域住民への啓発についても新たな取り組みが必要です。

取り組みの方向性

- 生活困窮者だけでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰の支援、自殺対策等、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。
- 納税や消費生活相談などの行政機関と連携し、支援を必要とする人の早期発見に努め、包括的な相談体制の充実を図り、支援プランによる支援や支援プログラム作成などの個別支援に取り組みます。
- ハローワーク等と連携し就労支援の充実に努めます。求職準備者へは一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立に向けた支援に取り組みます。また、柔軟な働き方が必要な人への支援として、無料職業紹介事業を実施します。
- 子どもの貧困対策の推進に向けて関係機関と連携し、子どもの置かれている状況の把握、学習、生活支援による子どもの生きづらさの軽減、自己肯定感の醸成に努め、将来設計ができるよう支援します。
- 緊急に衣食住の確保が必要な人には、一定期間の衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。また、居住に困難を抱える人には、居住支援協議会や居住支援法人等と連携し、入居や退去に伴う相談や見守り活動による孤立の防止を図ります。
- 生活保護は国民の権利であることから、必要な支援を必要とする人が利用できるよう、住民周知に努めます。生活困窮者自立支援機関などと連携し、相談体制の充実や適性な実施を図ります
- 地域ネットワークの中で生活困窮者をいち早く発見し、住民相互の理解と助け合いで見守りができるよう、社会資源の開発や地域づくりに取り組みます。

主体別の取り組み	
自分や家族ができること	
<ul style="list-style-type: none"> ● 困りごとを自分一人や家族だけで抱え込まず、周囲の人に相談したり、必要に応じて公的な相談窓口を利用します。 ● 地域に気がかりな人がいたら声をかけたり、関係機関や地域の民生委員・児童委員等に相談します。 	
地域や関係団体などができること	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣で日ごろから声かけや見守りをし合い、困りごとを抱えた人がいたら、相談窓口等へ相談したり、公的なサービスの利用を勧めます。 ● 課題を抱えた人に対し、関係機関と協力し、長期的・継続的な支援を行うことで、自立した生活が送れるように取り組みます。 	
社会福祉協議会の主な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 個別支援から地域づくりへのつながりづくりに努めます。 ● 利用者に寄り添った出口支援に努めます。 	
行政の主な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立支援法が定める自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し、包括的に支援します。 ● 生活困窮者の相談窓口を設置・運営します。 ● 生活困窮者の実態と課題の把握に努め、支援の充実を図ります。 ● ひきこもりの相談体制を構築するため、庁内横断的な取り組みを進めます。 ● 子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図ります。 	
《関連する計画》	・ すこやか支援計画
・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・ 子どもの貧困対策推進計画
・ 障がい者基本計画	・ 人権教育・啓発基本計画

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

- 少子高齢者や過疎化により、地域に住む全ての人、特に認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人など、個人だけでは生活がしづらい人々などの権利や尊厳が保ちにくくなっています。一人ひとりの権利や尊厳を守ることで、安心して自分らしく暮らせる環境をつくることが重要です。

取り組みの方向性

- 日頃の見守りや、成年後見制度などの権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取り組みを推進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- どのようなときも相手を思いやる気持ちを大切にします。
- 権利や人権等に関する理解を深め、地域で見守る意識を持ち、必要に応じて支援を行います。

地域や関係団体などができること

- 地域の見守りの中で、各制度による支援や権利擁護の取り組みにつなげた方がよいと思われる場合は、相談窓口へのつなぎを行います。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 権利擁護の相談窓口である、地域包括支援センターの権利擁護事業や、竹田市権利擁護・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）の推進に努めます。

行政の主な取り組み

- 竹田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、NPO法人や地域の関係機関と連携したネットワークづくりや、ニーズの把握などに努め、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 広報紙・パンフレットやホームページを活用するとともに、研修会やセミナーの開催、相談窓口の設置運営などの広報活動に取り組み、住民や関係事業者に対し、権利擁護に関する制度の周知啓発を行います。
- 成年後見制度だけでなく、未成年後見、DV・虐待防止、引きこもり対策、消費者被害対策等、法の外の権利擁護と併せた広報を検討します。

《関連する計画》

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・ 成年後見制度利用促進基本計画 | ・ 障がい者基本計画 |
| ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | ・ すこやか支援計画 |
| | ・ 人権教育・啓発基本計画 |

(3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

現状と課題

- 竹田市では高齢者の自殺が多く、社会的孤立を解消し、地域の人々のつながりや支え合いなどの社会的な絆を強化することが必要です。
- また、自殺やこころの健康についての正しい知識と理解への普及啓発が必要です。
- さらに、自殺防止のための人材育成と相談機関の周知が必要です。

取り組みの方向性

- 竹田市自殺対策推進計画に基づき、地域におけるネットワークの強化やゲートキーパー養成講座等の人材育成など生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 一人で悩まず相談します。
- 周囲の人の自殺のサインに気づき、自分にできる声かけをします。

地域や関係団体などができること

- お互いに地域で見守り、声掛けをします。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 地域での活動を通じて自殺企図者の未然の発見に努めるとともに、竹田市と連携しながら支援に努めます。

行政の主な取り組み

- 市民、専門職、職員などを対象に自殺対策に関する研修を実施し、ゲートキーパーを養成します。
- 関係機関と連携し、相談支援の充実や、普及啓発を行います。また、自殺未遂者支援、遺された人への支援に努めます。
- 庁内での啓発・情報共有を目的とした予防対策連絡会議を定期的を開催するとともに、自殺企図者の未然の発見に努めます。

《関連する計画》

・自殺対策推進計画

・健康づくり計画

(4) 虐待への統一的な対応

現状と課題

- 地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち一人ひとりの人間をいたわり尊重することです。また、児童虐待、障がいのある人への虐待、高齢者虐待、DVなど地域の中で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが強く求められています。

取り組みの方向性

- 虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 子ども、女性、高齢者、障がいのある人などへの人権を尊重し、虐待防止に取り組めます。
- 虐待に対する知識を深めるとともに、地域で虐待の兆候を発見した際には、専門機関への通報等を行います。

地域や関係団体などができること

- 民生委員児童委員、地域住民等が連携して、適切な見守りや通報等により地域の虐待防止、早期発見に努めます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 竹田市や竹田市権利擁護・成年後見支援センター、関係機関と連携して対応します。

行政の主な取り組み

- DV（ドメスティック・バイオレンス）や高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待に対し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組めます。
- 地域包括支援センター及び社会福祉協議会等の関係機関が連携し、共通認識のもとに虐待対策の推進を図ります。

《関連する計画》

- | | |
|------------|---------------|
| ・ 高齢者福祉計画 | ・ すこやか支援計画 |
| ・ 介護保険事業計画 | ・ 人権教育・啓発基本計画 |
| ・ 障がい者基本計画 | ・ 男女共同参画プラン |

(5) 犯罪をした人の社会復帰支援（竹田市再犯防止推進計画）

現状と課題

- 全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあります。今後とも安心して安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。
- 犯罪をした人等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっていることから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進することが必要です。

取り組みの方向性

- 再犯防止のため、地域ぐるみの支援体制を整備します。
- 犯罪をした人等が立ち直ろうとすることを支え、孤立することのないよう、再犯防止に向けた適切な支援が受けられる地域づくりに取り組みます。そして、誰もが社会の一員として尊重され支え合う地域社会の実現を目指します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ります。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援します。

地域や関係団体などができること

- 非行防止や犯罪予防啓発のために「社会を明るくする運動」を推進します。
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援します。
- 協力雇用主を地域で支援します。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 竹田市と連携しながら支援に努めます。

行政の主な取り組み

① 就労・住居の確保等

- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。
- 生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 犯罪をした人等のうち生活困窮者や障がい者等の福祉的支援が必要な人に対して、適切な保健医療・福祉サービスへつなげます。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等

- 小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。
- 各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。

④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

- 更生保護活動を行っている竹田保護区保護司会、竹田地区更正保護女性会等の活動を支援します。
- 保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報紙等による更生保護の啓発や保護司など民間ボランティア募集の呼びかけに対する協力を努めます。

⑤ 国・民間団体等との連携強化等

- 法務省矯正管区や保護観察所等の国の関係機関、大分県、保護司会や更生保護女性会等の民間ボランティア団体との連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。

《関連する計画》

・障がい者基本計画

・高齢者福祉計画・介護保険事業計画

・人権教育・啓発基本計画

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

1 健やかに暮らせる基盤づくり

(1) 健康づくり・介護予防の促進

現状と課題

- 高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進の観点からも、高齢者が地域の一員として活動するなど、「支える」「支えられる」に分けない発想の転換も求められています。
- 社会保障安定のためにも、医療・保健・介護が十分に連携し、地域の健康課題等について共通認識を持ったうえで一体的に事業を展開していくことが必要です。

取り組みの方向性

- 介護予防教室や生活習慣病の予防・改善事業等を通じ、健康づくり・介護予防を促進します。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 隣近所、同世代等気軽に集まることができる仲間同士でウォーキングや体操を行うなど、健康づくりを習慣化します。
- 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを持てる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。
- 老人クラブに参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行います。
- 特定健診・がん検診を受診して、自らの健康状態の把握に努めます。
- 生涯を通じて食事や運動などの生活習慣に配慮し、健康づくりに努めます。

地域や関係団体などができること

- 地域におけるウォーキングや体操などのイベントを展開します。
- 地域で行う健康づくり・介護予防について話し合う機会をつくります。
- 交流の場（居場所）などの開設を希望する場合には社会福祉協議会に相談します。
- 地域で、住民の知識や経験等を次世代に伝える機会をつくります。
- 公民館活動等を継続して実施し、住民の生きがいづくりを推進します。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 介護予防が必要な人の把握に努め、自立に向けた支援を行います。
- リハビリテーション専門職による介護予防事業（地域リハビリテーション支援事業）の充実を図ります。

- 実態把握訪問から何らかの課題を抱えている人を早期に把握し、各相談窓口へとつなぎます。
- 認知症予防教室や出前講座を通じて、認知症予防の意識を高めます。
- 認知症の人や介護する家族の支援を行います。
- おしゃべりサロン事業（竹田市介護予防普及啓発事業）の充実を図ります。

行政の主な取り組み

- 認知症予防教室や運動教室などの介護予防事業の充実を図ります。
- 認知症の人やその家族等に対する地域支援体制を構築し、認知症ケア向上を図ります。
- 生涯学習の機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って取り組む住民活動を支援します。
- シルバー人材センターの活動を支援します。
- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。
- 介護予防につながるよう健康づくりに関する情報提供や啓発を行います。
- 健康教育、健康相談、訪問相談（指導）などの充実に努めます。
- 受診しやすい健（検）診体制を整備します。
- 生活習慣の改善や定期受診などの健康管理及び医療機関等との連携により、重症化予防に取り組めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組めます。

《関連する計画》

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・健康づくり計画

(2) 生涯現役を目指した生きがいつくりの推進

現状と課題

- 住み慣れた地域の中で、健康にいきいきと暮らしていくためには、子どもから大人まで全ての住民が心身ともに健康で、生きがいを持った暮らしを実現することが必要です。特に、高齢社会が進行している現在、高齢者の経験や知識を活かした地域活動への参加は、本人の健康づくりや生きがいつくりになるだけでなく、地域の人材資源の有効活用につながります。

取り組みの方向性

- 自らの知識や経験を活かし、生きがいを持てる機会を増やすためにも、地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる体制を整えます。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 社会参画や地域活動の支援に積極的に関わり、生涯現役を目指します。
- 高齢者の経験と知恵を活かし、地域独自の活動に積極的に参加します。

地域や関係団体などができること

- 地域住民の持つ知恵と行政等をつなぐ取り組みを行います。
- 地元の人しか知らない地域資源のとりまとめを行います。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 地域支え合い事業の実施をします。

行政の主な取り組み

- 地域の良さを掘り起こし、地域住民に認識してもらえる取り組みを行います。
- 様々な情報提供を行い、地域における活躍の可能性を広げていきます。
- シルバー人材センターや暮らしのサポートセンター等の充実を図っていきます。
- 高齢者の知恵を活かした新しい農林業について、民間等と連携しながら取り組みを支援します。

《関連する計画》

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

2 地域防災力の強化

(1) 地域防災体制の確立

現状と課題

- 全ての住民が、住み慣れた地域で安心安全に生活するためには災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要です。
- 災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、住民や関係団体と協働して取り組むことが必要です
- 避難訓練は毎年、県民アクションデーやJ-A L E R Tの全国一斉情報伝達訓練に合わせて、各自主防災組織（自治会）単位で実施されています。しかし、各自治会も高齢化しており、避難訓練の実施が難しくなっているところが増えてきている状況です。
- 訓練実施率を上げるためには、住民の防災意識の向上が必要です。

取り組みの方向性

- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 「自らの命は自ら守る」という意識をもち、防災訓練に積極的に参加します。
- ハザードマップで危険箇所や避難経路を事前に確認します。
- 備蓄や非常用持出袋を準備し災害に備えます。

地域や関係団体などができること

- 一人では避難が困難な人がいて、市の避難行動要支援者名簿に登録をされていない人については、自治会長や民生委員・児童委員と協力し、名簿への登録を勧めます。
- 自主防災組織活動を活発化し、災害時に支援ができるよう、日頃から地域の中でコミュニケーションを図り、避難行動要支援者を把握します。
- 災害発生を想定し、公民館単位等で避難経路、避難場所を確認します。
- 災害発生時に、避難所等において、避難行動要支援者の情報等を行政や関係機関につなぎます。

社会福祉協議会の主な取り組み

- 災害ボランティアセンターの組織体制強化と、マニュアルの検証及び改訂を行います。
- 災害ボランティアネットワークの強化に努めます。
- 災害ボランティアセンター設置、運営訓練を実施します。
- 災害ボランティアの養成に努めます。

行政の主な取り組み

- 防災士のスキルアップ研修として、「防災訓練指導者養成コース」を実施します。
- 地域の指定避難所、福祉避難所の周知に努め、住民の自主防災活動の支援を行います。
- 市民の防災意識の啓発を進めます。
- 災害時の避難準備情報や避難勧告等の情報伝達の仕組みについて、地域への周知を行います。
- 災害時に住民が迅速な行動ができるよう、竹田市防災訓練や地域防災会議を通して本市の避難の仕組みの周知を実施します。
- 災害発生に備え、市民への情報伝達の仕組みを確立させ、市民に的確な避難体制づくりができるように努めます。
- 要配慮者を対象とした福祉避難所の拡充を行うとともに、計画的な災害救助物資の備蓄に努めます。
- 個別避難計画の作成をはじめ、避難行動要支援者に対する避難行動支援の取り組みを進めます。

《関連する計画》

- ・ 地域防災計画

3 普段からの見守りと防犯活動

(1) 見守り活動の充実

現状と課題

- 高齢者等が地域で自立して生活していくためには、行政が提供する公的サービスのみならず、地域においても慣れ親しんだ住民同士での見守り活動が重要となります。今後さらに高齢者が増加する中で、既存の民生委員・児童委員や公的な見守りだけでは目が届かないケースが発生することが予想されます。
- また、全国的に、児童虐待が社会問題化しており、子どもや家庭の異変に周囲が気づき相談や支援につなげていく地域の見守り体制が重要視されています。
- 民生委員・児童委員による定期的な高齢者見守り活動を実施しています。月に1度行われる民生委員・児童委員の単位民協の会議で地域包括センターの相談員が同席する中で、気になること等の情報共有を図っています。また各地区社協が実施する「よっちはなそう会」において自治会長、民生委員、児童委員、福祉委員、愛育保健推進員などが中心に「福祉マップ」を作成し、自分たちの地域の見直しにつながりました。

取り組みの方向性

- 地域住民、多くの組織、団体、地域資源が関わる形での見守り体制の構築を図ります。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 生活課題を抱えたら、自分だけで解決しようとせず、必要に応じて助けを求めるようにします。
- 日頃から隣近所の人との顔の見えるつきあいを大切にしていきます。
- あいさつ運動に積極的に参加する等、地域の子どもへの声かけや見守りを行い、安心して子育てできる環境づくりに協力します。

地域や関係団体などができること

- 地区の集まり等で見守りが必要な人等の情報を共有できるようにし、行政や地区社会福祉協議会等につなぎます。
- 福祉委員、愛育保健推進員、老人クラブ等の活動を活発化させ、地域の安心・安全体制を作っていきます。
- 各小中学校におけるあいさつ運動への参加や登下校時の見守りを実施します。
- 老人クラブ等の各種団体、地区や自治会は、民生委員・児童委員との連携を強化し、民生委員・児童委員に相談できる体制を構築します。
- 竹田商工会議所・九州アルプス商工会と竹田市・竹田市社会福祉協議会が協定し会員による見守り活動を実施、必要な支援に繋ぐ体制を構築します。

社会福祉協議会の主な取り組み	
● 地域住民が認知症の正しい理解を持ち、地域で認知症の人を見守る体制づくりに努めます。	
行政の主な取り組み	
● 地域住民による見守りや自主組織による活動を支援します。	
《関連する計画》	・ すこやか支援計画
・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・ 地域防災計画

(2) 地域防犯体制の充実

現状と課題
● 防犯対策の充実を図るためには、市民一人ひとりの防犯意識の向上と地域の協力による防犯活動を進めていく必要があります。

取り組みの方向性
● 高齢者や障がいのある人、子どもなどを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

主体別の取り組み
自分や家族ができること
● 「自分の身は自分で守る」という意識をもって、防犯対策を行います。
地域や関係団体などができること
● お互いに見守りを行い、人の目が行き届く地域づくりをおこなうことで地域の防犯に努めます。
● 戸締りや不審者に気をつけるようお互いに声をかけ合います。
● 不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意します。
● 小中学生の登下校の安全見守り活動をします。
社会福祉協議会の主な取り組み
● 各地区社協が行う見守り活動の支援を行います。
行政の主な取り組み
● 警察などの関係機関からの犯罪情報の収集や住民への情報提供に努めます。
● 関係団体と連携して住民の防犯意識向上のための啓発を行います。
● 住民組織の防犯活動を支援し、地域一丸となって犯罪のないまちづくりを推進します。
● 警察や関係機関と連携して交通安全の推進に取り組みます。
《関連する計画》
・ 再犯防止推進計画

4 誰もが暮らしやすい環境整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

(バリアフリー化、心のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等)

現状と課題

- 誰もが住み慣れた地域で、安心して、快適に暮らすためには、社会参加を妨げる障がいを取り除き、活動しやすい住環境を整備することが大切です。
- また、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。
- ヒアリング調査では、高齢ドライバーの免許返納を含めた高齢者の移動手段の確保や歩道の整備が行き届いていないところがあるなどの意見があがりました。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加ができるように、公共施設や道路などのバリアフリー化や、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、交通の利便性を図っていかねばなりません。

取り組みの方向性

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などのいわゆる交通弱者が外出に困ることのないよう、移動手段を確保し社会参加を促進していきます。

主体別の取り組み

自分や家族ができること

- 高齢者、障がい者等、全ての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけます。
(障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど)
- 高齢者や障がい者等の移動を手助けします。

地域や関係団体などができること

- 地域で道路等の危険箇所を把握し、行政へ知らせます。
- 商店・事業所等を含めたさまざまな人が利用する施設は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて施設等の整備を行います。
- バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等とともに改善を図ります。
- イベントや行事の際には、地域の中で参加する人を把握するとともに、各種団体が連携し送迎します。

行政の主な取り組み

- 公共施設や公民館などのバリアフリー化を進めます。
- 全ての人のコミュニケーションが円滑に図れるよう、心のバリアフリー化に努めます。
- 高齢者や障がいのある人に配慮した、安全な道路環境の整備に努めます。
- 市報やホームページ等を活用して、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知し、市民の理解促進を図ります。
- 生活道路や公共施設等について、ユニバーサルデザインの視点に基づいて、計画的に整備を推進します。
- 高齢者や障がいのある人など移動が困難な人のニーズを把握し、支援が必要な人達への支援を検討し、サービスや情報提供の充実を図ります。
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）を踏まえ、生活や住宅に配慮を要する人の住まいの確保等に対し、関係機関と連携し支援を行います。

《関連する計画》

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 住宅マスタープラン
- ・ 都市再生整備計画

第5章 計画の推進体制

1. 協働による計画の推進

地域における多様な生活課題の解決と、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、行政のみならず、住民、地域、関係機関等が連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要となります。竹田市において、それぞれに期待される役割は以下のとおりです。

(1) 住民の役割

一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的に参加します。

(2) 福祉サービス事業者及びNPO等の役割

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ります。

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し活動を行うとともに、住民に対して福祉のまちづくりに参加するよう働きかけを行います。

(3) 企業の役割

地域で活動する企業として、地域活動に積極的に協力するとともに、従業員の福祉への意識啓発に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(5) 行政の役割

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2. 計画進行管理

本計画は、地域住民、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協働して推進する計画です。本計画を効果的に進めるために、計画内容の進捗状況や事業の方向性をチェックすることが求められることから、毎年度、竹田市、竹田市社会福祉協議会の施策・事業の評価結果を含めた現状確認や進捗状況、今後の推進の方向性について総合的に検討することとします。

社会福祉協議会における実践計画

1. 取り組みの体系

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり	
1 地域における交流・ふれあいの促進	
(1) 地域で支え合う関係づくりの促進	1) 各地区社協及び地域福祉の機能・役割を担う団体等の運営並びに活動の支援 2) 住民主体の助け合い活動の推進 3) 生活支援体制整備事業の充実
(2) 地域住民の交流の充実	1) 地域資源の把握及び地域資源ノートの作成
(3) 孤立を防ぐ活動と居場所の確保	1) 地域福祉を推進する担い手の活動支援
2 地域福祉を支える活動の促進	
(1) 地域団体活動の促進	1) 地区社協連絡協議会の活動支援
(2) 地域福祉を担う人材の確保、育成	1) ボランティアの発掘と学びの機会の提供 2) ボランティアの需給調整 3) 社協登録ボランティアの活動支援 4) ボランティア活動保険加入促進 5) 専門的ボランティアの養成
(3) 社会福祉法人による公益的活動への支援	1) 社会福祉法人連絡会の設立に向けた取り組み
3 地域福祉の意識向上	
(1) 地域福祉に関する広報啓発の推進	1) 社協だより・ホームページを活用し、地域福祉活動や福祉サービスについての周知・啓発 2) 認知症の正しい理解と予防活動の促進 3) 相談窓口の権利擁護等広報活動
(2) 学校等における福祉教育の推進	1) 福祉教育の研究 2) ボランティア協力校の指定 3) 夏のボランティア体験の実施 4) 認知症キッズサポーター養成講座の実施

基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり	
1 情報提供と相談体制の強化	
(1) 情報提供の充実	1) 個人情報の取り扱いについての配慮
(2) 包括的な相談支援体制の整備	1) 誰でも、なんでも相談できる総合相談窓口の充実 2) つながり続ける相談支援体制づくり 3) 市との検討・協議（次年度取り組み等）を重ねる 4) 認知症の早期相談・早期受診につながる体制の整備
(3) 福祉をつなぐネットワークの強化	1) 地域包括ケアの中核機関として専門職を配置し、各関係機関と連携・協力できる体制づくり 2) 介護支援専門員に対して、関係機関や地域と連携・協力しやすい環境を整備 3) 地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援を通じて支援ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの構築 4) 認知症ケアや支援に関わる多職種連携の強化 5) 認知症高齢者の見守りネットワークの強化 6) 関係機関との連携
2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実	
(1) 福祉サービスの推進	1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 2) 介護予防支援の充実 3) 地域密着型通所介護の充実 4) 居宅介護の充実 5) 訪問介護の充実
(2) 子育て支援の推進	1) 子育て支援の充実を図るため、専門職（幼稚園教諭・保育士）の確保 2) 保育コーディネーターの養成 3) 小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校との連携 4) 荻げんきこども園・久住保育所（指定管理期間）の健全な運営 5) 病児保育事業「すずめの子たけた」の充実 6) 放課後児童クラブの充実・地域子育て支援拠点事業の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立支援

基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり	
3 支援を必要とする人への自立支援	
(1) 自立に向けた支援の充実	1) 個別支援から地域づくりへの連動 2) 利用者に寄り添った出口支援
(2) 権利擁護の推進	1) 竹田市権利擁護・成年後見支援センターの充実 2) 竹田市地域包括支援センター権利擁護業務の充実
(3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実	1) 竹田市と連携しながらの支援
(4) 虐待への統一的な対応	1) 竹田市や竹田市権利擁護・成年後見支援センター、関係機関との連携
(5) 犯罪をした人の社会復帰支援	1) 竹田市と連携しながらの支援

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり	
1 健やかに暮らせる基盤づくり	
(1) 健康づくり・介護予防の促進	1) 介護予防が必要な方の把握に努め、自立に向けた支援 2) リハビリテーション専門職による介護予防事業の充実 3) 実態把握訪問から何らかの課題を抱えている人を早期に把握し、各相談窓口と連携 4) 認知症予防教室や出前講座を通じて認知症予防意識の向上 5) 認知症の人や介護する家族の支援 6) おしゃべりサロン事業（竹田市介護予防普及啓発事業）の充実
(2) 生涯現役をめざした生きがいづくりの推進	1) 地域支え合い事業の実施
2 地域防災力の強化	
(1) 地域防災体制の確立	1) 災害ボランティアセンターの組織強化と、マニュアルの検証及び改定 2) 災害ボランティアネットワークの強化 3) 災害ボランティアセンター設置、運営訓練の実施 4) 災害ボランティアの養成
3 普段からの見守りと防犯活動	
(1) 見守り活動の充実	1) 地域住民が認知症の正しい理解を持ち、地域で認知症の人を見守る体制づくり
(2) 地域防犯体制の充実	1) 各地区社協が行う見守り活動の支援

基本目標4 本会の組織運営と地域福祉の基盤づくり	
(1) 組織運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①役員会等の開催 ②各種会議等の開催 ③研修会の開催 ④適正な事業運営
(2) 地域福祉事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①竹田市福祉功労者表彰式及びたけた福祉健康フェアの開催 ②歳末助け合いチャリティーショーの開催 ③高齢者表敬訪問事業の実施 ④竹田市共同募金委員会の活動支援 ⑤竹田市ボランティア連絡協議会の活動支援 ⑥竹田市民生委員児童委員協議会の活動支援 ⑦社協会費への協力

2. 第4次竹田市地域福祉活動計画実践計画書

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり仕組みづくり

1 地域における交流・ふれあいの促進

(1) 地域で支え合う関係づくりの促進

- 1) 各地区社協及び地域福祉の機能・役割を担う団体等の運営並びに活動の支援
 - ・地域づくりしんけんチームと連携して各地区社協等が実施する話し合いの場（よっちはなそう会等）や助け合い活動、福祉ビジョンの見直し等を支援します。
 - ・地区社協助成金、生活支援体制整備事業委託、共同募金等の活用を支援します。

2) 住民主体の助け合い活動の推進

- ・住民が福祉活動に関心を持ち、住民主体の助け合い活動を推進すると共に行政等との協働の取り組みを考える場として市民フォーラムを開催します。
- ・個別の課題を地域で解決するために、住民が参加する会議の開催に向け取り組みます。

3) 生活支援体制整備事業の充実

- ・足りないサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保、ネットワークの構築等を目指すため、第1層生活支援コーディネーターを配置し、市全域を対象とした第1層協議体を開催します。
- ・地域課題を解決するために、第2層生活支援コーディネーターを配置し、地区社協を母体とした第2層協議体を支援し、地域にある社会資源との調整を行います。
- ・第2層生活支援コーディネーターと第1層生活支援コーディネーターが連携し、市並びに関係機関と協働しながら地域課題の解決に向け、取り組みます。
- ・地域の具体的なニーズや資源を把握するため、調査を行います。
- ・第2層協議体の活動状況や新たな取り組み等が、地域住民にも共有できるよう周知します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民フォーラムの開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
よっちはなそう会	随時	随時	随時	随時	随時
第1層協議体	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
地区福祉ビジョン	検討	策定	検討	検討	策定
住民が参加する会議	5回	5回	5回	5回	5回

(2) 地域住民の交流の充実

1) 地域資源の把握及び地域資源シートの作成

- ・地域住民の生きがいつくりや介護予防・活動促進につなげるため分館やコミュニティセンター等で実施されている地域活動や交流の場などの地域資源を把握し、地域資源シートを作成します。
- ・まずは、介護支援専門員等専門職へ周知し、今後必要に応じて、関係機関や地域等にも周知を検討します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域資源シートの充実	更新	更新	更新	更新	更新

(3) 孤立を防ぐ活動と居場所の確保

1) 地域福祉を推進する担い手の活動支援

- ・地区内における福祉の実態と福祉ニーズの把握及び地域福祉活動を推進するために福祉委員を配置します。
- ・福祉委員の資質向上を図り、目的や役割・必要性などについて理解をしてもらうため、福祉委員研修会を開催します。
- ・民生委員児童委員と福祉委員等の連携を図るため、必要に応じて情報共有の機会を作ります。
- ・各地区社協及び地域福祉の機能・役割を担う団体等の活動を継続・発展できるよう地区担当職員を置き、必要な情報提供を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉委員全体研修会	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
民生委員と福祉委員等の連携の場	17地区	17地区	17地区	17地区	17地区

2 地域福祉を支える活動の促進

(1) 地域団体活動の促進

1) 地区社協連絡協議会の活動支援

- ・各地区の活動状況を共有し、今後の活動の参考となるよう、地区社協連絡協議会の定例会や意見交換会を開催します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区社協連絡協議会	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
地区社協意見交換会	随時	随時	随時	随時	随時

(2) 地域福祉を担う人材の確保、育成

1) ボランティアの発掘と学びの機会の提供

- ・ボランティア養成講座として、ボランティアの基礎を学ぶ「入門編」と様々なボランティア活動を学ぶ「種別編」を開催し、ボランティア活動に意欲のある方へ学びの機会を提供します。

2) ボランティアの需給調整

- ・ボランティア団体に調査を実施し、ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする団体とのマッチング（調整）を行います。

3) 社協登録ボランティアの活動支援

- ・ボランティア団体に属さない方を中心に、社協ボランティアとしての登録を進め、ボランティア活動の支援を目的にフォローアップ研修を行います。

4) ボランティア活動保険加入促進

- ・安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティア活動保険の周知に努めます。

5) 専門的ボランティアの養成(認知症)

- ・キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）の支援を行います。
- ・チームオレンジの立ち上げ及び養成を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア養成講座の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
社協登録ボランティア新規登録者数	年3名	年3名	年3名	年3名	年3名
社協登録ボランティアフォローアップ研修	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
ボランティア活動保険の周知	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
キャラバンメイト支援	継続	継続	継続	継続	継続
チームオレンジ立ち上げ及び養成	立ち上げ	養成	立ち上げ	養成	立ち上げ

(3) 社会福祉法人による公益的活動への支援

1) 社会福祉法人連絡会の設立に向けた取り組み

- ・市内の社会福祉法人と連携し、法人連絡会の設立を目指し、調査・研究を行います。
- ・市内の社会福祉法人の各々に有する強みを集結し、地域課題に対して、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら課題解決に向けて取り組みます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会福祉法人連絡会	内部検討	設立	継続	継続	継続

3 地域福祉の意識向上

(1) 地域福祉に関する広報啓発の推進

- 1) 社協だより・ホームページを活用し、地域福祉活動や福祉サービスについての周知・啓発
 - ・竹田市社会福祉協議会の活動内容を広く市民に伝えるため広報活動に取り組みます。広報内容は、広報委員会を定期開催し内容の充実を図ります。
 - ・社協だよりの発行 年4回（4月、7月、10月、1月）全戸と各福祉施設へ配布します。人口減少による発行部数の見直しを行い、視覚障がい者等への情報提供方法について検討します。
 - ・広報委員会による広報内容の充実を図ります。各所属の広報委員へ研修を実施し、効率的な広報活動を目指します。
 - ・さまざまな情報発信媒体を活用した広報活動の充実を図ります。インターネット環境やケーブルテレビなどを活用した、目に見える情報の発信に努めます。
 - ・福祉委員活動を周知します。福祉委員活動を、地域住民に理解をしてもらうため、社協だよりやホームページ等を通じ周知します。

【評価指標】

実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社協だより発行回数	4回	4回	4回	4回	4回
広報委員研修	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
広報委員会	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上	12回以上

2) 認知症の正しい理解と予防活動の促進

- ・認知症予防の普及啓発のため9月のアルツハイマー月間に、市立図書館に認知症コーナーを設置、街頭活動や市民向けに学習会を開催し、理解を深めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
図書館展示	継続	継続	継続	継続	継続
街頭活動	継続	継続	継続	継続	継続
市民向け学習会	継続	継続	継続	継続	継続

3) 相談窓口の権利擁護等広報活動

- ・社協が行う相談支援の体制や、社協以外の相談窓口との連携に関すること等を、社協だよりや出張説明等を通じて市民に広く知って頂けるように努めます。

(2) 学校等における福祉教育の推進

1) 福祉教育の研究

- ・福祉教育のあり方が見直される中で、全国社会福祉協議会の動向を踏まえ、大分県社会福祉協議会と連携・協働して福祉教育の推進を図ります。

2) ボランティア協力校の指定

- ・市内全小中学校がボランティア協力校の指定を受けていただけるよう働きかけを行います。
- ・ボランティア協力校の活動支援として共同募金を財源とした確保に努めます。

3) 夏のボランティア体験

- ・ボランティアのきっかけづくりとして、施設等と協力し、夏のボランティア体験事業に取り組みます。
- ・夏のボランティア体験は、施設等で体験できる貴重な機会であるため、社協だより等を活用し、広く周知します。

4) 認知症キッズサポーター養成講座

- ・若い世代から認知症への正しい理解を持ち、地域で見守る体制をつくるためにキッズサポーター養成講座を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア協力校の指定	全17校	全17校	全17校	全17校	全17校
夏のボランティア体験者数（竹田市民）	年5名	年5名	年5名	年5名	年5名
キッズサポーター養成	4校	4校	4校	4校	4校

基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

1 情報提供と相談体制の強化

(1) 情報提供の充実

1) 個人情報の取り扱いについての配慮

- ・個人情報の取り扱いについては、規定に基づき適切な情報の運用が図れるよう配慮しつつ、必要な情報が提供できるよう努めます。

(2) 包括的な相談支援体制の整備

1) 誰でも、なんでも相談できる総合相談窓口の充実（包括的相談支援体制）

- ・市民に分かりやすい相談窓口を目指します。地域包括支援センター（つるかめ）・福祉なんでも相談課にて、全世代を対象に福祉に関する相談を総合的に受け止め、必要な機関におつなぎします。
- ・高齢者を中心とした地域包括支援センター（つるかめ）や、生活困窮者自立支援事業を行う福祉なんでも相談課等、社会福祉協議会の各相談窓口が一丸となって連携し対応します。

2) つながり続ける相談支援体制づくり（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

- ・各相談窓口や地域との連携等を通じ、支援が必要であるにもかかわらず届いていない方々を早期に発見できるような仕組みづくりに努めます。（早期発見の為の繋がりづくり）
- ・支援を必要としている方やそのご家族へ、家庭訪問や同行支援等を通じた丁寧な働きかけを行い、関係性を構築しながらつながり続け、共に課題の解決を考えていけるような支援の仕組みづくりを行います（アウトリーチ支援の仕組みづくり）

3) 市との検討・協議（年次取り組み等）

4) 認知症の早期相談・早期受診につながる体制の整備

- ・認知症初期集中支援チームを配置し、早期相談・専門医受診やサービスに繋がります。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症の予防、認知症の人と家族を支援します。
- ・若年性認知症の方を把握し家族と本人を支援します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
つながり続ける相談支援（アウトリーチ）に向けた取り組み	・立ち上げ ・ニーズ調査 (新規実10件)	・継続、検討、 分析 (新規実20件)	・仕組みの構築 ・継続 (新規実20件)	・継続、検証 (新規実20件)	・継続、検証 (新規実20件)
認知症初期集中チームによる支援	継続	継続	継続	継続	継続
認知症地域支援員による支援	継続	継続	継続	継続	継続

(3) 福祉をつなぐネットワークの強化

- 1) 地域包括ケアの中核機関として専門職を配置し、各関係機関と連携・協力できる体制づくり

(地域包括ケアの充実)

- ・竹田市地域包括支援センターの健全な運営のため、専門職3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の確保に努め、それぞれの専門性を活かして相互に連携し、介護や健康、医療、福祉などさまざまな面で困難を持つあらゆる人の支援にあたります。

- 2) 介護支援専門員に対して、関係機関や地域と連携・協力しやすい環境整備

(包括的・継続的ケアマネジメント)

- ・住民が安心して介護サービスを利用し、地域で暮らし続けられるよう、主任介護支援専門員が、市内の介護支援専門員を支援し、ケアマネジメント力の向上に努めます。
- ・介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境を整えるために、関係機関や地域と連携・協力できる体制づくりを行います。

- 3) 地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援を通じて支援ネットワークの構築を図り、地域包括ケアシステムの構築

(地域ケア会議推進事業)

- ・地域ケア会議を目的別に開催し、多職種協働による個別ケースの支援を通じて支援ネットワークの構築や地域課題の把握・解決を図り、地域包括ケアシステムの実現に努めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3職種会議	12回	12回	12回	12回	12回
介護支援専門員の個別支援	50件	50件	50件	50件	50件
困難事例ケース会議	5回	5回	5回	5回	5回
介護保険事業者連絡会	6回	6回	6回	6回	6回
事例検討会	3回	3回	3回	3回	3回
主任介護支援専門員勉強会	12回	12回	12回	12回	12回
居宅管理者連絡会	6回	6回	6回	6回	6回
地域ケア会議	40回	40回	40回	40回	40回
医師が参加する地域ケア会議	3回	3回	3回	3回	3回
ミニケア会議	12回	12回	12回	12回	12回

4) 認知症ケアや支援に関わる多職種連携の強化

(認知症ケアや支援に関わる多職種連携)

- ・オレンジネットの会（多職種連携研修会）の開催（事例検討を含む）を開催します。
- ・地域ケース会議を開催します。

5) 認知症高齢者の見守りネットワークの強化

- ・地域で認知症高齢者の見守りを行っていきます。
- ・高齢者行方不明 SOS ネットワークを開催します。
- ・地域の関係団体や企業等にケース会議に参加してもらい、見守り等の協力や情報の共有を行います。
- ・認知症の方にやさしいまちを目指しオレンジカンパニーの新規登録を推進します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オレンジネットの会	研修会2回 (事例検討)	継続	継続	継続	継続
行方不明 SOS ネットワーク	会議年2回 机上訓練 1回	継続	継続	継続	継続
オレンジカンパニーの 新規登録	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

6) 関係機関との連携（多機関協働）

- ・高齢者、生活困窮、子育て、障がい等の各分野の相談窓口と連携、協力しながら相談支援ができるように努めます。
- ・多分野にわたる複合課題の事例検討を中心とした重層的支援会議を開催し、各分野の相談窓口との連携の仕組みづくりに努めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重層的支援会議	・年2回 ・会議のあり方、分析、検討	・年3回 ・継続	・年3回 ・継続	・年3回 ・継続	・年3回 ・継続

2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの推進

1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ・介護予防の積極的な取り組みを必要とする事業対象者のケアプランを作成し、自立支援に資する適切なサービスの提案や支援を行います。
- ・短期集中予防サービスC（通所型・訪問型）を実施し、高齢者の介護予防・体力づくりを支援します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期集中予防サービスC（通所型）	随時 6人	随時	随時	随時	随時
短期集中予防サービスC（訪問型）	10人	10人	10人	10人	10人

2) 介護予防支援の充実

- ・要支援1及び要支援2の認定を受けた方の状態に合ったケアプランを作成し、自立支援に資する適切な介護予防サービスの提案や支援を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント件数	4,000件	4,000件	4,000件	4,000件	4,000件

3) 地域密着型通所介護の充実

①地域密着型通所介護（荻町デイサービスセンター）の充実を図ります。

- ・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に提供します。

②職員の資質向上に努めます。

- ・介護保険制度を熟知し早期に対応できるように努めます。また、各種研修等に参加して、スキルアップ向上に努めます。

③災害時・感染症発生時に業務を継続できるように業務継続計画の策定を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営推進会議	2回	2回	2回	2回	2回
年間延べ利用者数	3,500人	3,600人	3,700人	3,800人	4,000人

4) 居宅介護の充実

- ①高齢者の状態にあった自立支援を行うために適切なケアプランを作成し、介護サービスの紹介や支援を行います。
- ②特定事業所加算Ⅲの算定要件である常勤の介護支援専門員3名を確保します。
- ③災害時・感染症発生時に業務を継続できるように業務継続計画の策定を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護給付	800件	800件	800件	800件	800件

5) 訪問介護の充実

- ①自立支援を念頭に高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるようにサポートします。
- ②災害時・感染症発生時に業務を継続できるように業務継続計画の策定を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護（介護給付）	470件	440件	290件	240件	200件
訪問介護（独自）	940件	870件	580件	470件	400件
訪問介護（障害）	12件	12件	12件	12件	12件

(2) 子育て支援の推進

1) 子育て支援の充実を図るため、専門職（幼稚園教諭・保育士）の確保

- ・荻げんきこども園・久住保育所の健全な運営のため、専門職（幼稚園教諭・保育士）の確保に努める為、保育実習、ボランティア、職場体験学習の受け入れを積極的に行い子育て支援員研修の周知を保護者や地域等に図ります。

2) 保育コーディネーターの養成

- ・こども園、保育所において特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して適切な時期に適切な支援につなげる役割を果たし地域に根差した支援体制を整えるためにも更なる養成を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育コーディネーター養成	1名	1名	1名	1名	1名

3) 小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校との連携

- ・子どもの発達連続性を考えた小学校教育への円滑な接続を図るため、園（所）小連絡協議会を中心とした職員の交流及び行事参加や体験入学等こどもの交流を実施します。
- ・就学までの幼児期にふさわしい教育・保育の充実に向けた取り組みを強化します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校との連携	随時	随時	随時	随時	随時

4) 荻げんきこども園・久住保育所（指定管理期間）の健全な運営

- ・職員のキャリアパスを明確化した研修機会の確保に伴い保育士等キャリアアップ研修の受講や幼児教育の充実に向けた取り組みを強化することで職員の資質・専門性の向上を目指します。
- ・保育コーディネーターのレベルアップを図り市町村と連携し保育サービスの充実に努めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延長保育事業	継続	継続	継続	継続	継続
一時預かり事業	継続	継続	継続	継続	継続
キャリアアップ等研修受講	随時	随時	随時	随時	随時
関係機関との連携	随時	随時	随時	随時	随時

5) 病児保育事業「すずめの子たけた」の充実

- ・大分県病児保育施設ICT化推進事業（病児保育システムあずかるこちゃん）を利用促進し、児童の安全確保に努め、緊急時にも対応できる体制を作ります。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
病児保育	20件	20件	20件	20件	20件

6) 放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点事業の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立支援

①保護者の仕事と子育ての両立支援を行います。

- ・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば うりっこ）の運営を行います。
利用したくなるような行事の企画や、様々な機会を利用し活動を周知することで、利用者が増加するように努めます。
- ・荻町放課後児童クラブと菅生放課後児童クラブの運営を行います。
学校及び関係機関と連携し、利用者のニーズに沿った提供体制を整備します。

②職員の資質向上に努めます。

- ・放課後支援員資格取得を目指します。
- ・各種研修会に参加していきます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校との連携	随時	随時	随時	随時	随時
地域交流	随時	随時	随時	随時	随時

3 支援を必要とする人への自立支援

(1) 自立に向けた支援の充実

1) 個別支援から地域づくりへの連動(参加支援～本人と活動の場との繋がりづくり)

- ・誰もが地域との繋がりの中で、その人らしく生活できるように、その方に必要な地域の様々な機関、団体、活動の場等との繋がりづくりに努めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会参加へ向けた支援	・立ち上げ (対応実績 5件) ・社会資源 の開拓、マ ッチング	・継続 (対応実績 10件)	・継続 (対応実績 10件)	・継続 (対応実績 10件)	・継続 (対応実績 10件)

- 2) 利用者に寄り添った出口支援（就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者就労支援事業、家計改善支援事業、生活福祉資金貸付事業その他）
- ・相談者の状況に応じて、市社協内外の各種支援メニューを活用しながら、寄り添った出口支援に努めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合同企業就職相談会	1回	1回	1回	1回	1回
就労支援による一般就労者数	2名	2名	2名	2名	2名
家計改善支援による家計改善者数	2名	2名	2名	2名	2名

(2) 権利擁護の推進

1) 竹田市権利擁護・成年後見支援センターの充実

①周知・啓発活動の充実

- ・成年後見制度や、その他の権利擁護に関する周知、啓発活動を行い、必要な方が適切に相談窓口につながる環境整備を図ります（市民や各種団体、関係機関への広報、公開講座や研修等の開催、市民後見人養成講座の開催）

②権利擁護相談対応の充実

- ・成年後見制度に関すること、その他虐待や消費者被害等、権利擁護に関する相談を受け付け、地域包括支援センター、権利擁護・成年後見支援センター、その他の関係機関が連携して対応します（相談対応、成年後見の申立て支援、成年後見に関する相談会の開催）

③成年後見制度の利用促進

- ・本人にふさわしい成年後見制度の利用が図れるように、専門職調整委員会において受任調整を行います。また、市内の受任体制を充実させる目的で、市民後見人を養成します（専門職調整委員会、市民後見人養成講座）

④後見人に対する支援

- ・親族後見人等が活動の中で生じた課題等に対する相談に応じると共に、地域の専門職等とのネットワークを活用しつつ、本人を支援するチームに対する支援を行います（後見人支援、チームに対する支援）

⑤法人後見事業の充実

- ・成年後見制度のニーズが高まる中、必要とする方々が利用できるように制度の担い手不足の解消に向けて、本会が法人として後見人等となり、また市民後見人が活躍できるような体制を整えます（法人後見事業、法人後見支援員）

⑥成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携

- ・本人の状態に応じた権利が守られるように、事業間で連携し、必要に応じてスムーズな移行が図れる体制を整えます（日常生活自立支援事業からのスムーズな移行、日常生活自立支援事業の積極的活用）

⑦広域連携の検討

- ・同じ大分家庭裁判所竹田支部の管轄である竹田市社協と豊後大野市社協とが、成年後見制度の活用について協力し、受任者調整の在り方や、各種様式の統一化等、より効率的、円滑的に成年後見制度利用促進に繋がるように、連携体制を検討していきます。

2) 竹田市地域包括支援センター権利擁護業務の充実

- ・地域包括支援センターの権利擁護業務（高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度の活用促進、その他尊厳が保たれていない生活への支援）を高齢者の中核的な権利擁護の窓口として充実していきます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公開講座（権利擁護等の広報活動）	新規開催 (1回)	1回	1回	1回	1回
相談会	新規開催 (1回)	1回	1回	1回	1回
市民後見人養成講座受講者	10人	10人	10人	10人	10人
受任調整	5件	5件	5件	5件	5件
法人後見（受任）	3件	3件	3件	3件	3件
法人後見支援員	1名	2名	2名	2名	2名

(3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

1) 竹田市と連携しながらの支援

- ・竹田市と連携しながら、相談支援に努めます。

(4) 虐待への統一的な対応

1) 竹田市や竹田市権利擁護・成年後見支援センター、関係機関との連携

- ・竹田市地域包括支援センター（権利擁護業務）が竹田市や竹田市権利擁護・成年後見支援センター等の関係機関と連携して対応します。

(5) 犯罪をした人の社会復帰支援

1) 竹田市と連携しながらの支援

- ・竹田市と連携しながら、相談支援に努めます。

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

1 健やかに暮らせる基盤づくり

(1) 健康づくり・介護予防の促進

1) 介護予防が必要な方の把握に努め、自立に向けた支援

(第1号介護予防ケアマネジメント)

- ・ 支援や介護が必要となる可能性の高い方（事業対象者）を把握し、自立した生活を継続できるよう介護予防のお手伝いをします。
- ・ 高齢者の状態に合った自立支援を行うために適切なケアプランを作成し、介護予防サービスの紹介や支援を行います。

2) リハビリテーション専門職による介護予防事業の充実

(地域リハビリテーション活動支援事業)

- ・ リハビリテーション専門職が住民運営の介護予防活動等の支援を行い、地域における介護予防の取り組みを強化します。
- ・ 高齢者の状態に合った福祉用具の貸与や購入、住宅改修が適切に行われるようリハビリテーション専門職が現地確認や動作確認を行い、できる限り自立した生活が送れるよう支援します。

3) 実態把握訪問から何らかの課題を抱えている人を早期に把握し、各相談窓口と連携

(介護予防事業対象者把握事業)

- ・ 竹田市の高齢者が、住み慣れた地域で暮らせるように、一人暮らしや、高齢者のみの世帯を訪問し、収集した情報を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなげます。
- ・ 高齢者の抱える課題を把握し、関係機関との連携により、早期に専門機関につなげます。

4) 認知症予防教室や出前講座を通じて、認知症予防意識の向上

(認知症の予防活動の促進)

- ・ いきいき運転健康教室を行い、現在の自分の運転の状態を知って頂きます。
- ・ 認知症予防出前講座をサロン等で開催し、予防の意識を高めます。
- ・ 脳健康度測定会を開催し、自分の今の脳の健康状態を知る機会をつくり認知症の早期発見早期受診につなげます。

5) 認知症の人や介護する家族の支援

(本人及び認知症高齢者を介護する家族の支援)

- ・ 介護家族者の会・本人ミーティングを開催します。
- ・ 認知症の方や家族が気軽に集まれる場を支援します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防を必要とする人の把握	200人	200人	200人	200人	200人
住民運営の介護予防活動への支援	25回	25回	25回	25回	25回
おしゃべりサロン等への出前講座	30回	30回	30回	30回	30回
住宅改修・福祉用具適正化訪問件数	90件	90件	90件	90件	90件
家族の会の開催と運営支援	継続	継続	継続	継続	継続
よりそいカフェの支援	継続	継続	継続	継続	継続
いきいき運転教室	3回	検証	検討	—	—
認知症出前講座	随時	随時	随時	随時	随時
脳の健康度測定会	継続	継続	検証	検討	—

6) おしゃべりサロン事業（竹田市介護予防普及啓発事業）の充実

- ・ 関係課と連携して、専門職（看護師）の確保に努めます。
- ・ 地区ごとにリーダー会議を開催し、サロンの目的や事務手続きの確認、レクリエーションの紹介等を行います。
- ・ 自主的な集いの場の確保（新規立ち上げ、活動継続）を図るため、社協だよりを通じてサロン事業を広く周知します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リーダー会議の開催	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
サロン事業の周知	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

(2) 生涯現役をめざした生きがいつくりの推進

1) 地域支え合い事業の実施

- ・介護保険などの公的サービスだけでは補えない、暮らしのちょっとした困りごとのお手伝い「有償生活支援サービス」を実施し、高齢者の社会参加や外出の機会をつくるため、支援員を配置し、暮らしのサポートセンター自立に向けて運営支援をおこないます。
- ・7つのくらサポ間の連携・協働を図るため、暮らしのサポートセンター連絡協議会の開催を支援します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
くらサポの運営支援	継続	継続	継続	継続	継続
暮らしのサポートセンター連絡協議会	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回

2 地域防災力の強化

(1) 地域防災体制の確立

1) 災害ボランティアセンターの組織体制強化と、マニュアルの検証及び改訂

- ・外的要因（制度改正や社会環境等）や内的要因（組織改編や人事異動等）を踏まえ、有事の際に安定した被災者支援が行えるよう、必要の都度、災害ボランティアセンター設置、運営、支援マニュアルを見直します。

2) 災害ボランティアネットワークの強化

- ・災害ボランティアセンター運営への協力・連携に向け、災害ボランティアネットワーク協議会を開催し、平時からの連携を深めるとともに、各団体の「災害時担当者」「災害時の役割」を確認し、顔の見える関係づくりに努めます。

3) 災害ボランティアセンター設置、運営訓練の実施

- ・職員の資質向上を目的に、毎年災害ボランティアセンター設置、運営訓練を実施します。
- ・職員の定期異動後の年度当初に、災害ボランティアセンターの中心となる職員を対象に、毎年座学の研修を行います。
- ・九州ブロック協定や県下社協応援協定等を踏まえ、被災地災害ボランティアセンターへ職員派遣を行い、被災地支援の取り組みを学びます。
- ・災害ボランティアネットワーク協議会等関係者と連携・協力し、円滑で効果的な被災者支援に努めます。

4) 災害ボランティアの養成

- ・広域的な災害等により、多くの外部支援が望めない状況の中で、竹田市民力を発揮し、効果的な支援が行えるよう、災害ボランティア（個人）の確保・育成に努めます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マニュアルの改定	随時	随時	随時	随時	随時
災害ボランティアネットワーク協議会の開催	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
災害ボランティアセンター設置、運営訓練	座学 基礎訓練	座学 応用訓練	座学 研修会	座学 基礎訓練	座学 応用訓練
災害ボランティア養成講座の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
災害ボランティア新規登録者数	年3人	年3人	年3人	年3人	年3人

3 普段からの見守りと防犯活動

(1) 見守り活動の充実

- 1) 地域住民が認知症の正しい理解を持ち、地域で認知症の人を見守る体制づくり
 - ・認知症の正しい理解を持ち地域で見守る体制をつくります。
 - ・自治会等地域で認知症サポーターの養成を行い認知症に対する正しい理解を促します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成	年100名	年150名	年100名	100名	100名

(2) 地域防犯体制の充実

- 1) 各地区社協が行う見守り活動の支援

基本目標4 本会の組織運営と地域福祉の基盤づくり

(1) 組織運営の充実

①役員会等の開催

ア. 理事会

- ・理事会は、社会福祉法により業務執行に関する意思決定機関として位置付けられていることから、決算報告、中間報告及び次年度協議等を必須開催とします。また、会長職務執行状況の報告は4カ月を超える間隔で2回以上行います。

イ. 評議員会

- ・評議員会は、社会福祉法により法人運営の基本ルール・体制を決定すると共に、役員を選任・解任を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられていることから、年3回以上開催します。

ウ. 監査会

- ・監事は、理事の職務執行を監査するため年2回（上期と下期）監査会を開催します。

エ. 評議員選任・解任委員会

- ・評議員選任・解任委員会は、法人の理念や経営状態を理解したうえで中立的な立場から評議員の選任・解任を行う機関であることから、評議員の交代が生じた場合は遅滞なく開催します。

【評価指標】

実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理事会の開催	年3回以上	年3回以上 役員改選	年3回以上	年3回以上 役員改選	年3回以上
評議員会の開催	年3回以上	年3回以上	年3回以上	年3回以上 評議員改選	年3回以上
監査会の実施	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
評議員選任・解任委員会の開催	適宜開催	適宜開催	適宜開催	適宜開催	適宜開催

②各種会議等の開催

ア. 専門部会

- ・専門部会は、定款第2条の事業を効率的に推進するため、総合企画・財政部会、福祉活動部会及び介護保険部会を開催し調査研究を行う機関として位置づけられています。定期的な開催と必要に応じて会長へ意見具申を行います。なお、社会情勢の変化に応じて必要な専門部会の構成等を検討していきます。

イ. 幹部職員会議

- ・幹部職員会議は、社協事業推進における意思決定を行う場として開催します。また、各所属の事業進捗状況の確認や課題解決に向けた協議を行い円滑な事業推進を目指します。

ウ. 行政との定期的な会議

- ・行政の関係機関と定期的な会議（予算協議等）を行うことにより、社会福祉協議会の実施事業と財政状況の理解を深めます。また、竹田市政への協力や事業実施における詳細な協議を行うことで円滑な事業推進を目指します。

【評価指標】

実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門部会の開催	各部2回	各部2回	各部2回	各部2回	各部2回
幹部職員会議の開催	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回	毎月1回
行政との定期的な会議	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回

③研修会の開催

ア. 役員、評議員研修

- ・役員及び評議員に社協の事業全般について研修会を行うとともに、新規事業の協議や制度改正等による情報提供を必要に応じ行います。また、役員等の改選期には追加で研修会を行い、社協事業の理解を深めてもらいます。また、大分県社協の開催する役員及び評議員向けの各種研修会へ参加します。

イ. 職員研修

- ・全職員を対象とした人権研修会を年1回以上開催し、竹田市の主催する人権学習会への参加を推進します。また、各所属の円滑な業務執行に必要な技能や知識を積極的に習得する機会を支援し、階層別研修や有資格者ごとの研修を行い、キャリアアップによる資格取得（社会福祉士、介護福祉士及び介護支援専門員）に必要な経費の助成を行います。

【評価指標】

実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
役員・評議員研修	年1回以上	年1回以上 追加研修	年1回以上	年1回以上 追加研修	年1回以上
職員人権研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
キャリアアップ研修	3名以上	3名以上	3名以上	3名以上	3名以上
階層別研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

④適正な事業運営

- ・組織運営にあたり、社協の掲げる目標達成に向けて組織の活動を円滑に行うために、社協の重要な活動資源である、「ヒト（職員）」、「モノ（サービスや設備）」、「カネ（資金）」、「情報」を有効活用していきます。

ア. 職員の適正配置

- ・平成30年度に策定した定員管理計画（10年計画）に基づき管理していきます。社会情勢や社協の財政状況の変化等により見直しを行いますが、令和6年度に中間検証を行います。
また、事務事業の作業効率の見直しを行い労働時間の適正化を図ります。

イ. 財務状況の健全化

- ・令和3年度から3年間「第6次中期財政経営計画」を策定しています。体制のあり方、財源のあり方及び事業のあり方を基本方針の柱として、社協の財政及び経営安定化を図ります。

【評価指標】

実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員定員管理の履行	計画実行	計画実行	中間見直し	計画実行	計画実行
中期財政経営計画の履行	計画実行	計画実行 計画の検証	第7次計画 策定	計画実行	計画実行 計画の検証

(2) 地域福祉事業の充実

①竹田市福祉功労者表彰式及びたけた福祉健康フェアの開催

- ・市と共催で社会福祉事業に功労のあった者等に対して、功績を称える表彰式を開催します。
- ・市民が生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができる「やすらぎと安心に満ちた支え合う暮らし」の実現を目指し、市と共催で講演会の開催や展示・体感ブースを設置します。

②歳末助け合いチャリティーショーの開催

- ・益金を地域福祉活動団体等に活動資金として助成することにより、地域福祉の促進・市民の生活安定を図ることを目的に、市と共催で歳末助け合いチャリティーショーを開催します。

③高齢者表敬訪問事業の実施

- ・市と共催で102歳以上の高齢者へ記念品の贈呈を行い、長寿に対する敬意を表します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
竹田市福祉功労者表彰式及びたけた福祉健康フェアの開催	継続	継続	継続	継続	継続
歳末助け合いチャリティーショーの開催	継続	継続	継続	継続	継続
高齢者表敬訪問事業	継続	継続	継続	継続	継続

④竹田市共同募金委員会の活動支援

- ・各自治会へ呼びかけ、戸別募金の確保に努めます。
- ・大分県共同募金会と協働し、職域募金（バッジ、ボールペン）や大分グルメ散歩募金に取り組みます。
- ・各店舗に協力を依頼し、募金箱の設置に取り組みます。
- ・募金の浄財が福祉活動を行う団体等に配分できるように、社協だより等を活用し広く募集します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
戸別募金	継続	継続	継続	継続	継続
職域募金	継続	継続	継続	継続	継続
大分グルメ散歩募金	継続	継続	継続	継続	継続
募金箱の設置	継続	継続	継続	継続	継続
助成の周知	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回

⑤竹田市ボランティア連絡協議会の活動支援

- ・加入団体の減少や高齢化等の現状を踏まえ、ボランティア連絡協議会の今後のあり方について、ボランティア連絡協議会役員と検討をします。
- ・大分県ボランティア連絡協議会と協働し、各種研修に取り組みます。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修会	継続	継続	継続	継続	継続

⑥竹田市民生委員児童委員協議会の活動支援

- ・各単位民生委員児童委員協議会の活動等情報交換を行います。
- ・大分県民生児童委員協議会と協働し、各種研修に取り組みます。
- ・民生委員児童委員及び主任児童委員の活動を広めるためPR活動を行います。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理事会の開催	継続	継続	継続	継続	継続
各種研修会	継続	継続	継続	継続	継続
民生委員児童委員PR活動	継続	継続	継続	継続	継続

⑦社協会費への協力

- ・各自治会へ呼びかけ、一般会費の確保に努めます。
- ・賛助会費・特別会費の納入確保に努めます。
- ・会費使途について、社協だより等を活用し広く広報します。

【評価指標】

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般会費	継続	継続	継続	継続	継続
賛助会費	継続	継続	継続	継続	継続
特別会費	継続	継続	継続	継続	継続

資料編

1. 竹田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年12月7日

告示第96号

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく、竹田市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、竹田市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による一般市民
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴

くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉事務所において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

2. 竹田市地域福祉計画策定委員会名簿

	役 職	氏 名	所 属	
1	委員長	吉岡 暁督	社会福祉法人偕伴社理事長	
2	副委員長	佐々木成二	社会福祉法人やまなみ福祉会理事長	
3	委 員	秋田 勲	自治会連合会会長	
4		中城 賢一	老人クラブ連合会会長	
5		阿南 哲也	民生委員・児童委員協議会会長	
6		山崎 勢子	民生委員・児童委員協議会副会長	
7		後藤 幹雄	竹田保護区保護司会会長	
8		河野 雄三	(一社)権利擁護支援センターたけたねっと代表理事	
9		井 英昭	NPO法人 夢苞理事	
10		吉岡 庸博	社会福祉法人竹田市社会福祉協議会事務局長	
11		山口 誠	竹田市総務課長	
12		志賀 郁夫	竹田市企画情報課長	
13		熊谷 芳浩	竹田市保険健康課長	
14		阿南 輝明	竹田市人権部落差別解消推進課長	
1		事務局	宮成公一郎	竹田市社会福祉課長
2			後藤 靖文	竹田市高齢者福祉課長
3	渡辺 文彦		竹田市社会福祉課管理係長	

3. 竹田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹田市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的として、竹田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、竹田市社会福祉協議会理事をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、議事を整理し会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(実務者委員会)

第6条 委員長は必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、実務者委員会を置くことができる。

- 2 実務者委員会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が完了するまでの期間とする。

(報酬等)

第8条 社会福祉法人竹田市社会福祉協議会の規定に基づき支払うものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くための会を開催することができる。

(守秘義務)

第10条 委員会に出席した者は、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市社協地域福祉活動計画班において処理する。

(委任)

第12条 この要綱の定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

4. 竹田市地域福祉活動計画策定委員会名簿

竹田市地域福祉活動計画策定委員会名簿		
委員長	添田紀夫	理事
副委員長	児玉龍明	理事
	木部眞里子	理事
	吉岡曉督	理事
	土居昌弘	理事
	加藤和子	理事
	工藤厚憲	理事

5. 用語集

あ

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

一億総活躍社会

少子高齢化の構造的な問題を解決し、さらなる成長を続けられる社会を目指したものが、政府の掲げる一億総活躍社会。

一般世帯

住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を意味している。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービスのこと。SNS 上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

NPO 法人

Non Profit Organization の略。特定非営利活動法人とも呼ばれる。営利を目的としない組織のことをいう。

か

介護保険法

要介護者等について、介護保険制度を設け、保険給付等に関して必要な事項を定めることを目的とする法律。

共生型サービス

介護保険と障害福祉のサービスを一体的提供することができるよう創設されたサービスのこと。

ケアマネジャー

介護保険法におけるケアマネジャー（介護支援専門員）は、「要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるように市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立

した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの（法第七条第五項関係）」と定義されている。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の附属機関で、人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を具体的な政策に結びつけることを目指している。

個別避難計画

高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。

コミュニティソーシャルワーク

コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方のこと。地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開し、公的な制度・サービスとの関係を調整するなど、地域の福祉課題に取り組むこと。

さ

サロン

高齢者のための集いの場所のこと。高齢者の健康増進及び生きがいづくりを目的として、住民が自主的に行う。

CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility の略。企業が自社の利益のみを追求するだけでなく、全てのステークホルダー（消費者や投資家に加え社会全体などの利害関係者）を視野に経済・環境・社会などのニーズの変化をとらえ、それらをいち早く価値創造や市場創造に結び付けることによって、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化やより良い社会づくりを目指す自発的な取り組みのこと。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。

障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことであり、俗に学校カウンセラーと呼ばれることもある。いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えている児童・生徒とその家族や学校、教職員への支援を行う専門家のこと。スクールカウンセラーが児童・生徒等の心のケアを行うのに対し、スクールソーシャルワーカーは家庭や学校等、取り巻く環境への働きかけによって問題の解決を目指す。

生活支援体制整備事業

地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事業。

ソーシャルワーカー

病気や障がいなどによって生活に問題を抱える人に対して社会福祉支援（医療や介護・福祉に関する相談・援助・調整等）を行う専門職のこと。

支援が必要な人達をサポートするのはもちろんですが、病院や学校、施設など彼らの生活に関わる様々な機関や人々との連携・調整をするのがソーシャルワーカーの役割。

た

ダブルケア問題

子育て、親や親族の介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。ダブルケアを行う人の身体的ならびに精神的負担が大きくなるため、日本において大きな社会問題となっている。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムを実現するための手法の1つとして行われる会議。高齢者個人への支援の充実、それを支える社会基盤の整備を進めることを目的としている。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児、その他保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助等を実施する事業。

地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう、地域一体で支援する体制のこと。

地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担う。

調整済み要介護認定率

認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

家庭内暴力とも呼ばれる。家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のことだが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。

な

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活に不安がある人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ニッポン一億総活躍プラン

一億総活躍社会を実現するための実行計画。一億総活躍社会を創っていくため、名目 GDP600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロという高い目標を設定し、この的に向けて「新・三本の矢」が放たれた。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方のこと。

は

8050 問題

80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のことを指す。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者等、災害時の避難行動や避難所等での生活が困難な人のこと。

バリアフリー

道路の段差をなくすといった行為に代表される、障がい者や高齢者等の社会的弱者が、社会生活を送る上で支障となる物理的、心理的な障がい等を取り除いていく行為や施策、もしくは取り除かれた状態のことを指す。

ま

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動している（任期は 3 年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

や

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

文化や言語、宗教、国籍、門地の違いや障害の有無等に関係なく、誰でも利用できる設計・施工・構造のデザインのこと。

ら

リハビリテーション

一般的には「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられているが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味する。

第3次竹田市地域福祉計画・第4次竹田市地域福祉活動計画

編集・発行

竹田市 社会福祉課

〒878-8555

大分県竹田市大字会々1650番地

T E L : 0974-63-4811

F A X : 0974-63-0988

竹田市社会福祉協議会

〒878-0011

大分県竹田市大字会々1650番地

T E L : 0974-63-1544

F A X : 0974-63-1050



竹田市